

平成20年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年3月7日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博
政 策 監	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環 境 経 済 部 長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	東郷 達雄	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	教 育 部 次 長	常諾 眞教

秘書課長 立入 孝次 総務課長 中島 宗七
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則
書記 川崎 和美 書記 赤坂 悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第5番、奥村治男君、第6番、藤村洋二君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（林 克君） 日程第3、昨日に引き続き、代表質問を行います。

発言順位は、昨日報告したとおりであります。順次発言を許します。

それでは、日本共産党野洲市議会議員団第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） おはようございます。

それでは、日本共産党市議会議員団を代表して質問を行います。

1点目に、市長の施政方針について、質問を行います。

ご承知のように、現在政府が進める住民税増税、定率減税廃止などの増税、また後期高齢者医療制度に見られる社会保障制度切り捨てと負担増、昨今、原油高、物価高で国民生活は深刻な事態となり、格差と貧困の広がりが進んでいます。その上、消費税の増税も計画しています。その中で2008年度地方財政計画では、地方交付税をふやしたとっていますが、総体として削減であることに変わりはありません。本市の財政で言いますと、市長は市政方針で三位一体の改革により、国庫補助金減少により、市予算では基金取り崩し等で編成せざるを得ないとしています。

1点目に、このように国の構造改革路線、三位一体改革、地方財政計画は市民の暮らしと市財政を困難に追いやっていますが、市長の見解をお聞きいたします。

2点目に、平成20年度は行政評価により検証された施策の優先度の改善方向に基づいて予算編成したとされています。外部評価委員会の提言により、紙おむつ補助の削減や介護激励金を削減しています。市民生活に直接影響する内容であり、市民犠牲での財政健全化は許されないと考えます。再検討、撤回が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、県の財政構造改革プログラムの対応であります。

今後、年間400億円の財源不足が生じるとして、構造改革プログラムを策定し、市、町への負担、補助金削減をしています。県民の批判、市、町議会からの見直しを求める声に対して、知事は当初案からは若干軽減を図りましたが、基本は変わりません。大事なことは、県財政がこのような事態に陥ったのは小泉内閣が進めた構造改革、あるいは地方交付税削減等があります。県政でも無駄な公共事業を推進した前県政に責任があります。よって、これらを検証し、無駄を排し、県民の暮らし優先の県財政が必要であります。よって、市長は県財政の現状はどこに原因があるのかと考えているのかをお聞きいたします。引き続き、県の構造改革プログラムの見直しを求めるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、まちづくりと景観保全についてであります。

平成16年に景観法が施行されています。本市の場合、市長は合併を契機に、野洲市の三上山、中主の琵琶湖を有する本市において調和のとれた行政の推進を事あるごとに強調されてきました。本来、自治体がどのようなまちづくり、景観保全を進めていくのかどうかは、そのまちの玄関となる駅周辺の町並みを見ればよくわかるとされています。つまり、駅前からまちを一望したとき、その町並みに町を代表する歴史文化、伝統、自然などが実感できるかどうかということでもあります。具体的に野洲に当てはめると、野洲を訪れた人が駅をおり、まちを見渡した場合、三上山が眺望できるかどうか。町並みに野洲らしさを感じるかどうかであります。市では、総合計画や国土土地利用計画など策定されていますが、また駅前広場開発副都心計画、両新駅構想等々、いろんな諸計画がありますが、この中に景観も取り入れることが必要であります。

そこで1点目に、景観の整備、保全へ景観法に基づく条例制定の考えはあるのか。

2点目に、その中で今後の開発にあたり、景観を重視した規制なり、また景観計画に歴史、文化、伝統、自然の理念を位置づけた計画が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目、同和行政の終結であります。本市における同和行政は、これまでの成果・到達に立ち、終結すべきであります。ところが、差別ある限り、法のあるなしに関わらず必要としています。以前にも言いましたが、そもそも人間は有史以来社会の構成と活動の中で、理性、良心を持ち、人間社会発展の中でそれが成長し、社会の発展を形成してきました。ですから、本市でも三十余年の市民の取り組みで今日の成果・到達を得、終結すべきものになったものと考えます。私はそれをも否定することは、人間の理性、良心、成長を否定するばかりでなく、同和行政の継続は、行政自身が市民と市民との間に垣根をつくり、人権と民主主義の発展を阻害させているものと考えます。このような姿勢は教育長の教育方針を見ても明らかであります。教育方針では3点にわたり教育目標を述べていますが、その1つに人権尊重の地域づくりとして、部落差別をはじめとするあらゆる差別問題を解決する人権教育が広がった。しかし、いまだに事件、事象があるとして、教育現場でも同和問題を中心とした人権教育を強調しています。しかし、そのような方向は間違いだと思います。今、本当に必要なことは、人間を大切にする市民道徳と社会的道義の育成であり、学校教育でも、社会教育でも同時に必要であると考えます。

国連子ども権利委員会は、日本政府に対して、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達のゆがみにさらされていると勧告しています。これは、世界でも異

常な競争主義の教育、管理主義の教育で、子どもたちの心と成長を傷つけています。このことがいじめ、不登校の1つの要因にもなっています。また、社会においても、リストラ、雇用破壊、長時間過密労働による家族コミュニケーションの破壊、勝ち組、負け組といった弱肉強食の競争至上主義で他人を思いやるゆとりが奪われ、国民の精神生活にも殺伐とした雰囲気を持ち込まれています。ですから、必要なことは、社会、政治のゆがみをただし、人間が人間を大切にす市民道徳と社会的道義の育成に力を入れるべきではないかと考えます。このことが、誠の人権教育ではないでしょうか。

以上、述べましたが、教育長に見解をお聞きいたします。また、市長にも同様にお聞きいたします。さらに、本市の同和行政の終結に向けた決意についてもお聞きいたします。

4点目に、広域消防化についてであります。

ご承知のように、県内の消防体制のあり方を検討していた、滋賀県常備消防広域化検討委員会が、現在県内8カ所の消防本部を一元化することを盛り込んだ提言を知事に提出しました。検討委員会の提言では、広域化すれば、通信指令が一本にできる、人材が育成できるなど、提言しています。しかし、現実には広域化となれば、消防機能と住民サービスの低下が懸念されます。現在、県内8カ所の消防本部は、所管市町の常備消防体制を行っていますが、これが広域化では、通信指令が県下一本化されるとしています。現在、湖南消防では通報は栗東の消防本部に入り、ここから4市の消防署に出動指令が出ます。これが広域化されると、遠く離れた広域本部から各消防署に指令が出ます。もう1点、広域化されると、数年単位でこれまで配属されている消防本部から他の遠くへの消防本部への異動もあります。つまり、通信指令にしても、消防署の職員にしても、地元の道路事情や消火栓の位置も含め知り尽くしています。ですから、通信指令や緊急出動にしても機敏性が保持されています。これが、広域化されれば保てなくなることは必至であります。

以上、広域化に問題もあり、慎重な検討が必要と考えます。同時に大事なことは、今日災害、事故の、また大地震が想定される中、現在の常備消防の職員、あるいは車両の充実配備こそ急務と考えますが、見解をお聞きいたします。

5点目に、雇用問題であります。

今、貧困と格差の拡大、広がりが問題になっています。その中で、人間としての最低限の生活も保障されない、ネットカフェ難民と呼ばれる人たちも増大し、ワーキングプアと言われる世帯は450万から600万にも達していると言われていています。また、働く人全体の約30%が非正規、そして20歳代の若者と女性の約半数は非正規と言われておりま

す。この大もとは、非正規雇用を拡大させたいという財界の要請に従って、労働法制を改悪してきたことにあります。中でも、労働者派遣法の規制緩和が大きな原因です。たび重なる改悪によりまして、今や派遣労働者は255万人に達し、1999年に派遣対象業務を原則自由化して以降、この8年間で3倍にも急増しています。その圧倒的多数が、仕事があるときのみ雇用される登録型派遣労働者であり、極めて不安定な雇用と低賃金であります。また、派遣労働者の47.7%が年収200万円以下、女性の場合は55.1%に跳ね上がっています。若者と女性が最も困難な労働実態のもとに置かれています。また、日雇い派遣やスポット派遣といった極めて不安定な日雇い労働の増大、偽装請負、多重派遣など、違法行為も事実上野放しになっていると言われていています。派遣契約の解除を理由に解雇される。残業代が出ない。苦情を言ったら契約を更新されなかったなど、まるで派遣労働者が物のように使い捨てにされている現状があります。

そこでお聞きしますが、本市の場合、京阪神の通勤圏であり、また企業進出、さらには企業立地法の計画同意を受け、一層企業誘致を推進しようとしています。よって市民の暮らしを守るべき行政の責務としてこの問題に取り組む必要があります。

1点目に、市内企業の実態雇用調査であります。

非正規労働者の増大は、働く人々の暮らし、将来展望を失わせます。市にとりましては、低賃金労働者の増大は税収にも関わりますし、まちへの不安定な定住にもつながります。ひいては、まちの活性化に影響します。これまで雇用問題は企業の問題であると答弁されていましたが、そのような認識を改め、市内企業の雇用実態調査が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目は、企業が社会的責任を果たすことが重要であります。

働く人々の生活と権利を守る立場から、とりわけ進出企業に対して正規雇用を義務付けるため、一定の取り決めなり、行政としての指導なりが必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目には、今日派遣労働問題では、偽装請負や改悪派遣労働法といえ、それを守らない企業の問題があります。そこで、市役所にこれらの問題、相談を扱う窓口の設置や、また権利や解決の方向を示すパンフレットなどを置くなど、これらの取り組みを行政がする必要もあると考えますが、見解をお聞きいたします。

4番目に、これらの問題は単に民間企業だけの問題ではありません。本市の場合、現在正規職員数は429名、嘱託職員、臨時職員は188名であります。つまり、職員全体の

非正規職員比率は30.9%であります。統計によりますと、公務員労働者の全体の非正規職員比率は20%前後とされています。これらから見ても、本市の非正規職員比率は異常に高いものであります。

そこでお聞きしますが、1点目、嘱託職員及びパート職員で、通算3年を超える職員はいるのか。存在するならば、その実態について答弁を願います。

2つ目に、3年を超える職員については、法の立場からも正職員への採用が必要と考えます。見解をお聞きいたします。

6つ目に、農業問題であります。

ご承知のように、今年1月発覚しました中国製の農薬入り餃子事件は、食の安全性を根本的に問う問題となりました。共同通信社が行いました世論調査で、今回の事件で政府がとるべき対応についての回答で、最も多い回答は国内農業を見直し、食糧自給率を高めることでありまして55.5%でした。つまり今回の事件を、多くの国民は一事件というよりも農産物輸入自由化一辺倒の農政のよとの農業問題と位置付けているわけでありまして、これは、牛肉の輸入自由化、あるいはBSE問題でも同様であります。ですから、今回の事件は改めて農政が問われています。今や日本の食糧自給率はカロリーベースで40%を切り、先進国で例のない低水準に落ち込んでいます。これは、1995年のWTO農業協定の受け入れもあり、農業を犠牲にする輸入拡大で、農産物の輸入自由化で価格保障の削減・廃止等、また市場原理にゆだねる施策などがあります。具体的には、この農産物輸入自由化による影響は、農産物の輸入数量は2002年には1985年と比較して2.4倍、これに反して国内農業の総産出額は77%にまで減少しています。これを詳しく見ますと、1985年の農業総産出額は1兆2,708億円でしたが、2003年度は8兆9,011億円に落ち込んでいます。とりわけ、これを米で見ますと、1985年度が3兆6,339億円でありました。2003年には2兆3,427億円となり、1985年の対比で6割にまで落ち込んで、米価下落と相まって深刻な事態であります。

以上、農産物輸入自由化とその影響について述べましたが、だからこそ、現農政の評価、あるいは抜本的見直しが必要であります。

以下3点質問をいたします。

1点目に、現農政の現状をどのように分析し、どう評価するかであります。

言うまでもなく、今日の農業破壊は、財界の意向とアメリカの要求のもと進められてきました。再三言っております輸入自由化や、多様な担い手を排除しながら、米を市場原理

にゆだね、価格の下落を押し進める農業構造改革路線、小泉内閣以来、政府はこの路線を加速化させてきました。その理由は、貿易自由化の流れに対応する競争力の強化を図るとして、農産物の自由化を一層進め、外国産と競争できない農業は潰れていいというまでの主張もあります。そのための具体的な施策が、品目横断的経営安定対策であり、輸入自由化を国際的公約とするWTO協定や経済連携協定などにあります。ここには、多様な担い手による日本の農業を守り、自給率向上と食の安全性、また農地と環境の保全を基本とする姿勢はありません。今、世界の食料事情を見ますと、人口増、環境破壊、地球温暖化のもと、穀物供給は逼迫した状態です。米で言いますと、世界の米生産は伸びていますが、消費がそれを上回り、在庫率の減少、また穀物価格は高どまり、つまり食料の輸入自由化と外国依存はいずれ破綻するのは必至であります。このため、近年世界の多くの国は、自国の食料は自国で自給する政策が推進されています。すなわち、食料主権の立場であります。これを放棄し、アメリカ、あるいは財界の意向を受け、農業破壊につながる政策を幾ら進めても、日本の農業の将来発展はありません。よって、輸入自由化と日本の農業破壊の現農政をどのように評価されているのかを、まずはじめにお聞きいたします。

2点目に、このような農政のもと、農家の強い批判が高まり、品目横断的経営安定対策は若干改正されました。しかし、中小農家、家族農家を対象から外し、地域農業と農業経営を疲弊、破壊させることには変わりありません。改めて農業をやりたい、続けたいと願う多様な担い手も含め、すべての農家を農業の主軸に置くこと、そのための後継者育成支援も必要。また、本市でも、米で言いますと、魚のゆりかご水田、シルキーライス、野田富士米、また赤富士米生産組合などの特産米取り組みも行われています。これらへの支援策や抜本的な全体の対応が必要と考えます。このことが市民と子どもたちに安全で安心な食料の生産と供給、地産地消の取り組みにもつながるものであります。見解をお聞きいたします。

3点目に、以上述べましたように、安心・安全な農産物の生産、供給、環境と調和のとれた農業の健全な発展のため、市の責務を明確にし、市農業の振興あるいは支援など、すなわち今後の市農業の基本方向、目標、取り組みの方向を定める農業振興条例を制定すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

7点目に、市有地の処分であります。

言うまでもなく、市の財産処分は条例で定まっています。今議会補正予算でも、財政健全化計画に沿って、財源不足を賄うために市有地処分した予算が提案されています。本市

の貴重な財産であるだけに、市の将来方向を見据えた処分、すなわち一時の財源確保のため安易に処分されてはなりません。この点、処分の決定基準はどのようにされているのか。また、処分は入札されていますが、単価決定はどのようにされているのか。また、入札以外の例もあるのか等をお聞きしておきます。

最後、8点目、住民投票条例に関して若干お聞きいたします。

昨年の議会で、まちづくり基本条例が制定され、10月施行されました。本市にとって市民、行政、議会が一体となって、今後の野洲市のまちづくりの基本方向が定まりました。今年2月からは、今後の基金条例や住民投票条例について議論するまちづくり基本条例推進委員会の審議もスタートされました。市長は今後の方向について、当初の段階では基金条例は4月、そして住民投票条例は今年10月施行を目標にしていると答弁されていました。これらの案件は、まちづくり基本条例の基本をなす部分でありまして、市民参加で市民がまちづくりを進めることが基本にならなければなりません。そこで若干聞いておきたいと思いますが、住民投票条例では、まちづくり基本条例審議の際、市長は16歳規定を提案されました。また、答弁では常設の投票制度であることも表明されていました。これらを基本に今後市民、委員会、議会等で審議されるわけでありますが、加えて投票実施条件も含め、市長自身は今後進めるにあたり、どのような認識見解をお持ちなのか。また、改めて住民投票条例の制定時期、施行時期等についてどう考えておられるのかをお聞きしまして、質問といたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。2日目の議会でございまして、ご苦労さんでございます。

それでは、代表質問の日本共産党野洲市議会議員団の小菅議員の質問にお答えを申し上げます。

教育委員会に関わる質問もございましたので、これは教育長にゆだねるといたします。また、昨日も申し上げましたが、再質問等で細かい数的なことが出たときには、部長にまた答弁をいただこうと、こういう思いでございますので、あらかじめご了解をいただいております。

それでは、まず所信表明と市政運営について、第1点目の国の構造改革路線、いわゆる地方分権改革でございますが、その中での三位一体改革についての見解をと、こういうことでございます。このことについては、私、前からも申し上げますように、これらの

地方自治体のあるべき姿は、昨年11月に第2次地方分権改革の審議会がございまして、中間答申をされました。中にも、民でできることは民で、地方にゆだねることは地方に任せていこうと、こういうような要旨の内容がございました。そこで、私は、やっぱり自主自立を高めて自らの政治において地方行政を運営していくことが求められていると、このようにはっきり認識をいたしております。基本的には必要な改革であろうと。改革そのものは地方分権推進の観点からも、やはり私は大きく評価をいたしております。しかしながら、現状の国庫補助、あるいは負担金や地方交付税の削減の内容を見ますと、国の財政再建に主眼を置いたものでございまして、国と地方の役割分担に見合ったものでないと、このように見極めております。そこで、三位一体の改革では、やっぱり地方財政を圧迫している部分がございますので、したがって、今後も国に対して強く要望をしまいたい。これは、やはり申し上げておきますと、地方の役割分担に見合った税源移譲を、地方交付税の合併当時の額を保障しながら、現行法定率を堅持していただく、こういう要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の外部評価委員会の提言に基づく財政健全化についてのご質問でございますが、本市の行政評価及び財政健全化については、ご質問にもあるような方向に立っているものではございません。いずれの取り組みにいたしましても、市民を基点に、よりニーズや効果を検証し、その結果、投じるコストに対して効果が低いと判断されるものから順次必要な削減を行っていこうと、こういう考え方を持っております。

なお、指摘の福祉関係の2件の事業の見直しにつきましては、事業の具体的な状況を検証し、また関係者が真に何を望んでおられるのかを検討した結果、現行事業を縮小し、その財源を相談体制、あるいは施設の環境の充実等に充当をしていこうという判断をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。ご指摘の福祉関係の2件というのは、これはご理解をいただいていると思うのですが、そういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目の県の財政構造改革プログラムの対応についての見解ですが、県の新たな財政構造改革プログラムにつきましては、厳しさを増す財政状況と地方分権の進展に伴い、地方行政組織のスリム化や新たな行政システムへの変革、さらには行政サービスの再構築などを内容とする改革が必要であることは十分に理解はいたすところでございますが、しかしながら、市町村への補助金の見直しは、これまでの福祉施設の充実や成果、また今後の課題等を十分踏まえていないことから、引き続き、同プログラムの再考を求めていきます。

いと、こういう思いをいたしております。しかし、県の財政状況の分析やその他については、知事さんがコメントなさっているとおりでございます。単なる野洲市の市長がこれをコメントするという事は、立場上、適当でないと考えておりますので、県自体の問題として受けとめております。

第2点目のまちづくり景観条例についてのご質問でございますが、まちの景観整備、保全のための景観条例の制定の考え方についてであります。ご承知のとおり、滋賀県では今年度において景観計画を策定中でございます。あわせて、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例が改正をされる予定でございます。そこで、先に制定いたしました本市の都市計画マスタープランの中におきましても、景観計画の策定により、野洲市独自の景観づくりの明確化を図ろうとしているところも取り入れております。今後、開発時における景観を重視した規制や、また歴史、文化、伝統、自然の理念の位置づけにつきましては、景観計画の中に盛り込んでいくものが必要と考えております。したがって、野洲市としても景観保全につきましては、その重要性を十分に認識はしております。今後、検討してまいりたいと、こういう思いをいたしております。

第3点目の同和行政についてのご質問でございますが、本市では、同和問題の早期解決に向け、同和行政に取り組んでおりますが、いまだに現実の問題として、やっぱり差別事件が後を絶たないという実態がございます。また、市民の差別意識についても、いまだ根強く残っていることが、旧野洲町あるいは旧中主町で実施をいたしました、人権問題に関する住民意識調査の中でもやっぱり明らかになっている。このことから、やっぱり本市では同和問題の解決を市政の最も重要な課題の1つとしてとらまえております。部落差別の解消に向け、今後も残された課題の早期解決を図るために、一般施策の有効かつ適切な活用を図りながら、総合的、計画的な施策を積極的に推進していく、そういう考え方を持っております。

次に、第4点目の消防の広域化についてでございますが、常備消防の広域化は近年の災害や事故の多様化及び大規模化、発生の内容が非常に大規模化になっているということと、都市構造の複雑化、あるいは住民ニーズの多様化等の環境の変化によりまして、小規模な消防本部では、出動態勢、保有する資機材、専門要員の確保等に限界があります。そこで、組織運営や財政面での厳しさなど、十分な消防力を維持するのは困難な状況にあることから、広域化にある行財政のスケールメリットを実現して環境の変化に的確に対応し、市民の皆さんの生命、財産及び身体を守ろうと、こういう観点から、滋賀県では消防広域化推

進計画、素案ではございますが、基本的な考え方として、広域化によって消防本部を全県1消防本部が望ましいと、その実現に向けて関係者により協議の場を設けておられます。今後、この協議を見守っていく必要があると思いますが、我々は今取り組んでおります、湖南広域消防本部の充実のために、また新たに第9次消防計画を20年度から実施するという新しい段階を迎えておりますので、その計画によって、やっぱり湖南広域消防の充実を図っていききたい。まずはそれに取り組んでいききたいと、こういう思いをいたしております。

次に、雇用問題についての第1点目の市内企業の雇用形態の実態調査をすることについての見解でございますが、総務省が5年に2回の割合で事業所、あるいは企業統計調査を実施しております。市といたしましては、雇用実態調査を実施する考え方は持っておりません。

第2点目の進出企業に対する正規職員を義務付けるための一定の取り決めに対する見解ではございますが、労政施策の根本たる労働法においても定めがなく、県や近隣市においても実施の事例がなく、本市としても現在のところは考えておりません。

第3点目の市役所に派遣労働問題を扱う専門の窓口を設置してはどうか。そして啓発をやったらどうかということでございますが、労働相談業務は国の管轄に値するものでございまして、大津労働基準監督署に既に専門の窓口が設置されている状況もでございます。市では、国及び県と連携し、今あるネットワークを利用していただけるよう、情報提供を行っております。現在の機関が十分に活用されることで当問題は解決されると考えておりますので、市としては専門の窓口設置は考えておりません。パンフレット等の設置については、国の作成しているパンフレットの内容を市のホームページや広報等を通じて、広く市民の皆さんに情報の発信はやっていこうと、そういう思いをいたしております。

次に、4点目の嘱託職員及び臨時職員で通算3年を超えている職員はないのかというお尋ねでございますが、臨時職員は毎年公募採用試験を実施しており、1年を超えている職員はおりません。また、嘱託職員についても、雇用期間を3年以内とし、公募採用試験を実施すると共に、採用時に嘱託職員としての身分及び雇用期間等を明示した勤務等、雇用条件を提示した上で承諾を願い、雇用を行っております。

第6点目の農業問題についてのご質問にお答えしますと、まず第1点目、輸入自由化と日本農業破壊の現農政をどのように評価するのかという質問でございますが、まず農産物をめぐる国際交渉について、守るべきものはしっかりと守るという態度を明確にした上で、

国際問題を構築すべきと考えております。また、現在の本市の農政は、担い手の育成を強力に推進しているところでありますので、我が国の農政としても、実状に応じた担い手の支援を強化していただきたいと考えております。

第2点目に、品目横断的経営安定対策の抜本的見直しについての見解でございますが、まず品目横断的経営安定対策の名称が、水田経営所得安定対策と名称変更をされました。この対策は、農産物の生産条件の不利の補正や経営の安定を図ることを通じて、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立する施策と認識しております。今般、国において地域の実態に則した加入資格要件が見直され、4ヘクタール未満の認定農業者でも市町村の特認制度によって加入できるようになりましたので、今後本市においてもこの制度の活用を検討していきたいと考えております。

最後に、農業振興条例の制定についての見解でございますが、第1点目でお答えをいたしましたように、現在推進している担い手農家の育成振興を図ることが最重要課題と認識をいたしており、本市といたしましても、水田農業ビジョンや農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造に基づき、推進してまいりたいと考えており、農業振興条例の制定は現在のところ考えておりません。

第7点目の市有地処分についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の市有地処分の決定基準については、現在未利用の遊休地で、今後においても有効活用度の低い市有地について、野洲市公有財産審議委員会において審議を行い、処分を決定しているところであります。

第2点目の単価の決定については、不動産鑑定士による当該市の鑑定評価を実施し、予定価格を決定しているものであります。また、入札以外の例といたしましては、里道及び水路で、もともとの赤線、青線ですね、その機能を有していない物件で、隣接者より払い下げを希望された場合につきましては、随意計画により、払い下げをしているところでございます。

最後に、8点目の住民投票条例についてのご質問にお答えをいたします。住民投票制度は、市政に関する重要事項について、直接住民の声を聞くために有効な手段であり、まちづくり基本条例第22条に規定をいたしております。同条例では、議会において十分に検討をいただき、修正案を可決いただいたものでございますので、具体的な発議や住民要件など、住民投票に関する必要な事項は別に条例で定めるものと規定をいたしております。住民投票に関する必要な事項については、まちづくり基本条例推進委員会で諮問をいたし

ております。市民代表の皆さんに審議をいただいているところでございまして、具体的な制度に関する見解は差し控えさせていただきます。まちづくり基本条例の趣旨を受け、住民自治を確立し、まちづくりへの参加を具体的に保障する仕組みの1つとして重要な制度であるという認識はいたしております。さらに、制度化を図ることにより、市政に関する関心が高まり、自治の風土が醸成され、一人ひとりがまちづくりに責任を持つことにつながるものであると、期待をいたしております。

また、住民投票条例はその権利を行使するための具体的な手続を定める重要な条例であることから、平成20年度中には十分な議論をいただいた上で成案に諮っていききたい、こういう思いをいたしております。そこで、このことについては、今委員会に諮問をいたしております。諮問の内容については、若干触れさせていただきたいのですが、条例の形式をお願いしているのではなしに、まず市政に関する重要事項について、直接多くの市民の皆さんの声を聞くための有効な手段として制定されることを期待すると、こういうふうに申し上げておりますので、住民投票制度に必要な細部の規定は申し上げておりませんので、意見を聞くということになっております。若干ここで申し上げておきたいのは、まちづくり基本条例の制定については、あれは制定委員会という委員会で行っていただきましたが、これは諮問委員会で、国で言う市長の私的諮問でございますから、どしどしと意見を自由に出していただこうと、それを我々が集約をしようと、こういうことで若干の意味が違いますので、ご理解をいただいております。

以上、私のお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） おはようございます。

日本共産党野洲市議会議員団を代表されました、小菅議員のご質問にお答えをいたします。

第3点目の同和行政についてでございますが、人権問題に関する意識調査の結果から、市長も申されておりましたが、市民の意識は過去の調査と比較いたしますと、従来の教育の取り組みの成果もございまして、市民の意識は一定高まっている面も見られます。しかし、差別意識は根強く残っている現状もうかがえます。また、部落差別に係る事例が現実には起こっていることから、部落差別は今なお存在しているというふうに判断をしております。このことから、部落問題の解決に向け、残された課題である教育、啓発を一層充実させることが必要であるというふうに考えております。また、あらゆる差別をなくす取り

組みに生かすために、人権教育を推進していくことも極めて大切であり、その取り組みが部落差別をなくすことにもつながっていくというふうに考えております。今後も、同和教育基本方針に基づき、同和教育の推進と同和教育の実践で培ってきた成果を生かして、教育、啓発の内容や手法についても工夫を加えながら、人権尊重が当たり前となる地域社会の実現、すなわち人権文化の創造を目指しまして推進に努めてまいります。そして、同和教育、人権教育の大きな目的の1つでもある、人を大切にできる、人と人が豊かな関係をつくり出せるまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、何点か再質問いたします。

時間の関係がありますので、絞ってちょっと質問したいと思います。

1点目の問題なのですが、市長、全体、国に対して、改革は評価するが、しかしやり方は税源移譲等の問題でかなり異論というか意見はお持ちなので、それは部分的にはそのとおりだと思いますけども、根本的には、やはり国の改革の基本からこういうことになっておりますので、それはそれで今後再認識、もう一度していただきまして、今後国に引き続き要望をするように、これは申しておきたいと思います。

それで市の事務事業評価、あるいは外部評価委員会等のことですが、これまで事業評価の低いものを見直しているもので、切り捨てでないと言われましたが、昨年18年度の場合は、事務事業評価実施結果とってこの一覧表をもらったのですが、自治会活性化補助金、これも削減されたのですよね。今回、次年度も、先ほど言われた二転三転の福祉施策をしようとしてされているのですけど。これ、本当に事業評価が低いのか、私はそうではなくて必要であると認識しているのでありまして、認識の違いと言われればそれまでですけども、全体見まして18年度の場合もそうでしたし、19年度、20年度、今後の予算案の中に盛り込まれているやつも、全体として事務事業をどう見直すというよりも、財政健全化計画に基づく市民への切り捨てのように思っているのですけど、私はそう認識しているのですけど、違いますか。ここ、もう一度確認しておきたいと思います。

それと景観条例の件ですけども、ちょっと答弁ははっきりわからなかったのですけど、市長自身が景観保全の必要性を認識されているということはわかったのですけども。いろんな諸計画、今後開発計画やらあるのですけども、全体統一して取り組む必要があると思うのですよね。それでちょっとわからなかったのですけど、十分認識している、今後検討し

ていきたいというのは、条例化のことでしたかね。ちょっとその点、もう一度確認しておきたいと思います。

それと、絞って質問いたしますが、消防の広域化なのでですけど、広域化でいろんな面で、スケールメリットで充実が図れるということを言われたのですが、指摘した問題点ですね、その点については、どう思われるかというのは、ちょっとはつきりわからなかったのですが、広域化によって通信指令が一本になれば機敏な出動態勢がこれまでどおり保持できるのかどうか。あるいは、人事も含めて広域化されますと、地元に着したそのような消防業務ができるのかどうかですね、そこら辺が懸念されている部分やと思うのですが、懸念の1つは。その点、メリット面を一定強調されましたが、懸念されているところについては、どう認識されているのかお聞きしておきたいと思います。

それと、雇用の問題であります。これはもう言うておくだけにしますが、いずれにしろ、市民の雇用実態に対する市の認識は甘いと思いますね、やっぱり。やはり、県が、国がと言っているのじゃなくて、市民の問題ですので認識を持つことが必要だと思います。それで、先ほどの答弁でちょっとこれもよくわからなかったのですが、本市の場合は、さっき言いましたように、正職員が429名、嘱託、臨時職が188名、非正規率は30%なのですが、改悪されました労働派遣法でも、派遣社員は一時的措置、長期継続したらだめなのですよ、本当は、ですね。3年を超える派遣労働は本来禁止されているのですね。引き続き働いてもらう場合には、正社員として雇用の申込み、その労働者に対してですよ、義務付けているのですよね。なのに、企業は規制から逃れるために3年でやめさすとか、また配置替えするとか、事実上の違法行為もいろいろされているわけなのですけども。それから照らし合わせて、市の職員体制を見た場合、1つお聞きしたいのは、先ほど嘱託なり採用されて、1年ごとですけど、一応3年で完全にやめてもらって、引き続きの場合は、引き続き嘱託身分でいいのかを確認して4年目に臨む趣旨の答弁をされたと思うのですが、これは、ちょっと法の立場から見ると問題があると思うのですね。さっき言いましたように、改悪派遣法でも3年を超えた場合には、企業の方から正社員になりませんかということをお聞かないといけないことになっているのですよね。ですから、いろいろ言われましたが、3年を超えて4年なり、5年なり、7年なり、要するに3年以上のフル勤務の嘱託なり臨時職員は、何名いるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。正職、嘱託、臨時職の人数は言っていただきましたが、3年を超えてという人数ですね、それをお聞きしておきたいと思います。

それと、次、市有地処分ですけど、基本的な考え、答弁していただきましたが、しかし問題ある処分もあると思うのですね。平成19年度では、16件の市有地の売り払いがされていますが、今回、補正にも計上されています。その中で、乙窪工業団地内に設置されている橋が314万9,212円で近江ニスコに払い下げられたことが入っていますが、この払い下げ価格は、私は極めておかしいと思っているのですよね、先ほどいろんな払い下げのことを言われましたが。この橋は、工業団地開発のときに中主町と近江ニスコの間で土地の交換が行われまして、その中で必要ないとわかりながら設置された橋なのですよね。だから、普通の払い下げなら、それでいいかわかりませんが、つくってはならない橋をつくったのだから、当時の設置価格で払い下げすべきだと思うのですね。それを安く払い下げるのはおかしいと思うのですよね。

これ、見えますか、大きく。わからないかな。もっと大きなの。平成11年4月から10月、赤で書いています、このときに工業団地の工事が、道路工事、橋工事がされたわけなのです。それ以前に、1年前に会社と土地を交換することを、同意書を締結しているのです。それで工事が始まりまして、工事が終わって翌月には土地の交換契約が締結されています。翌年の1月には土地登記が完了している。すなわち、その敷地内にあった農道が継続して必要だから橋をつくったと言われましたが、既に工事の前からもう土地の交換は決まっております、工事完了後農道は廃止されることがわかっていながら橋がつくられたのですよね。そういう意味では、当時の設置価格で払い下げというのはおかしいのですよね。それが、今回払い下げられたのは、橋本体が、いろいろ数字を書いています、原価法という方法で単価を決めているのですけど、当時405万円ほどですか、ちょっと数字、こっち見にくいのですけど、それが経年していますから、原価率を0.731掛けて296万円、それから橋の上の舗装の部分は当時23万ほどかかって0.155を掛けて3万5,715円ですか。それで、結局橋の設置が当時428万円だったのが、今回299万、これにプラス消費税掛けてありますが、約百二、三十万、当時の設置価格より安く払い下げているわけですね。再三言っていますように、設置してはならない橋を設置したのだから、普通の払い下げじゃないのだから、今回の場合は当然当時の428万4,504円、これを請求すべきなのに299万250円で払い下げられている。これは極めておかしいというか、私、不当だと思うのですよね。そういう意味で、当時の設置価格で改めて請求される意思があるのかどうか、その辺、確認しておきたいと思います。

次に、農業問題ですけど、いずれにしろ、ふだん言っていますように、農業問題は国の

農政に大きく影響を受けるわけでありまして、その中で地方自治体がどうやっていくかというのは、本当に大変だということは理解できるのですね。けども、その中で最大の努力をやっぱりしなければならないと思うのですね。野洲市農業の減少は12月議会でも言いましたが、農家戸数も本当に減ってきております。それから、農業の野洲市の産出額ですけど、平成16年では、全体で29億3,900万円だったのですよね。それが19年度はまだわからないですので、18年度は28億6,000万円です。若干減ってきました。けども、とりわけ米は、平成16年が19億1,000万円だったのですよ。ところが18年度は17億6,000万円まで落ち込んでいるのですね。やはり、19年度はもっと減るんじゃないかと思うわけなのですけども。逆に野菜が5億4,000万円でありまして、これは県下5番目の産出額なのですよ、野洲市の場合。とりわけ旧中主が県下有数の野菜生産地帯なのですけども。いずれにしても言いたいのは、中小農家も大変、大規模農家も大変、品目横断が多少改善されても、しかしそれでも根本的には、私はよくなりませんと思うのですね。だから、このまま放置すると、農業も農地も環境も守れないと考えるのですね。やはり根本的には国なのですけども、農政の見直し、すべての農家を対象にして、市独自の対策支援策が必要だと思うのですね。市長も先ほど答弁されましたが、今言いました私の数字、いろんなのを言いましたが、小手先では本当によくなりませんよ。だから、1つの打開策となる振興条例も本当に必要でないかと思うのです。

改めてお聞きしたいのですが、これもちょっと統計で調べたのですが、比較的野洲市の場合、考え方によっては大したことないと言われるかも知れませんが、それでも市と県の数値がちょっと合わないのですけども、野洲市でも3万3,000平米ぐらいの放置田があると。これ、県の統計だと、畑なども含めて27ヘクタールになっているのですけども。ちょっと数字が合わないのですけども、統計の取り方が違うのかわからないのですけども、こういうなのもふえてくるわけなのです。滋賀県で、野洲市で野菜が本当に県下有数と言ったって、こういうところもあるのですよ、こういうところも。最近、畑でも産廃みたいなのが置かれているところもいっぱいありますしね。これ、ハウスなのですけど、もう本当に草ぼうぼうで放置されて農家は心を痛めていると思うのですよ。だから、国に言わなければならないことは言わなければならないけども、やはり市独自の支援策とか、支援策は1つの手なのですけど、基本的に野洲市の農業をどう位置づけ、どう目標を持って、基本を定めて、その中でいろんな具体策をつくっていくという。この振興条例、多くの自治体で制定しているのですね、県にもありますけど。やはり考えないと本当

にだめだと思うので、ちょっと再度見解をお聞きできればなと思います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 再質問をいただきまして、まず行政評価について、18年度の改革の内容というふうにおっしゃっているのですが、18年度は我々内部的に行いましたもので、やっぱり我々は19年度から、18年の10月に出しました財政構造の改革についての内容については、これは予算ベースでやったので実態にそぐわないということを私、議会で申し上げているのですわ。失礼な言い方なのですが、だから19年度の決算をもってやりましょうということで、19年の10月に出した、いわゆる改革案をもとに進めているというのは実態でございまして、その中で行政評価を加えていったと、こういうことでございます。若干ずれがございしますが、この辺はおわびをしておかないといけないのですが、19年度で外部評価を委託しまして、私は非常にこの外部評価を期待いたしました。一時期では、どこかのコンサルに、民間の企業に委託をしようじゃないかというような内部的な話もあったのですが、それはやっぱり実態にそぐわないだろうと。市民の皆さんの目線でやっぱり税金の無駄遣いを指摘してもらおうじゃないかというようなことで、内部、いわゆる市民の皆さんの評価委員会をつくっていただいたと、こういうことでございます。それによって、今年の20年度の予算についても反映をいたしております。そういうことから、外部審査を行っていただいた大体のこの事業ですね、事業あるいは補助金等を見ますと、数的には123点からの問題についていろいろと提供をいただいております。そのうち、特に委員の皆さんから指摘があったのは、そのうちの80件ぐらいは特に委員さんの方からも出てまいりました。そこで、予算の編成につきまして、関連が非常に大きかったというのは、80件の中でやっぱり60件ぐらいが非常に予算と関わる内容であったと、こういうことございまして、その内容を分析いたしますと、直接20年度の予算におおむね反映ができたのは19件ございまして、32%。一部反映ができたというのは4件ございまして、7%、即対応ができがたいという内容もございしますので、21年度以降で対応していきましようという考えが12件ございまして、20%。そういうことでいきますと、おおむね何らかの形で対応をしていこうという取り組みをしたのは、約60%ぐらい提言の中での対応ができていった。こういう取り組みをいたしておりますので、外部評価についてとり行ったことについては、大きな効果を見出すことができた、こういうふうに思っております。

それと景観条例なのですが、今権限委譲で国から県へ、県から地方へ権限委譲がされて

いる中に建築確認事務、建築主事を置かないといけないとか、いろんな規制もあるのですが、そうしたものを追々地方へやっぱりゆだねてきているという観点から、都市計画マスタープラン、あるいは都市計画の計画においての中でも、やっぱりこれは用途区域をしつかりとして、景観についても考えていこうということなのですが、おっしゃる景観については、やっぱり構築物のことをおっしゃっていると思うのですよ。野洲駅降りて三上山が見えないとかね。これはやっぱりまちづくりの中でのことで、三上山を見ようと思えば野洲川まで行ったらスカッと見えるのですから。どこからも三上山が見えると、こういうふうなまちづくりはあり得ないと、こういう思いをいたしますので、私はやっぱりおっしゃるように、構築物、建物、そういうものをやっぱり計画的に用途区域を決めて、ここでは何メートル以上のものを建ててもいい、ここでは建ててはいけないというような区域を明確にしていきたいという思いを持ってマスタープラン等において、その内容を検討していただこうと、こう申し上げております。

ただ、将来はやっぱり野洲市にも建築主事を置いていかないといけないであろう。そして、確認事項等も我々の仕事、地域の実態に合ったまちづくりをするためには、そういう事務も我々がやっていかないといけないではないかという思いでございますが、それにはやっぱり体制づくりが必要でございますから、今年度、平成20年度からは、そうした職員を配置いたしまして、そして県からの権限委譲を受ける体制をつくって、そうした上で景観について議論をしながら、条例が必要なら条例をつくっていこうではないかと。今、何の根拠も、何の方策も持たないままに条例をつくるということは致し方ない、考えておりませんと、こう申し上げております。将来的には、そういう取り組みをしていこうという思いをいたしております。

それと、次に広域消防ですが、広域消防については、おっしゃる意味は十分に理解できるのですが、たちまち無線業務、24年までにデジタル化しないといけない。これが大変なのですね。やっぱりその辺は、私は県下を統一してやっていったらと。例えば若干ですが、金額に間違いがあるかもわかりませんが、県下一斉のデジタル化を図ったとき、湖南消防本部で負担すべき額は6,000万ぐらい。湖南広域だけで、単独でデジタル化に変えていくと2億5,000万ぐらい要るのですね。この問題は、湖南広域だけの問題ではないであろうと。県下全体の問題であろうということになったときにどういうことがベターなのか、それはやっぱり今後の課題であろうと思っております。私、その会議にも出て意見を申し上げているのですが、「そうしたら今の県警本部と同じことになるのですな」と。消

防本部は県に1つ、そうでしょ。各地域に署を置くのですね。今、警察がそうじゃないですかね。各地域に署がある。それを統合していこうというのが今の考え方ですね。消防もそういうことになって、果たしていいのかなという思いもいたします。おっしゃるように、道をよく知っておるとか、どこに何があることも知っておるのでないかと、こうおっしゃっているのですが、それは慣れればわかることなのですが、そういうことから考えていくと、かなりこれには検討を要する時間が必要であろうと、こういうふうに思います。

それともう1点、24年度までには、一応30万都市を基準に1つのブロックにまとめたらどうだろうと、こういう考え方がまずありますね。おっしゃるのは、28年度までには県下で一本にしていったらどうだと、こういう二段階があるのですが。まず、30万都市で取り組んでいこうというのは、滋賀県の中では東近江と、固有名詞を出して申しわけないのですが、愛荘町ですね。あの辺が、30万都市に向かっての1つのブロックであろうと、これはもう県もはっきりおっしゃっていますので。あとは、彦根周辺については、あの周辺は今既に組合でつくっておられますのでね。当湖南消防、湖南広域では、30万満たされていますので、私はいいのではないかと、こういうのですが、そこで満足してもらったら困るのだと。周辺に小さいところがあるではないかと。だから、それを吸収するのだと。それがねらいだと、こういうことですが、私は30万を超えていますから、湖南はこれでいいのではないかという思いもいたしておりますので、その辺は今後、見届けていきたいと、こういうふうに思います。

それと、雇用問題で、具体的なことは職員のことが出ました。この職員のことは総務課の方からお答えをいただきます。雇用問題についていろいろと議論をするのですが、今回の企業立地法では5,000人の雇用を確保していこうと。今人口、野洲市が5万ですから、10人に1人ぐらいの割合で雇用が確保できるというのですが。例えば実態を申し上げますと、今現在IBMさんの中に京セラさんとソニーさんとオムロンさんが、これはもう皆さんご理解いただいています。すべてこの3つの企業が業務を拡大しようということです。このうちオムロンさんはもう新聞発表されました。200億の投資をすると。そのうちの80億はもう既に投資をされておりますね。京セラさんは300人の従業員をここで増やす、こうおっしゃっているのです。ところが、その300人のうち、野洲市民が何人おいでになるか聞いたのですが、ちょっとこれは言えませんということだったのですが、大したことはないのですよ。大方他府県から来る。だから、そこなのです。だから、甘利大臣とお話ししたときに、「野洲も京阪神に非常に近くなりましたですね。ベッドタウン

として通勤圏内ですね。」とおっしゃいました。私は、「大臣、それもそうなのですが、逆なのです。大阪、京都から野洲に通勤をされているのです。通勤圏内です。」こういう言い方をしました、笑っていましたがね。そういう実態なのです。だから今そういう企業をつくっても、村田さんも、今度3,000人にふやされるのですね。やっぱりいわゆる労働力が湖南地域には不足しているという実態がございます。

だからいろいろと個々には問題がございますが、総体的にはそういう実態でございますから、非常に憂慮すべきことがあるのですが、何としてもやっぱり地元の企業で働けるためには、それなりの高等教育機関も置き、人材を養成し、そして場所はあるのですから、地元で働ける定着した労働条件をつくるようなことにすべてを整備していかないといけないと、こんな思いもいたします。

それと、土地処分問題で何か新たに橋の問題が出てきましたけど、これは、私、この問題は、それこそまた、小菅さんと、名前を言わないといけないのですが、担当部長に答えていただきます。ただ、小菅さん、私、何もかも小菅さんと議論をするときに、あまりうまく合わないのですが、この問題だけは、小菅さん、尊敬しますわ。この土地の処分の問題、これはおっしゃるとおりなのです。今不用な土地を処分しようというのは、私の方針で処分してもらっています。しかし、処分した金は次の公共用地を取得するときに残しておこうでないかと。いわゆる基金に積もうでないかと。公共用地を取得するときに、その金を使おうでないかと。この言葉、あまり適当でないのですが、売り食いをしているなという言葉がありますな。財産を売って生活をしていることを、売り食い、これだけはやめておこうと。やっぱり土地を売ったら、これは貴重な先人たちが何かの形で取得された土地ですから、処分することはいいにしても、これはやっぱりこの金だけはきちっと残して次の手だてに使わないといけないと。これは小菅さんもおっしゃっていただいていたので、このことは全く同等でございます。改めて御礼を申し上げないといけない。

ちょっと抜けた部分はまた部長の方から答弁を。

特に農業問題、農業問題ですが、おっしゃるとおりなのです。私は、国の施策、いろいろあるのですね。その施策に合った農業をすることによっていい農業という評価なのです。端的な表現をしていますので、もし間違っておればお許しをいただきたいのですが。そうではなしに、やっぱり国の施策によって、国の補助金をもらうことも農業の1つの収入ですから、これは大切なことだと思うのですが、それまでに農家自身が農業を営みながら、こうして農業を維持し、こうして経営を立てていくと、そういう農業ができないもの

かと、私のこれは理想ですが。やっぱりそういうような農業を育てていきたいなど、そういう思いをもいたしておりますので、ご理解をいただきまして、あと、部長助けていただけますか。

以上でございます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 小菅議員の再質問でございます。

雇用の関係で3年以上の嘱託人数はということでございますが、私どもの方はちょっと解釈は違うのですが、公募いたしたところ再応募して採用された者は43名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

まず、工業団地造成に伴いまして設置しました橋梁の売却についてお答えいたします。

まず、小菅議員のご指摘としては、そもそも不用品なものだったので、当時の価格で払い下げるべきというご指摘だったかと思えます。これにつきましては、ご質問の橋梁につきましては、当該工業団地の第1期造成工事区域に隣接する土地に既存の公衆用道路がありまして、その道路が近隣の企業や住民の利用に供されていたということから、整備に伴う新設の道路、水路の整備におきまして、この道路が分断されることを避けるという目的のために設置したということでございますので、決してそもそも不用品だったということではございませんので、通常の資産と同様に売却させていただいたものでございますので、今回の払い渡し価格の算定につきましては、この算定方法で正当なものと考えてございます。

それから、農業施策についてでございますが、これにつきましては、国、それから野洲市のいろいろな数値を示して現況をご指摘いただきました。この点については、全くご指摘のとおりかと考えております。ただ、その対策につきましては、議員の方からは輸入の関税の方を引き上げて、なおかつ、農業者への支援を手厚くというようなご指摘であったかと思えますけれども。先般も議決のときにお話もありましたが、まず国レベルの話につきましては、全国市町村会等を通じまして、農産品の重要な品目等につきましては、協議の対象外となるように、政府一体となって全力を挙げて交渉していただくように、決議や要望等を上げておるところでございます。

また、農家の支援につきましては、当市といたしましても、意欲と能力のある担い手に

収入の安定を目指して支援をしていくというのは重要だと考えてございます。よいものをつくれば、それに応じて農家が支払いを受けられるような支援のあり方にしてほしいと、昨日も少し答弁でありましたけれども、国等にも制度の改善を要望していただいております。それを踏まえて、国や県の制度を利用して農家に支援を図っていきたいと考えてございます。

農業振興条例につきましてでございますが、先ほど市長の方からも答弁させていただきましたが、現在、市の方では水田農業ビジョンや農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものをつくりまして、この中で農家についてこういうふうに支援していくということを掲げております。これに基づきまして、支援を着実に実施していきたいと考えてございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 外部評価制度は大きな成果と言われましたが、しかし、昨日も議論がありましたように、例えば特別養護老人ホームはかなり待機者がある、そういう中で、それをフォローしないといけないという話もありましたけど、にも関わらず介護激励金を削ると、そんなのは逆だと思うのですよね。やはり、市長の言うようなことになっていないと私は思いますので、今後再検討をお願いしたいと思います。

しかし、そういうようなことも含めて、市民本位の市政を進めるためにも、職員の労働条件、身分が大事なのですよね。先ほど、43名が再応募して引き続き継続して、事実上の継続で43名がいると言われましたが、法律の立場では3年過ぎれば再応募ではなくて、それはもう言葉をかえれば偽装ですよ。法の立場から外れていますよ。市の方から、正職どうですかという本来法律の立場で言わなければならないのですよ。そこら辺、ちょっと問題があると思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

それと農業の問題は、市長は国の施策に沿って、その中でいい農業と、それと同時に農家の努力というか、そういうことを含めていい野洲農業と言われましたが、けども、私は限界があると思うのですよね。もちろん農家も努力しますが、その中で国に農政の変換を求めると同時に、やはり市行政の努力が必要なのですよね。一部やっておられますが、しかし今この大変な中でのそれをより一層支援するのは、ちょっと見えてこない、まだまだ。そういう意味で、条例制定も含めて必要だと思ったのですよね。それはもう言うておくだけにしますが。

橋の問題は違いますよ。つくってはならない橋をつくったのですよ、部長。もう農道廃止は決まっていたのですね。廃止は決まっていたのですね。道路分断を避けるというのは、これはもうごまかしです。平成11年の秋にもう廃止になったのですね。だから、当時の額が必要です。見解を求めます。

○議長（林 克君） 時間です。

総務部長。

○総務部長（北口 守君） 嘱託職員さんの雇用の関係で再度ご質問をいただきました。これにつきましては、法違反というようなご指摘でございますが、私どもは、労働基準法第14条に定めがあります「労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定める他は、3年を超える期間については締結してはならない」に基づきまして、毎年の更新で3年で切らせていただいて、改めて職種の公募をさせていただいているという状況でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 固有名詞を出しておっしゃいました介護激励金ですね。これは、やっぱりはっきり出ているのですね。そういうことよりも、もっと他の施策でやらどうかというご意見が出ています。形態を変えるべきであろうというご意見でございました。そういうことですから、我々もその意見を尊重して、全くこれを取り上げるということではなしに、こういうものよりも他で相談業務とか支援業務とか、いろんなものに変えていこうと、こういう、もっと言うなら、お金を渡したらこれでしなさいという言い方でなしに、我々行政がもっと関与できるような方向に変えていこうと、こういうことですから、金の減った、少ないだけの議論はちょっとやめていただくようお願いしたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 小菅議員からの再々質問に対してお答えします。

再度の質問、同じ質問でございますので、答弁も同じになるかと思っておりますが、乙窪工業団地の造成が平成11年5月に着工しておりますので、工事の工程からも、必然的に隣接企業、それから地域の住民の方のためにこの公衆道路の分断を避けないといけないということがございました。そのために設置したということでございますので、再度のご回答になりますが、市としては、これは必要であったというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊政会第22番、荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 第22番、荒川泰宏でございます。

平成20年の第1回野洲市議会の代表質問にあたり、会派豊政会を代表し、10項目にわたり質問をいたします。平成16年の10月1日に野洲市としてスタートし、その年の5月10日に人口も5万人を達成いたしました。昔から、たくさん人がいることを、五万といると関西では言われますけども、またそういう中で本市の人口が現在5万146人となっていますが、その内訳について申しますと、男性が2万5,073人、女性が同じく2万5,073人、何とおめでたいといえますか、自然のこの恵みといえますか、このことは男性、女性のバランスだけでなく、まちづくりにとりましても、歳入と歳出のバランスが求められるところでございます。

それでは、まず、去る2月27日の平成20年第1回野洲市議会におきまして、市長から提案されました行財政改革について申し上げます。市長から、今議会に一般会計総額173億5,400万円の前年度6.1%アップの平成20年度予算を提案されました。この予算は、借り替え債の発行や義務教育施設の耐震化などの要因があることは理解いたしますが、平成18年10月に策定しました、野洲市財政健全化計画に沿っては進捗していません。税収が18年度当時と比較しますと相当の増収となっており、このような時期にこそ財政健全化に向け市債残高の低減を図るよう、市債の新規発行の抑制や基金の増額に努め、平成22年度の市債償還のピークに備えることが必要と考えますが、見解を伺います。

第2点目に、安心・安全のまちづくりについて伺います。

昨年は、各地で温暖化に関連すると考えられます異常気象が発生し、多くの被害が出ました。野洲川、日野川の三角州に囲まれる野洲市は、下流域の整備が図られていないため、都市型排水災害に対しては無防備であり、洪水災害や琵琶湖西岸断層帯地震や東南海南海地震による地震災害などの危険にさらされており、緊急災害時に対応し、地域で安心して暮らせるための地域の自主防災の組織づくりが必要であります。市は、自治会の自主的な

形での自主防災組織の設立に向けて取り組みを進め、体系化の促進を図られていますが、具体的な支援策及び費用支援について伺います。

次に、第3点目に、新たな合併についてであります。

昨年の代表質問での提言であります、竜王町との広域合併による新しいまちづくりについては、(仮称)湖南東近江広域幹線道路計画の策定により、野洲市と竜王インターチェンジを結ぶゾーン開発が可能と考えられますし、また希望が丘の再生、有効活用により交通インフラの整備を進めれば、大きな夢のある合併構想と考えられます。現在、竜王町との合併について、滋賀県においては、近江八幡市、安土町、竜王町の組み合わせが、消防、警察と行政上も一体性のある地域として、住民の日常生活において結びつきが強いと言われています。野洲、竜王で構成する総合調整会議では、合併についてどのような議論がされてきたのか、お伺いをいたします。

4点目に、企業立地促進法に基づく野洲市地域産業活性化計画について伺います。

企業立地促進法に基づき、経済産業省に基本計画を作成、提出し、昨年の10月末にIT関連産業及び関連業種を集積できる指定区域の同意を受け、今後まちを活性化させる産業基盤の促進が図れると期待する反面、野洲駅北口の農地においては、他の用途への転用が難しい優良農地であり、計画実現のハードルが非常に高く感じるところであると共に、野洲駅から竹生地先手前まで企業の建造物が建設されたと想定しますと、東西に大きな壁が浮かぶところでもあります。景観と環境等も含め、地権者の方々と十分な説明をしていくべきと考えますが、今後どのように取り組まれようとしているのか伺います。

また、篠原駅周辺の工業用地及び農地の集積区域については、従来から排水に問題があり、日野川や光善寺川の河川改修が先行であると考えますが、改修の現状と今後の計画はどのようになっているのか、伺います。

最後に、20年度の予算において、地域産業活性化基本調査費として800万円が計上されていますが、さきに述べた問題を十分に検討の上、取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、第5点目として、高等専門学校等の誘致についてであります。

本市は、関西を代表する大手IT関連企業のマザーファクトリーが集積しており、今後も事業の高度化が促進され、エレクトロニクス分野を牽引する最先端技術等の集積が想定されます。そのような中で、京都や大阪から野洲市への通勤利便性もあり、集積を目指す本市にとっては、研究開発人材の確保が求められることから、野洲市の活性化はもとより、

企業の進展に寄与するためにも、将来を担う人材確保が必要であり、高等専門学校や企業が求める専門知識を身に付けさせる専門学校等を誘致すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、第6点目に道路行政の現状及び将来展望について伺います。

本年3月末の期限をもって、道路特定財源廃止の機運があります。廃止されると、国から県への道路補助金が削減され、本市の道路建設計画に支障を来すことが想定されます。本市では、隣接の市、町と連携した幹線道路や広域幹線道路への接続が良好とは言えず、連日のように朝夕は交通渋滞となっています。この現状では、非常時の事態が生じたときの体制に大きな問題となります。また、市内の各所において危険な道路環境となっている箇所が多々あり、改善が求められるところであります。本市の道路行政の現状を伺うと共に、懸案となっている国道8号線バイパス建設の取り組み状況について伺います。

次に、第7点目に水田経営所得安定対策等について伺います。

国においては、平成19年12月に米政策の水田経営所得安定対策の見直しが閣議決定され、関連の予算が決定されました。このことにより、水田経営所得安定対策では、市町村の判断により、地域水田農業ビジョンに定めた担い手を対象とできることとなった他、交付金の支払いが一本化され、前倒しとなりました。本市では、この対策に対し鋭意努力され、取り組まれておりますが、現状はどのようになっているのか伺います。

また、本市においては、質の高い米づくりができる地であることから、安定した水田経営ができるよう、対策を講じなければならないと考えますが、どのようにとらえているのか、伺います。

次に、第8点目、介護予防生きがい対策について伺います。

現在、高齢者ふれあいサロンが、市内の自治会館等の40カ所で行政主導の事業が行われています。この事業は、平成21年度からそれぞれの自治会で取り組む移行計画となっています。しかしながら、この事業を自らが実施することは多くの自治会から困難と考えられているとの声を聞きます。地域内で、地域の住民が生きがい活動に取り組むことは大切と考えますが、現状では実施可能な自治会と、実施不可能な自治会が想定され、今後の検討課題になると思われれます。本市は、このような現状を踏まえ、今後はこの計画をどのように進めようとしているのか、伺います。

次に、第9点目、不登校について伺います。

本市における平成20年度の教育方針によりますと、不登校に関わる問題をはじめ、さ

さまざまな問題が多発している状況を踏まえ、これらの改善を図るため、社会総がかりでの教育をされようとしています。特に第1点目に、人権と環境を基盤とした、すべての人が生きる意味を実感できる地域づくり。2つ目に、新しい時代を切り開く、知、徳、体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくり。3つ目に、暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくり。この3つの柱を基本方針にされようとしています。

さて、不登校の原因はいじめに限ったものではないと考えますが、平成18年度の文部科学省の調査によりますと、滋賀県内の小中学校の不登校は1,000人あたり13.8人となっており、全国ワースト3位であります。極めて深刻な事態と受けとめるところであります。本市においても、不登校生は高学年に多く、中学校では高校の進学を控えた3年生に多く見受けられます。特に、野洲北中学校はその傾向が高いところあります。このことから、本市では不登校の現状をどのように受けとめて問題解決されようとしているのか、見解を伺います。

なお、不登校の原因の1つに、生活習慣が正しく身に付いていないこともありますし、教育環境の悪化によるさまざまな悩みから生じることも考えられます。過去に、お隣の栗東中学校では、トイレの窓ガラスや便器がたびたび壊されたり、トイレ内において喫煙もあったことから、全国に先駆けて生徒の意見を取り入れ、生徒参加型でトイレの改修をされました。その結果、改修後は喫煙等の非行も減少し、生徒間の風通しもよくなったと言われております。現在、中主小学校では窓なしトイレや、低学年の利用するトイレは臭気があり、地元のボランティアの方々により清掃活動もしていただいているところでもあります。生活習慣を正しく身に付けさせるのは家庭や地域などでありますが、学校教育での指導方法を伺うと共に、本市におけるすべての学校トイレの現状をどのように把握され、改善、改修されようとしているのか、見解を伺います。

最後に、10点目に後期高齢者医療制度と高齢者の福祉の充実について伺います。

平成20年度から施行される後期高齢者医療制度は、運用開始に向け、制度の運用主体である、滋賀県後期高齢者医療広域連合で1人あたりの年額の保険料が決定されたところでもあります。この保険料は、全国各府県の決定された額と比較してどのような位置にあるのか伺いますと共に、1人あたりの医療費が高くなり、保険料を算出した当初の医療費に対し、超過になったときや、収納する保険料が徴収できなくなった事態の対策を伺います。新制度の円滑な運用と特定健康診査、特定保険事業の展開を強く望むところあります。

また、高齢者の福祉施設の充実にあたっては、特別養護老人ホーム「悠紀の里」の増床等をはじめ、各施設の必要とされる施設整備をしなければならないところですが、超高齢化社会を見据えますと、今後どのように取り組まれようとしているのか、伺います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、豊政会を代表されました荒川議員のご質問にお答えを申し上げます。なお、教育委員会に関わる質問がございましたので、教育長の方から答弁を申し上げます。よろしく願いを申し上げます。

まず第1点目の行政改革についてのお答えでございますが、平成20年度の一般会計予算につきましては、市債の繰り上げ償還、いわゆる借り替え債を3億1,280万円含まれております。また、教育福祉施設の耐震化に向けた経費や地域医療の充実のための野洲病院への医師確保対策などを盛り込むことにより、市民の安心・安全の確保と、福祉と子育て、教育に重点を置いた予算編成を行ったものでございます。さらに、税収の増加につきましては、今議会に提案をいたしております、平成19年度補正予算（第4号）におきましても、基金の取り崩しをやめ、この財源は法人市民税の増収分3億5,000万を活用して基金の取りやめをいたしております。また、平成20年度におきましても、今後の税収の伸びを見極めながら、可能な限り基金への積み立てを行ってまいりたいと考えております。ちなみに、私の思いは、財政調整基金の額はおおむね税収の10%ぐらいが適当であろうと、申し上げておきたいと思っております。例えば90億の税収がございますので、これの1割、9億、すなわち10億前後の財政調整基金は持ちたいと、こういう思いをいたしております。そのことが基金であろうと、こういうふうに解釈をしております。

また、市債の残高の削減に関するご質問でございますが、財政健全化計画に掲げております借り入れ抑制策を継続すると共に、将来の公債費の削減に備え、減債基金への積み立ても積極的に行ってまいりたいと、このように考えます。なお、平成20年度ではたちまち5,000万円の減債基金への積み立てを計上いたしております。平成20年度末の一般会計の未済償還元金は、いわゆる起債残高でございますが、248億6,155万7,000円になろうと思っております。これは9億5,900万円の減少になる見込みを持っております。いずれにいたしましても、まずは職員の適正化計画に基づく人件費の抑制をはじめとする歳出の削減に努めると共に、今後の大規模事業の実施に備え、財政健全化に向けた着実な取り組みに尽力をしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の安心・安全のまちづくりについてでございますが、ご質問にもありま

すように、災害発生時の被害を最小限にとどめることや、二次災害を防ぐためには、共助、すなわち地域のコミュニティーである自主防災組織の活動はなくてはならないと考えております。阪神淡路大震災をはじめ、大きな災害をもたらした地震においても、救助されたほとんどの方は、地域の皆さんの力によるものであったと分析をいたしております。こうした災害の教訓を生かし、本市でも自主防災組織の重要性を認識し、その育成や支援に取り組んでいるところでございます。具体的には、東消防署と連携を図りながら、未結成の自治会に対しましては相談等にあたっておりますし、結成済の自治会に対しましては訓練や研修等の指導、助言等にあたっております。また、自主防災組織等の活動を支援するために、資機材等の購入に対する補助金や、活動に対する交付金を交付する制度を設けております。

なお、今年度の実績は、補助金で34自治会で536万1,000円を、交付金では87自治会で254万7,000円を見込み、計上いたしております。さらに、組織のリーダーを対象として、地域の活動に生かしていただけるような研修会を開催しており、今年度は応急手当や救出救助訓練、災害図上訓練、小型動力ポンプによる放水訓練等を実施いたしました。災害発生時に備えた自主防災組織の充実強化は、防災対策の根幹とも言えることから、支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて第3点目の新たな合併についてであります。野洲市、湖南市、及び竜王町の組織する総合調整協議会では、野洲市東部の交通拠点構想や、湖南市域の国道1号バイパス及び竜王町の工業団地構想、アウトレット計画等による交通形態の変化について整合を図る広域道路交通ネットワークについて検討を進め、県当局に要望をいたしているところでございます。

なお、合併については、竜王町の市町村合併推進検討会議が過日東近江市、近江八幡市、安土町及び日野町との2市3町の枠組みによる合併を目指すとした上で、野洲市、湖南市も視野に入れていくという原案を町長に提言をされました。今後の動向を見守っていききたいという思いをいたしております。

第4点目には、企業立地促進法に基づく、野洲市地域産業活性化計画についてでございますが、昨年の6月に企業立地促進法が施行され、本市が策定した基本計画が10月に滋賀県で初めて国の同意を受けました。このことにより、本市においては今後さらに企業誘致、産業集積を促進し、地域経済の活性化と財政基盤強化を図る考え方であります。

まず今後の計画の進め方についてであります。国からの同意区域は野洲駅前及び篠原

駅前の大変利便性の高いところにも関わらず、第1種の農地、いわゆる青地であります。このため、開発については、国、特に農水省の許可が極めて難しいわけでありますが、本市の土地利用状況を勘案すると、市街化調整区域に開発地域を求めざるを得ません。なお、この地域の開発が可能であると明確に決まっていない状況では、地権者への計画の説明をする時期ではないと考えておりますので、今現在は地元役員等の皆さんに説明をし、内容説明はそれとどめているわけでございます。

現況の取り組みとして、滋賀県の支援、協力をいただきながら、企業誘致活動を進めるべく調整を行っております。特に、農地転用等の事務手続につきましては、滋賀県の施策、支援をいただく以外には方法がないのではないかと、こんなふうにも考えております。先般も知事に直接面談をいたしました。野洲市がこういう取り組みをし、それぞれの施策を県で取り組んでいただくことが県政に結びついていくのではないのですかという言い方で、知事さんに直接お願いをしたところでございます。今後は、その進捗状況を見極めた上で、地権者の方々との話し合いの機会を設けていきたいと考えております。

次に日野川及び光善寺川の改修でございますが、日野川改修は竜王町の善光寺川、合流点から下流に向かい、野洲市比留田地先までの7.38キロメートル区間について、平成8年度より着手され、順次工事が進められてきておりまして、平成19年度末段階では、築堤は現在の仁保橋下流付近まで仕上がっております。現在は、仁保橋の上流部に新仁保橋を架け替えするべく、下部工事を施工中でございまして、20年度末にはこの下部工事と、これに引き続き上部工事及び新橋への取り付けのための県道改良が野洲市側、八幡側、共に完成する予定でございます。供用開始は、平成21年度とお聞きをしております。残る築堤工事を平成22年度に行い、23年度には光善寺合流点まで到達して完成の予定でございます。ちなみに、平成10年から平成20年までの国及び県費では120億程度投資をいただいた、このように我々は分析をいたしております。ここまで、皆さんのおかげで改修ができたということで、野洲市内での水の心配の憂いはなくなったと、このように受けとめております。

次に、光善寺川の改修につきましてでございますが、一部日野川との合流部につきましては、日野川改修の関連工事として行われますが、これより上流区間についての具体的な改修計画は現在ございません。日野川の河床の低下によりまして、その効果が光善寺川に及び効果が出るものと受けとめております。

最後に地域産業活性化計画基本計画でございますが、雨水排水調査、地質調査、そして

環境アセス調査の3調査を実施し、課題や問題点を洗い出して企業立地への迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の高等専門学校の誘致についてお答えを申し上げます。

後期中等教育段階を包含する5年制の高等教育機関と位置付けられ、全国42の都道府県に60校を超す高等専門学校につきましては、滋賀県内はもちろんのこと、本市の通学区域には存在していない状況であります。市の基幹産業でありますIT関連産業と地域産業の雇用創出にも大きく寄与することから、必要性は大きいと認識をしているところでございます。現在、市内にある既存の工場事業所でも数多くの求人を求めておられますが、こうしたハイテクの技術を有する労働者を創出していくためには、何としてもこうした教育機関が必要であろうと、このように受けておまして、設置について関係機関に強く要望をしてまいりたいと考えております。

6点目の道路行政の現状及び将来の展望についてでございますが、野洲市における道路の状況は、本市が野洲川及び日野川の間中に位置するという地理的条件によりまして、隣接市町へのアクセスの自在性が大きく損なわれております。特に、西方面への移動に際しましては、野洲川の橋梁が3カ所と極端に少ないため、いわば構造的な渋滞の要因を抱えており、この解決が道路行政の大きな課題であると言えます。本質的な解消は、まずは国道8号バイパスの効果に大きな期待を寄せるところでございます。現時点での道路整備の取り組みにつきましては、市内で多発しております渋滞を分散により改善するための幹線道路の整備を計画的に進めております。この幹線道路整備による効果は、渋滞の分散による緩和とあわせて通過交通と生活道路の分離が可能となることから、生活環境の改善も期待されると考えておりますことから、また幹線道路の整備と並行して安心・安全のまちづくりの具現に向けて取り組みを進めることによりまして、防災体制の強化にもつながっていき、各集落内での生活道路の整備も鋭意進めていく必要があろうと、このように考えます。

また、国道8号バイパスの建設につきましては、平成18年度末に関係自治会すべてから測量同意が得られ、平成19年度早々から道路測量等に着手をいただきまして、その後地質調査も年末には終えました。現在、国ではこれの予備設計を行っている段階でございます。この作業は、おおむね3月末には完成するであろうという予定をいただいております。これによりまして、国道8号バイパスの全容が早ければ年度末、もしくは新年度早々にも正確な図面によりまして提示されることとなると思います。

次に、7点目の水田経営所得安定対策等についてでございますが、1点目の水田経営所得安定対策の取り組み状況についてのご質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、この対策は、農産物生産条件の不利の補正や経営の安定対策を図ることを通じて、意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立する施策と認識をいたしております。現在、本市では、平成19年度の小麦と大豆はほぼ100%品目横断的経営安定対策の対象となっております。また、米の対象面積は約38%となっております。対象農家は、平成19年度の米の場合は、82名の農家が品目横断的経営安定対策の対象となっており、これ以外の1,619名がこの施策に加入しておりません。

2点目の安定した水田経営の対策についてのご質問にお答えをいたしますと、本市の優良な近江米など、安全・安心な農作物をエコファーマーの認定者による環境こだわり農産物として取り組んでいただいております。また、担い手となる認定農業者や集落営農への支援も行い、引き続き水田経営所得安定対策の活用を生かした農業の育成、振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、8点目の介護予防生きがい対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、野洲市においては、一般高齢者を対象として実施するサロンは、地域福祉の観点から、社会福祉協議会への委託事業で行うふれあいサロンと、自治会が自主的な取り組みで行う小地域ふれあいサロンの2つがございます。ふれあいサロンは市内40カ所で、また小地域ふれあいサロンは25の自治会がそれぞれ自主的な活動をされております。小地域ふれあいサロンを自治会レベルで実施することの必要性は、多くの自治会で認識をいただいております。このようなことから、昨年12月「コミセンきたの」において、全自治会を対象にした講演会を実施いたしました。ここでは、先進的な地域の取り組みと、自治会で取り組めるプログラムの紹介をいたしました。この結果、一部自治会では、小地域ふれあいサロンへの取り組みを検討される自治会があり、開催に向けた支援を高齡福祉課と社会福祉協議会で進めているところでございます。平成20年度につきましては、ふれあいサロンへの自治会の参画や自主的な運営意向を示されている自治会に対しては、サロンの具体的なメニューを示すなど、自治会の意向に沿って柔軟に対応してまいりたいと考えております。さらに、平成21年度以降は自治会で開催される小地域ふれあいサロンの取り組みに生かしていただけるよう、サロン運営等についての研修会を開催する支援体制をとっていききたいと考えております。

9点目は、教育長にお願いをいたします。

最後に10点目でございますが、後期高齢者医療制度と高齢者福祉の充実についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、後期高齢者医療制度は国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために設けられた新しい医療制度であります。制度の運営主体となる滋賀県後期高齢者医療広域連合では、昨年11月開催の広域連合議会で保険料等について決定され、所得割率を6.85%、均等割額を3万8,175円と定められました。ちなみに、全国の保険料の額を見ますと、この額は全体で滋賀県は18位に位置をいたしております。一番安いのは宮崎県の5万3,676円、一番高いのは東京の10万2,900円ということでございます。18位ということでございますから、そこそそ安い方に位置をしていると、こういうことでございます。この料率は平成20年と21年の2カ年に適用することとされております。そこで、全国の状況を見てみますと、所得割の最高はやっぱり北海道の9.63%、最低は長野の6.53%、長野県が低いですね。また、均等割では、先ほど申しましたとおりでございます。所得割と均等割を合わせて保険料年額で本県は18番目と申し上げました。ほぼ中間よりもやや安い方にあると、こういうことでございます。本県の保険料は、1人あたりの医療費が全国平均を下回っていることや、被保険者の所得水準が全国の平均を下回るため、国の補助金を受けること、さらに審査支払手数料を市町村の賦課対象としたこと等を勘案して策定をされたものでございます。こうした医療費等の需要額見込みの中で、1人あたりの医療費の増嵩や保険料の未納等により、財源に不足が生じた場合でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第116条により、広域連合では、財政安定化基金から貸し付けを受け、運用することといたしております。

次に、健康診査の実施についてでございますが、自らの健康保持、増進を図ると共に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見のためにも健康診査は重要であることから、今まで行われてきた基本健康診査と同様、引き続き実施をしていくこととたしております。

次に、高齢者福祉の充実のご質問については、本市の今後の高齢者数の推移、それを支える生産年齢人口の推移、国の高齢者福祉関連施策の動向、国、県、市の財政状況など、さまざまな要素が絡み合っていることから、非常に難しい問題ではあります。本市もそういうことですが、長期に備えた場合、少子高齢化が年々加速していく、我が国の人口構造を考えますと、物理的な問題として充実よりも、いかにできるか、維持していくことを中心に考えなければならないのではないかと、こんなふうに考えております。医療制度改革

による後期高齢者医療制度への移行にしても、平成18年の介護保険制度の改革にしても、保険制度をいかに維持していくかを重点に考えた改革であったことがその証であると思います。したがって、高齢者が1日も長く自立した生活が送れるような施策、高齢者を取り巻く家族、地域社会などの支えはもちろんのこと、ボランティアの育成などの施策についてより一層取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 豊政会を代表されました、荒川議員のご質問にお答えをいたします。

第9点目の不登校についてでございますが、議員ご指摘のとおり、本市におきましても、不登校児童・生徒の問題は憂慮すべき問題と認識しております。平成16年をピークとして、平成17年、18年度と減少しておりました不登校児童・生徒の数は、残念ながら県全体の傾向と同じく、平成19年度は増加に転じる見込みでございます。市内の小中学校の教職員が必死になって取り組んでおりますが、このような見込みになることが残念でなりません。不登校の原因については、平成18年度の滋賀県データによりますと、その約75%が情緒的混乱、無気力、意図的な拒否、遊び、非行などの個人的、内面的理由が大きく、また約13%が人間関係がうまくつくれないということです。学校や家庭の環境を変えるだけでは簡単に児童・生徒を変革できません。児童・生徒自身の成長も必要でございます。そのためには、幾ら時間と労力がかかっても、1人でも多くの児童・生徒を救うために、まず第1に児童・生徒の様子をしっかりと見て、互いに何でも話せる関係を構築する。欠席児童には必ず連絡をとり、2日連続欠席すれば、理由のいかんに関わらず家庭訪問を行う。不登校の児童・生徒に対しては、全校態勢で子どもや保護者の思いに沿った姿勢で取り組むなどの努力を続けています。

第2に、不登校生徒の多い学校を中心に、県の事業であります別室指導による教室復帰や、小学校心のオアシス相談員活用研究授業やスクーリングケアサポーター授業等を希望し、配置の努力をすると同時に、中学校に配置されている県費のスクールカウンセラーを活用し、また市費によるオアシス相談員を配置し、当該校の不登校児童・生徒の改善を図っております。

第3に各学校で効果のあった取り組みや事例をできるだけ共有化することで、市全体に

広げていきます。また、今年度ドリーム教室と学校との連携が大きな効果を上げたことを踏まえまして、関係機関との連携だけでなく、小中学校の連携もさらに深めていく必要があると思います。

以上、3点を進め、野洲市の児童・生徒が一人でも多く笑顔で登校できるよう、努力をしていきます。

また、教育環境、特にトイレについてのご質問にお答えをいたします。

議員、ご指摘のように、中主小学校では、鼻を突くようなおいがございませう。平成20年度において、中主小学校便所大規模改修を予定してございませう。各学校のトイレについては、設置及び改修を行った時期、トイレの箇所数、便器の種類、個数、洋式化率等について把握してございませうと共に、常日ごろの学校からの聞き取りによりまして、修繕箇所や施設の問題点の把握に努めてございませう。また、トイレの使い方につきましては、子どもたちの生活環境の中で、家庭でのトイレと学校でのトイレ、いわゆる洋式と和式の違うところがございませう。特に低学年を重点に、次のような指導事項を入れまして、指導強化をしてございませう。具体的には、排便が済んだらきちっと水を流す。たまにほうったらかしにしておく子どもがございませう。そういうような基本的なこと。あるいはトイレットペーパーの使い方、換気扇の使い方、それから用事が済んだ後の手洗い、それから清掃の仕方等々でございませう。また、トイレの改善、改修につきましては、原則として、大規模改修工事及び改築工事の中で取り組みをしていきたいと考えてございませうが、学校の生活環境に大きな影響を与える状況にあると判断した場合は、早期の対応に努めたいと思ひませう。今後も大変厳しい財政環境の中ではありませうが、学校施設の経年劣化に対しては、修繕や改修を計画的に進めながら、良好な環境整備に努めていきたいと考えてございませう。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 10点にわたる質問でございませう。それぞれ詳細にご説明をいただき、ありがとうございます。

まず第1点目の行財政改革についてでございませうけれども、市長の方から、財政調整基金を目標10億にしたいという思ひを述べられませう。その目標に向かつて、しっかり一般行政の経費の削減を図っていただき、健全な財政運営になりますように取り組んでいただきたい、このような思ひでございませう。

2点目に、安心・安全のまちづくりについてであります。今日、やはり大きな震災等が発生いたしますと、期待する湖南消防本部からの支援というのはなかなか難しいものがございます。やはり、いかに減災ということが大切になってくると思います。そのことから、各自治会にあたっての自主防災組織への育成強化をさらに図っていただきたいと思いきと共、特に地域住民のご理解をいただいて、隣組ごとの寝たきり老人等の把握をできるような指導も力を入れていただけますよう、お願いをいたしたいと思いき。

3点目に、新たな合併でございますが、現在は野洲市となり、旧中主町と野洲町が合併し、検証もしている段階でもあり、どのようなまちづくりをしていこうというようなこともございます。そのような中で、近隣ではさまざまな組み合わせの合併議論がまた出てきたところでございます。しかしながら、そういう中で野洲市という名前が新聞にやはり出る以上は、正確な情報をつかんでいただき、皆さん方に理解いただけるように取り組みをしていただきたいと思いき。このことは、やはり慎重に取り扱っていただかなければならない、このような思いでございます。

4点目の企業立地促進法に基づきます、野洲市の地域産業活性化計画についてでございますが、縷々説明をいただきましたので、細かくは要望はございませんが、やはり地権者との話し合い時に問題の起こらないように取り組みをしていただきたい、このような思いでございます。

5点目の高等専門学校等の誘致でございます。このことは、市長の方からも関係機関の方に強く要望するということでございますので、機関の方に要望をしていただきたいと思いきし、教育委員会のサイドの方も取り組みをしていただきたい、このような思いでございます。

6点目の道路行政の現状及び将来展望についてでございますが、道路はやはり身近な問題でございます。特に我々が懸念いたしますのは、非常時が生じたそのときの態勢でございますが、毎朝、朝の5時半にBBCさんの道路情報のニュースがございます。その中で常に言われますのが、国道野洲川大橋800メートル渋滞とか、中山道野洲川大橋500メートル渋滞。毎日のように野洲という言葉が、この渋滞情報に流れております。このことをやはり受けとめて、非常時が出たときにはきちっとした態勢がとれるような道路づくりをしていかなければならない、このように考えますし、先ほどの説明によりますと、国道8号バイパスもようやく動きかけたということでございます。事業も車もスムーズに動くように、取り組みをしていただきたい、このような思いでございます。

農業問題でございますけども、非常に大きな問題を抱えております。しかし一方で、ヨーロッパ、特にフランス等におきましては、この農業政策に対しまして、スムーズな経営をされておるといような事例もあります。日本だけにとらまえず、海外の農業施策を十分学んで日本農業に取り入れていただけますよう、関係部課の方でも学んでいただきたい、こんな思いでございます。

介護予防、いきがい対策でございます。確かに各自治会長さんにおかれましては、高齢者を祝う催しを各自治会等で取り組んでおられる上に、今度はこのサロンをということでございますので、自治会の会長さんだけでなく、他の役員さん方も非常に難しい問題というように受けとめておられます。回答によりますと、それぞれのプログラムを用意し、また説明も行っていくと言われております。きめ細かなプログラムをご用意いただけますようお願いを申し上げます。

それから、後期高齢者の医療制度でございますが、この制度は、やはり今後中期を展望いたしますと、現在の団塊の世代の方々が70歳、80歳になられたときに、振り返って支えるときに、少子化が進んでおるわけですから、これはどうしても難しい問題になると思います。そういう意味では、このたびの後期高齢者医療制度の充実を図っていただくことが今後の団塊世代の方々の医療制度を支えるものと考えられますので、しっかりとした取り組みを期待いたすところでございます。

それから、教育委員会の関係でございますが、不登校については、これは家庭の方々にとっても本当に大きな問題であり、日々の事件や事故が発生いたしますと、胸の痛むところでございます。やはり、今の子どもに欠けておりますのは、経験だとか体験というような学習が足りないのではないかな、このようにも思われます。学習の指導の方法についても、野洲市独自の体験学習だとか経験学習を積まれますようお願いをしたいところでございますし、いつも言われます、しつけというのは、漢字では身を美しくと書きます。やはり、身の回りをきれいにしておしつけができるわけでございます。このしつけ教育につきましても、教育委員会のさらなる力を発揮していただきたいと思っております。昔から、「教育は百年の大計」と言われます。しかしながら、そのようなスピードで今日では進むわけにはいきません。どうかスピードアップを図っていただきまして、健全な青少年が野洲市に育成されますことを期待申し上げまして、豊政会の代表質問を終わります。

○議長（林 克君） 次に、ネットワーク野洲第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。会派ネットワーク野洲を代表して、

8項目について質問を行います。

まず、市長の施政方針についてでございますが、市長の施政方針は、平成20年度も6項目の重点施策に対して前進する内容となっております。しかし、予算書との対比の中で抽象的な表現になっていることから、理解しにくい点について具体的に質問いたします。

まず1点目でございますが、前文で各種基本計画をつくることまちづくりの土壌づくりであったとし、計画がまとめられたことで基盤ができたと表現されています。しかし、単に指針がまとめられたとのことであり、冊子をまとめたことで完成ではなく、厳しい財政上の中で示されている内容を実現することが目標であると考えますが、まず見解をお伺いいたします。

2番目に、同和問題の早期解決を図るため、庁内組織体制の見直しを行い、事業内容の再構築を図ると述べられておりますが、いつごろの実現を目指しておられるのか、お伺いいたします。

3番目に、バイオマスタウン構想とはどのような施策であるのか、お伺いいたします。

4番目に、行政評価システムの運用により、市民のニーズに沿った事業内容への転換と合理化、効率的な行政の改善を図るとして、組織機構の改革を行ったと述べられましたが、1年間運用しての効果についてお伺いいたします。

2項目目に、合併後のまちづくり施策実現への日程及び財源計画と進捗化について、平成16年に合併して3年5カ月が経過いたしました。市民の皆さんは、合併に少なからず明るい期待を持って見守られたことと思います。この間において、その期待に応えるまちづくりが進められたのか、この3年間を総括してみると、何が見えてくるのか、夢のあるまちへと第一歩を進めているのか、検証してみたいと思います。

平成18年から19年3月にかけて環境基本計画、第1次総合計画、第1次国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、障がい者福祉計画等の基本的な指針が出されました。これらの計画を進めるには、相応のパワーと財源が必要となるわけですが、バラ色の絵は見せていただきましたが、具現化するためにどのように進めるのか。いつまでに実現するのか、理解できないところがあります。今日までのまちづくりを振り返りますと、旧町の時代にも同様にコンサルタントによるさまざまな計画は提示されましたが、冊子ができた時点で完了となっていたように感じることから、以下お伺いいたします。

1番目に、具現化するための時間的な計画。

2番目に、指針を実現するための財源計画。

3番目に、実現のための人や組織体制はどのようにお考えか。

4番目に、バラバラにつくられている実行される計画を一本化する施策としては、どのように進められるのか。

5番目に、教育に係る事業の中長期ビジョンについて、お尋ねいたします。

3項目目として、市民の安全・安心を保障する地域医療体制の充実についてお伺いいたします。

野洲病院が地域の総合病院として、今日まで市民の皆さんに安心を与えてきました。しかし、今日少なからず市民の皆さんに不安を与えている問題も発生しています。不安を増長させるようなことはあってはいけませんが、野洲病院の大きな支援をしてきた本市としては、市民の皆さんの不安を解消する指針は示していく責任が行政にあると考えます。国の医療制度改革の名目で行われた結果は、全国的に地方で医師不足が発生し、中央の病院には研修医が集中するというような大きな格差が生まれました。また、医師不足は勤務医に対して過酷な労働を付加することとなって、ますます勤務医離れが発生している現象が見られます。結果としては、地域には開業医を含めた医師の存在はあるわけですが、先進治療や救急医療等によって安心して病と闘うことのできる総合病院としての存在価値が失われたのでは、市民の安心は得ることはできません。また、医師不足のみでなく、看護師の不足も同様にあるのではないのでしょうか。野洲病院の経営にも少なからず参画している行政のトップとして、現状の問題点や今後問題点を解決する方向性についてお尋ねいたします。

1番目に、施政方針に示されているとおり、医師確保の助成を行うと言われておりますが、具体的にはどのように進めるのか。

2番目に、野洲病院の二次救急受け入れ態勢に問題があり、湖南の他の病院において替わりの受け入れを調整しているとのことですが、湖南広域行政組合管轄において救急車が現場に到着してから受け入れ病院に到着するまでの平均的時間と最長時間についてお尋ねいたします。

4番目に、指定管理者制度のあり方についてお伺いします。

まず、指定管理者制度が施行されて3年が経過し、どのような効果があったのか。問題はなかったのか。総括をして是正すべき課題への取り組みや今後の方向性を定めるべきと判断します。予想した効果と実態とのギャップはなかったのか、お伺いいたします。

2番目、特に指定管理者となった受託者に対して費用面での単なる押し付けになってい

ないか。また行政の天下り先となって、そこで働く方と意欲のマイナスとなるようなことは発生していないか、お伺いいたします。

3番目に、基本的に限られた自由度の中で運用する指定管理者制度は、大きな成果が期待されるとは考えられないのですが、どのような部分で効果が発揮されたのか、その内容は単なる制度運用によるものなのか、受託者の民間としての努力の結果であるのか、相互で共通認識が行われているのか、お伺いいたします。

4番目に、今後どのような施設に適用を考えているのか、その目的とするところは何であるのかをお伺いいたします。

5番目に、保育園の指定管理者制度への移行についてお伺いいたします。

民間への指定管理者制度の運用が検討されているのか確認いたします。公立保育園で整備が進められてきた野洲市において、指定管理者制度を運用することがどれほどの効果があるのか疑問であると考えております。以下の点について質問いたします。

1番目に、委託金は市が負担するわけですが、支出の形態が変わるだけで、逆に業者の利益分のサービスが低下するか、費用が増大することになるかであると考えますが、委託者として行政の見解をお伺いいたします。

2番目に、職員の補充が正職ではなく臨時の職員に限られているのは、民間への委託を前提とした施策の展開ではないかと心配いたしますが、見解をお伺いいたします。

3番目に、利潤を追求する民間に委託する方がサービスやトータルコスト面で市民にとって有利であると判断されるならば、その根拠についてお伺いいたします。

4番目に、指定管理者制度の運用を検討されているならば、その計画と内容と時期をお伺いいたします。

6番目に、野洲市の人事政策についてお伺いいたします。

民間企業においても行政においても、業務の改善や行政改革を進める上で理解を求めず、一方的な上意下達的な進め方では流れが悪くなり、障害となります。目的を達成するためには、実際に行動する職員が施策や情報を等しく理解していることでもあります。職員の皆さんは厳しい環境のもとであります。大変努力されていると判断いたします。すべての人が100%満足できる状態で仕事を進めることは困難で、時間を要するとは思いますが、仕事の効率化を図る上では、組織のスリム化によって組織間のギャップや障害を排除して風通しをよくすることが必要です。6項目について質問いたします。

行財政改革の情報の伝達や徹底を、どのように進めておられますか。

2番目、近年、当市において組織の拡大や管理職の増加はないのか、お尋ねいたします。

3番目に、管理職の人数と一般職に対する比率、また適正な人数比率はどのようなものか、お伺いいたします。

4番目に、報酬に見合った仕事の配分をどのように進めているのか、お伺いいたします。

5番目に、仕事の達成感や満足感はどのようにして職員の皆さんに持っていたいただいているのか、お伺いいたします。

6番目に、仕事に悩みカウンセリングを受けている人数や長期休暇の方があれば、その人数について、また期間についてお尋ねいたします。

7番目に、高齢者への施策の充実はということでお尋ねいたします。

国、県、市の財政状況悪化と共に、そのしわ寄せは高齢者への負担増となっています。後期高齢者の保険料負担や65歳から75歳未満の自己負担の100%アップなどは、年金のみで生活する高齢者にとっては厳しい負担となっています。一方でふれあい教室のように、事業の廃止や変更、敬老祝い金の廃止など、市の福祉的な施策も削減されています。それに見合った他の施策が充実していくのであれば我慢できるのですが、負担増、施策の削減だけでは豊かな人間性をはぐくむまち、人々が支え合う安心なまちとは実感できないのではないのでしょうか。

4点について伺います。

まず1点目、今後も増加する高齢者への施策をどのように進めるのか。また、負担増となって生活の不安増となる課題を解消する施策はどのように進めるのか、お伺いします。

2番目に、病気や機能障害が何らかの形で健康を阻害し、生活に大きな不安を感じやすい80歳以上の超高齢者に対する施策、支援する取り組みはどのように進められるのか、お伺いいたします。

3番目に、80歳以上の現在の人口、全人口で占める比率、今後の予測についてお伺いいたします。

4番目に、介護保険でカバーできない老老介護となる世帯への支援策はどのような形で考えておられるのか、お尋ねいたします。

8項目目の災害対策について。

自治会組織は災害発生時には大きな力を発揮し、中心的な力となる組織であります。しかし、個人情報厳しく制限されている中で、役員が1年で交代する自治会組織を中心とする自主防災組織のあり方には多少の不安も感じます。市民の皆さんの不安を解消するた

めには、ハード面だけでなく、ソフト面での災害対策も必要であり、物心両面の整備が必要です。また、防災施策が効果を発揮するためには、思い切った行政の支援策が必要であると感じます。

以下4点について伺います。

1、個人情報管理のレベルを低下させることなく、行政として自治会を中心とする自主防災組織への思い切った情報支援策はどのように進められるのかお尋ねいたします。

2番目に、ハード面での対策は一定のレベルで整ってきましたが、対応する人的要因を含めたソフト面と心のケアを行う対策はどのように進められるのかお伺いします。

3番目に、災害時には予測の枠を超えて問題が発生し、そのときどきに対応することとなり、どこまで行っても100%はないのでしょうか、残されている課題は何であるのか。また、それをクリアするための見通しはどうであるのかをお尋ねいたします。

4番目に、コンピューターがすべての活動の中心となることは、過去の災害で実証されていますが、当市における対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ネットワークの代表をされまして本田議員が質問されました。お答えを申し上げたいと思います。

細部にわたっての質問の内容もございますので、部長の方からまた補足説明をいただくことがございますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

まず1点目の各種計画を冊子にまとめたことで完成したのではなく、その内容の実現をすることが目標であると。これはもうお説のとおりでございます。そのように我々も認識をしております。合併後、20を超える新生野洲市の方向性を示す基本計画を作成いたしまして、まちづくりに向けての計画は整いました。事業評価で申しますと、プランができた段階であり、今後のこの計画の予算措置等を踏まえて実行に移すことがそれぞれの仕事であろうと、このように受けとめております。計画のほとんどが複数年にわたっており、単年度単位で評価することは困難でございますが、継続、点検、見直しを繰り返し、効率

的に計画を進め、目標達成に努めていきたいと、こういうふうに考えております。

2点目の同和問題の早期解決についてのご質問でございますが、今日同和問題の早期解決のため、特に重要とされる取り組みは、市民意識改革に向けた啓発事業と教育の進め方であると思います。このため、効果の高い事業を効率よく推進することが必要でございます。平成20年4月からは、関係事業を人権教育課で一元化で執行体制を整え、管理をしていこうと、こういうふうに考えております。

3点目に、バイオマスタウン構想についてでございますが、これは一般的に生物を利用して有効物質やエネルギーを得ることということでございますが、再生可能な生物由来の有機性資源化で、いわゆる化石資源を除いたものをバイオマスと呼んでおります。バイオマス構想とは、このバイオマスの発生から利用までを結び、総合的な利活用システムを図るというものでございまして、野洲市においては、里山、農地、そして琵琶湖に至る自然資源や家庭事業所から出る有機資源、具体的には林地の残材、もみがらなどの未利用系のバイオマス、また生ごみや廃食油などの廃棄物系バイオマスを最大限活用してエネルギー利用する。また、堆肥化などを通して環境と経済が両立する支援、環境循環型社会を構築することを目的に策定をいたしております。市で策定いたしました、バイオマスタウン構想は、関係府、省で共有をされまして、基準に合致している場合には、バイオマスタウンとして地区登録をされることになっております。

続きまして、第4点目の行政評価システムの運用についてでございますが、まちづくり基本条例の具現化の第一歩として、組織機構改革を行いました。市長直近のスタッフ組織であるまちづくり政策室や、まちづくり協働推進センターを開設して5カ月が過ぎました。効果については、協働推進機能と政策マネジメント機能の充実が図れ、特にまちづくり協働推進センターの設置によりまして、誰もが気楽に市民活動ができる環境が整ってきたと思っております。4月に予定されております組織機構改革についてでございますが、先ほど申し上げました人権啓発事業の効率推進という課題に立った担当部署の一元化、幼保一元化や放課後子どもプラン推進強化の必要性に立った幼児課及び青少年育成課の設置、学校教育関係事務の効率化を図る必要性に鑑み、所掌事務の再編等を実施し、市民が市役所に来て迷われない組織機構目標や課題の解決に向け、関係職員が常に認識を共有して取り組むことができる組織、教育、福祉、市民生活を力強く支えていくことができる組織機構の実現を目指しております。

次に、合併後のまちづくり施策の実現への日程、財政計画と進捗管理に関するご質問で

ございますが、まず第1点目の、具現化させるための時間的な計画についてでございますが、発行されました各基本計画、ビジョンについては、それぞれ必要に応じて、各事業執行計画、または年次計画を策定いたしております。総合計画につきましては、3年を単位にローリング形式で実施計画を作成するもので、次年度予算が承認され次第機関決定を図ってまいりたいと考えております。

次に、指針を実現するための財源計画であります。先ほど申し上げました実施計画の策定とあわせ、10月にお示しをいたしました、中長期財政見通し基準に必要とされる財源の確保の手法を計画してまいりたいと考えております。

次に、実現のための人や組織についてであります。主要な事業の執行の時期に応じて、必要な体制を整備していきたいと考えておりますと共に、場合によっては、組織を横断するプロジェクトチームの編成等を図ることで対応してまいりたいと考えております。

次に、各計画を一本化させる施策についてであります。本市では毎年総合計画の施策単位で課題を検証し、方向を調整する施策評価に取り組んでおります。複数の計画に関係する案件については、その議論の中で十分な調整を図っていくこととするものであります。

最後に、長期ビジョンが不足している政策分野の対応については、先ほど申し上げましたとおり、施策評価制度の中で毎年施策ごとに政策的な議論を行っていく他、必要に応じた基本計画の策定を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、市民の安全・安心を保障する地域医療体制の充実の第1点目の医師確保の助成についてお答えをいたします。

医師確保の助成につきましては、地域医療の中核を担う野洲病院に対し、現状の医療体制を維持するため、医師確保に必要となる経費を助成して、医師確保を図るための支援をするものであります。野洲病院の現状につきましては、医師不足は深刻であり、科によっては医師が招聘できない状況が続いておりますが、現産婦人科医師の後任につきましては、4月から医師1名が来ていただくことになりまして、2名の体制で診療体制を整えていただいております。また、小児科医師も同様に医師不足は続いておりますが、現行の2人体制からやむなく1人体制になってまいりますが、1人で診療を続けていただこうと、こういう思いでございます。2名体制で診療ができるように、滋賀医大に再三の派遣をお願いしております。近い将来、可能性はあると見込んでおります。看護師不足につきましても同様でありまして、すぐに看護師の需給バランスが戻ることは考えられませんが、引き続き地道な求人活動で対応されるように聞いております。

また、2点目の、救急搬送にかかる所要時間のお尋ねでございますが、平成19年度で平均時間は24分、最長につきましては66.1分、こういうことになってございます。搬送時間が長くかかっている原因は何かと申しますと、軽症の搬送によるものが主なものであるようでございます。なお、救急医療情報システム等の連携により、救命における問題は発生しておりません。

続きまして、指定管理者制度のあり方についてでございますが、その効果と課題等についてという質問でございますが、平成15年度の地方自治法の一部改正を受けまして、コストの削減とサービスの向上という観点からの公の施設への指定管理者制度の導入を進め、その結果、現在247施設のうち53施設で指定管理者制度を導入いたしております。回答にあたっては、文化スポーツ事業団を例にとりて説明をさせていただきます。

まず第1点目の、予想した効果と実態についてであります。平成18年度より文化体育施設を4年間の指定管理者として、野洲市文化スポーツ振興事業団に委託をいたしておりますが、事業団において経営戦略会議を設けられ、委託期間後の事業団のあり方について検討し、経費の削減を図りつつ積極的な事業展開をされているところであり、一定の事業効果があったと考えております。

次に、2点目の費用面及びマイナス面についてであります。予算的な問題については、市の財政状況を踏まえ、管理運営に係る経費について、事業団との協議を行っており、押し付け的な負担は求めておりません。また、働く環境面については、先ほど申し述べさせていただきましたが、4年後のことを踏まえた事業展開をされているところであり、ご指摘の点については注視してまいりたいと考えます。

次に、3点目のどのような部分で効果が発揮されているかについてでございますが、健全な運営を限られた財源の中でこれまでノウハウを生かして、利用者の要望、期待に応えるサービスの提供を主眼に置き、事業の展開に努められております。そのために、事業団自ら経営戦略会議をはじめとして、各施設において経費節減を図りつつ、施設の効果的な活用と管理、運営面での問題点の掘り起こしなどがされ、さまざまな事業が実施をされているところであります。本市といたしましても、文化振興に資するための連携を密にし、施設の効果的な活用が図られるように指導をしてまいっております。

最後に、4点目の今後どのような施設に適用を考えているのかということでございますが、民間のノウハウ等の導入により、市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、平成22年度からは公募に変更していきます。野洲川河川公園1施設、

公民館 2 施設、文化ホール、小劇場等で 3 施設、体育館、プール 3 施設、市民グラウンド 1 施設、計 10 施設ですね。また、直営で管理及び運営をしている施設で指定管理者制度を導入することが効率的かつ効果的な管理運営が可能な施設については、順次指定管理者制度の導入を進めます。

次に、公立保育園の指定管理者制度の移行についてお答えを申し上げます。

1 点目のご質問でございますが、公立保育園の民営化については市民の理解と協力を得ることが最も重要であることから、市民ニーズを踏まえながら、利用者との合意形成や環境条件を整え、方式についても慎重に検討していきたいと考えております。

2 点目の、職員の補充についてでございますが、正職員の保育士の人数については、一定数を確保し、欠員については補充を行っております。一方障がい児加配や低年齢児、いわゆる未満児ですね、加配などについては毎年入所児の数が変わります。そういうことから、嘱託や臨時で保育士を雇用する形態が合理的であるために、採用の形態を分けているものであります。したがいまして、現段階で民間への移行を前提とした職員の採用を行っているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

3 点目の、民間委託が市民にとって有利かどうかという点についてでございますが、サービスコストは通常相反する項目であり、どちらの側に立って判断するかで評価が異なるため一概に言えませんが、昨今話題となっている民間委託、あるいは民営化の議論は、主にコスト面での優位性を評価していくことであると考えております。

4 点目の指定管理者制度の運用については、保育園の運営につきましては、保育所は乳幼児に家庭的な雰囲気の中で養護と教育を保障する場所でございますから、保護者が安心して預けられるような継続した保育を実施する必要があります。このことから、指定管理者制度では、5 年ごとに更新があります。管理者が変わる可能性があることから、今のところ保育園は指定管理者制度にはなじまないと、このように考えております。

次に、野洲市の人事政策についてのご質問の第 1 点目、行財政改革の情報の伝達と徹底についてのご質問でございますが、職員への行財政改革に係る各種計画を策定した際には、市のホームページだけでなく、市の内部情報システムの掲示板を通じて職員への周知を図ると共に、常時閲覧が可能となっております。掲示板に常時閲覧が可能だと、こうなっております。また、職員研修の機会等を通じて職員への周知を図っております。

2 点目の、組織の拡大や管理職の増加についての質問ですが、その時点での住民ニーズに応じた効率的、効果的な最良の組織体制を構築すべく、組織機構を整備して、安易な拡

大は行っておりません。また、管理職の職員数は平成17年4月現在で120名、平成18年4月1日現在では115名、平成19年4月1日現在では112名と、毎年減員となっております。

3点目の、管理職の比率等についてでございますが、19年4月1日現在では112人の管理職に対しまして318人の一般職員で、1人の管理職に対して一般職員が約2.84人の比率となっておりますが、組織全体で考えますと、管理職が占める比率は26%となっており、決して高いとは考えておりません。

次に、4点目の報酬に見合った仕事の分配に関しましては、業務、職責に応じた給料の支払いを行っております。

次に、5点目の、仕事の達成感や満足感に関しましては、市施行時から勤務評定制度を導入し、上司と部下との面談を通じてふだんの段階からの業務の進捗管理だけでなく、業務への取り組み姿勢や業務上の成果などの評価を行い、長所はさらに伸ばし、短所があれば指導を行うなどにより、人材の育成を図っております。また、勤務評定結果を職員の昇任時期の参考とし、職員の仕事への達成感や満足感が得られるようにいたしております。

次に、6点目の仕事に悩むカウンセリングを受けている職員の長期休暇者の人数でございますが、市のメンタルヘルス相談では、件数では17年では21人、18年では20人、19年では17人となっております。また、長期休暇の人数については、平成17年度から継続して取り組みを進めてきたメンタルヘルス研修の実施とメンタル相談などの取り組みもあり、平成17年度8人をピークに、20年2月1日現在では2人に減っております。

次に、高齢者への施策の充実についてのご質問ですが、1点目の今後も増加する高齢者への施策はどのように進めるのか。また、負担増となって、生活の不安増となる課題を解消する施策はどのように進めるのかというお尋ねでございますが、老人や高齢者のみの所帯で日常生活の不安を取り除くような手段の確保をし、的確な相談に応じられるよう努力をしております。困りごとを解決したいとの相談は高齢福祉課窓口、地域包括支援センターに寄せられ、相談内容に応じ、的確に処理をいたしております。特に包括支援センターでは、介護保険の受給者に対して担当ケアマネジャーやヘルパーを通じて相談要望に応えるようにしております。また、高齢者に対する支援サービスは、主に日常生活の中での家事援助のサービスの需要が多いと考えております。例えばごみの分別や収集車までのごみ出し、定期的な洗濯や掃除、買い物、ねじの緩み締め、病院への付き添い、電球交換などの簡単な修理等のケースは、野洲市シルバー人材センターをご紹介申し上げ対応をいただ

くケースが多くあります。1人暮らしなど、説明が十分にできないと考える等の高齢者の状況については、シルバー人材センターに高齢者の相談内容を的確に繋ぐなどして、料金、期間等サービス利用にあたっての不安が生じないように、配慮をいたしております。また、民間事業者の中にも同様のサービスを展開しているところもあるために、同じように紹介すると共に高齢者によりの確な選択ができるような、また負担については適正な費用となるよう努めてまいっております。

2点目の、病気や機能障がい何らかの形で健康を阻害し、生活に大きな不安を感じやすい80歳以上の超高齢者に対する施策、支援に対する取り組みについてでございますが、高齢者の権利擁護、相談事業を実施し、その内容によって対処していきたいと考えております。また、介護認定の申請をされた方が、認定審査の結果、非該当となった方へは、市の独自事業として、生活支援サービス事業、配食サービス事業、緊急通報システム事業、高齢者おむつ助成事業、高齢者住宅小規模改良助成事業等、また家族支援サービス事業としては、徘徊高齢者家族サービス事業、介護家族激励金支給事業、家族介護支援事業等、また介護予防につきましては、生きがい対策、あるいは元気カード交付事業、ふれあいサロン事業、シニアサークル生きがいづくり会の支援等を施行いたしております。介護予防支援を重点的に事業を実施しているところでございます。

3点目の、80歳以上の現在の全人口に占める今後の予想についてでございますが、総人口が5万107人となっておりますが、これは3月現在ですか。80歳以上が2,377人、4.74%、毎年300から350人の増加傾向となっております。この推移から見ますと、5年後には約4,000人程度になる見込みとなっております。

4点目の、介護保険でカバーできない介護となる所帯の支援策についてでございますが、このことについては、大きな社会問題でありまして、次期高齢者保健福祉計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後に、災害対策についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、自主防災組織への支援策についてでございますが、個人情報の管理で大きな課題となっておりますのは、災害時の要援護者への把握であります。個人情報は、平時における所管業務により行政が把握している情報を出すことには制約があります。このことから、独自に対象となる方の承諾を得ながら情報を収集されている自治会もございまして、こうした取り組みが、他の自治会においても実施いただけるような方策について、現在市役所内での関係課等で協議・検討を行っているところでございますが、早

急に結論を出していきたいと考えております。

次に、第2点目のソフト面、心の部分への対応についてでございますが、民生委員さんの皆さんやボランティアの皆さんの連携によりまして、平常時から安心していただける体制づくりに努めてまいりたいと考えております。また、防災マップの配布などによりまして、防災に関する情報提供を行ったり、自主防災組織等の役員の支援にも取り組んでまいります。

3点目のご質問で、ご指摘のとおり、100%の備えは難しいところでございますが、特に課題として挙げられるのは、平成16年の福井県や新潟県での水害時に問題となった災害時要援護者支援対策であります。平時から要援護者リストを整備することや、安否確認の体制づくり、避難情報の迅速な伝達などが肝要であります。リスト作成の手法につきましては、まず1点目でお答えをしましたように、早急に取り組んでまいりたいという思いも持っております。また、情報伝達につきましては、既存の防災行政無線や災害情報発信メール、災害情報ファックスなど、複数の情報伝達手段により、伝達の他新たに緊急地震速報にも対応できる全国瞬時警報システムを整備し、迅速な避難準備情報や避難勧告等の伝達体制を整えてまいります。

最後に、4点目のご質問でございますが、災害発生時には、被災、状況等の情報収集や関係機関との連携など迅速な対応を図るため、その手段としてコンピューターなどの機器の活用は欠かせません。市民の皆さんには、防災行政無線やメール、ファックス等を活用する他、市のホームページや報道機関を通じて情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上、お答えと申し上げます。以上でございます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） まず、市長の施政方針につきましては、もう内容の確認等がございますので、このとおり20年度がうまく進みますことを願っておるものでございます。

次の2番目のまちづくり施策の日程管理であったり、財源計画といったもの、確かに、本の中には書かれておるのですが、冊子の中には書かれておりますけれども、これでは多分具現化できるものではないだろうかと、こういう気がするわけです。年次ごとの一定のレベルでの計画もくみ上げていただかねばならない。また、その年次年次の財源計画も必要であろうと。そういったものについて、取り組まれることが肝要ではないかな。そうしませんと、なかなか職員の皆さんが同じ方向を向いてこの実現に向けて活動していくこ

とというのが難しいと考えます。ぜひ、そういった面で取り組まれることをもう一度お尋ねしたいと思うのですが。また、実現するためのチェックをする方々、推進する方々、それぞれの部門でも必要でしょうが、市長部局のところでも相当な権力を持って、力を持って推進に努められないと、なかなかここに、今日は代表的なものだけ持ってきましたけども、これだけのものを仕上げていくというのは、容易なことではないのではないかなと、こう思います。また、これが実現したらすばらしいまちになるのかなと、こういう期待もしているわけですし、ぜひ実現に向けて進んでいきたい。こんな思いから、もう一度具現化するための実際の行動指針といった、年次ごとの計画というものに対してどのように取り組まれるのか、お尋ねしたいなと思います。

地域医療体制については、過日湖南消防の方にも行っていろいろお話を聞いてまいりました。その内容の中では、まだ湖南地域というのは比較的恵まれているなど、こんな思いもしたところがございます。医療体制についても大きな病院が周辺にございますし、救急についてもそう大きな課題となるような問題も発生していない。そういったところから、一定の時間内で対応されているということは確認しているわけですが、市長の答弁にちょっと疑問を感じたなと思いますのは、最長で66.1分というようなことがあったのですが、統計の中では、やはり一部少し時間がかかっているというようなデータもまとめられておりまして、平均的な時間の中では、救急の中で湖南広域行政組合がご報告されている中で、やはり120分以上かかっているのが6件あるというようなことでもございまして、この中で、急病患者であるとか、そういう分け方もされているのですけども。だけど、これについても、そう軽症患者であったということで大きな問題ではありませんでしたという説明は受けております。幸いなことであったのだなと、そう思うのですが、ただやはり平均的に見ても、60分から120分というところでも、件数は106件というようなことがございますので、そういったことは今後とも気を緩めることなく対応強化を図っていただきたいなと、このように思います。

それから、野洲病院については、小児科の先生お一人で大変だということですが、ただ湖南広域、湖南地域でも実はこの野洲病院が担当する当直当番といったところが十分な日数ができない、確保できないというような問題がございますので、こういった問題について今後解決に向けて、やはり当番病院としての責任の範囲内で、91日という責任の範囲内でご努力いただかないといけないのかなと。それがまた市民に対して安心を持っていただけることになるだろうと思うのです。その方向性について、もしおわかりであればお聞

きしたいなど、このように思います。指定管理者制度のあり方については、やはり無理なことを押しつけるのではない。もっとやはり制度が効果を発揮するような形でぜひ運用をお願いしたいなど、こう思います。

それから、今日はちょっと人事政策のところでも市長といろいろ意見交換してみたいと思うわけですが、野洲市の今の職員の皆さんの年齢構成というのは、多分逆三角形型といえますか、年齢の上の方々が多くて若くなるほど少ないと、これは当然採用を手控えてこられましたので、そういった形になっているのでしょうか。そうなりますと、報酬も高くなっているわけですし、やはり仕事と報酬のバランスといったことは、非常に大きな要素になってくるんじゃないかなと。そういったことを、どうやって解決しようかとされているのか。また、そういった中で管理職候補というのをもたくさんふえてくるだろうと、先ほど対職員の比率で見ますと2.8人というようなデータも出ておりましたけど、これ、民間企業などから比べますと、極端に少ないんじゃないかなと。20人、30人の課員を抱えて仕事をしている、また改革を進めてられる役場にあっては、そういったことを進めているところもあると。行政によっては、そういうことも進められている機関もあると。こういったことを考えますと、組織のスリム化であったり、風通しをよくするといった面から考えますと、組織はできるだけ少ない方がいい。管理職も一定の中で努めていただく。そして伝達する側、伝達される側が本当によく理解できるように体制をつくっていただかねばならないし、行財政改革を進めていくということは、それが最も重要なポイントじゃないかなと、こう思うのですが、そういった組織のスリム化に向けてどうお考えかお聞きしたいと思います。

それから、仕事のやりがいや満足感というところでですけども、民間企業ですと、具体的に営業関係の仕事をしている人ですと売り上げであったり、新しい販売先の契約であったりという数値的な目標がはっきりするわけですし、それから現場においては、品質や改善やという一定の数値的目標が掲げられますが、行政においては、そういったことは非常に難しくなります。そうしますと、何がやりがいなのだろう。こんなことで考えますと、ここにあります、やはり大きな市の方向性に向けて、自分がどのポジションで、どんなことが達成できていっているのかと、それが効果となってどう出てきているのかといったことを明らかにしていく。また、各職員にわかるように示していく、職員自らがそれに向かって自分なりの計画を立てていく。そのことによってやりがいであったり、喜びであったり感じていただく、こういった人事政策が必要なんじゃないかなと思うのですが、それについ

ての市長のご見解を聞きたいと思います。

それから、高齢者への施策の充実でございますけども、実はまずはじめに、昨日の新聞で、「県がレベルアップへ、市・町とタッグを組む」と、こういった記事の内容がございました。内容的には地方税徴収へ新組織を構成する。これは県と各市町がそれぞれ8人ずつ職員を出して16人チームを組んで、16人を4チームに分けて滞納者の財産差し押さえや搜索などの滞納対策に取り組むと、このようなことが書かれておるわけですが。今、高齢者の方々は、後期高齢者の保険料であったり、医療費負担であったりということで、非常に生活に大きな負担が増加していつている。そういった中においては、当然滞納者も予測されるわけです。そういった形のところに、こういった非常に厳しい対策が盛り込まれるとしたら、勢い、こういった方々がその対象者にならないかなという懸念をするわけです。この内容がもしおわかりになっていけば、少し説明をいただきたいなど、このように思います。

それから、福祉サービスの中で地域で取り組まれてきた、それもできるだけ身近なところでとって取り組まれてきたふれあいサロンであったり、健康サロンであったりというのが集約をしていったり、それからコミュニティセンターの方に場所を移された。遠くなって、やはり行きにくくなったなというような高齢者の皆さんのお声もあるわけですが、こういったことに対して、実際コミセンで健康サロンと開かれてきた結果、高齢者の皆さんからどのような声が届いているのか、喜ばれているのか、少し参加者が減っていつているのか、実態の把握をされているのではないかと思いますので、そのことについてお尋ねいたします。

災害対策につきましては、個人情報なかなか自治会の皆さんの手元へ届けていただけるというのは、厳しい今の情勢下であろうと思うのです。何らかの工夫をして、やはりいつ災害が起こっても自主防災組織の皆さんがデータをわかることができると、こんな体制をつくらないといけないと思うのですが。アメリカのペンタゴンあたりで情報管理として行われているのは、一定のボックスに納めて、そのボックスは規制がかかっている、条件がそろったときに初めて開封できると、こういう方法をとられているものもあろうかと思うのです。そのことで100%個人情報が守られるかどうかといったことは検証しなければなりませんけども、そういったことを含めた、やはり情報の提供は常時しているのだけでも、見るところで制限を加えていくと、こんな施策があってもいいのではないかなと、そういったことに対してどのような判断を持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思

ます。

それから、コンピューターですが、メインの役場のコンピューターが動かないと情報はすべてとまってしまいます。阪神淡路大震災のときも、結局人力に頼って人が走り回って情報を集めなければいけなかった背景はコンピューターでございます。県のコンピューターも市のコンピューターも動いていなかった。データはあるのだけでも、見ることはできない。こういったことが大きくクローズアップされました。市としては、やはりコンピューターが使えるような、そういった体制というのは必ず組んでおかねばなりませんし、そのデータ管理はもちろん大切でございますけども、そういった電源を確保する。コンピューターを動かす体制をつくっておくということが現在どの程度まで行われているのか、改めて質問いたします。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 再質問にお答えを申し上げますが、まず中期計画、あるいはいろんな計画の実施につきましていろいろと提言をいただいております。その通りだと思っておりますが、計画の中にも部門別な計画があるわけですね。基本的には、国土利用計画とか総合計画とかマスタープランとか、そういうものは全体的に総合的な立場でやっぱり取り組む必要がございますが、個々の計画は個々の、それと全体的な計画とをうまくマッチングして進んでいかないといけないということなのですが、今ここしばらくは、財政面で言うなら、非常に厳しい変動のさなかでございますから、5年先、10年先を見越して計画を組みましても、朝からも問題になっておりました、例えば財政計画1つにしても18年度と20年度はコロッと変わっているという実態がございますから、おっしゃるように1つの指針は示しながらもやっぱりローリングをしながら、実態に合った、しかも予算を編成するときには、その内容を具備し、また予算を議決いただいた後でも、それとチェックしながら整合性を図っていかないといけないと、こういうことになるわけでございますので、おっしゃるとおりだと思いますので、本をつくった、それで満足してはいけなと、これはもう十分にわかっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、野洲病院の問題で若干触れられたのですが、実はまず市民の医療として、あるいは地域医療として考えるなら、野洲市内には、かなりの個人的に開業をいただいている先生方がおいででございますから、決して患者さんをたらい回しにしたりすることは絶対ないと、私は自信を持っております。例えば今野洲病院で産婦人科が減った、小児科が減

った。このお二人のお医者さんは野洲市内で開業されるのです。だから、当然患者さん、いわゆる主治医になる方はやっぱりそっちも行かれるでしょうが。それはそれとして、市民の立場からはそういう安全な施策をとっておりますが。事、病院の経営観点から言うなら、病院にお医者さんがなかったら、やっぱりこれは経営が成り立たない。これは実態です。だから、私もかなり大学へ行きました。直接教授部長に出会いまして、談判というほど適当ではないが、話をしました。ただ、滋賀医大として一番気にかかることは公設でないということなのですね。そこまで言うと、医師の待遇の問題が出てくるのですね。野洲病院は公設民営ということで、民営で経営をいただいておりますので、実はご存知のように黒字なのですね。それは、やっぱりお医者さんがいろんな面で努力をしていただいていると。やっぱり給料も十分な給料を取らずに、市民のため、地域のための医療に専念をいただいているという、我々にとってはそうなのですが、大学側から見れば、お医者さんを派遣するときに若干のそういう抵抗があるようですね。だから、その辺のいわゆる支援事業は、これは病院でできませんので、やっぱり我々がしていけないといけないと、こんな思いでございまして、おかげさまで大学の教授さんとは仲良くなりまして、ああだ、こうだと話し合いをしながら、気分的にもいろんな情報を提供しながら野洲市の病院ではなしに、野洲市の市民の健康管理を我々はどういうふうに責任を感じて施策を展開しているか。やっぱりこの辺を大学の教授も部長も評価してくれますので、そういう取り組みは今後もやっていけないといけないと、こういうふうに考えております。小児科も1人ですから、ルールから行くと、小児科の入院は取れないという、1人の医師では入院は取れないということになってございますが、これは医者の方の努力によって何とかフォローしますと、このお医者さんはおっしゃっていただいておりますので、安心をしております。

それと、消防署のこの搬送の時間、私もちょっとわからないけど、もしわかるのだったらお答えを願いたいと思います。

人事管理で、いろいろと見方があるのですが、これは、私、実は合併をする5年前ぐらいから、県の方針もございましたけど、職員の採用を抑えてまいりました。合併後も、これで4年ぐらいたつのですが、抑えていますね。実質、合併当時に管理職であった方が、例えばですよ、住民課は2つあったわけです。税務課が2つあったわけです。これが1つになった。これは差し引き1人余るということですから、そういう構成になってございますから、ややもすれば2.8と申し上げましたけど、管理職は多いと思います。だから、これはやっぱり5年、10年スパン、または15年スパンで考えて、言うならピラミッド

型の体系を整えて、おっしゃるように、風通しのいい、命令系統がスカッとするような体制を整えていかないといけないのではないかと、私はこのように考えておりました、いよいよやっぱり若い職員さんもふやしていかないといけないということで、今年20年は、ちょっと忘れました、また聞きますけど、職員を採用する予定をいたしております。そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、抜けた点はそれぞれの部長からお答えをいただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、計画の具現化の関係なのですが、これにつきましては、毎年3年間のローリング計画を立ててございまして、実施計画の内容、それから必要な財源の確保ということで毎年見直しをして推進に努めているということで、これもチェックもできるというような体制をとっております。

それから、人事関係の最初の関係、ピラミッドの関係は今市長が申し上げましたが、あと仕事のやりがいについてでございましたが、これにつきましては、20年度から目標管理制度の導入ということで取り組んでいきたいということで、試行ではございますが、まず始めていきたいということですので、これによって職員のやる気、それからまた正確な評価をしていきたいというふうに思っております。

それから、1つは県の方で、先ほど新聞を例にとられて、滞納整理の関係でということでもございました。これにつきましては、県の方で、（仮称）滋賀地方税滞納整理機構を設置するというので発表がございました。これにつきましては、滋賀県とそれから県内26市町が共につくるということで、任意団体ということでございまして、設置期間は3年間というふうに聞いております。これは、県と市町の共同による地方税の滞納額の縮減ということでございます。先ほど高齢者の方についてのご心配ということで取り上げていただきましたのですが、既にこの前身は平成17年度から、県税で多額の滞納を有する個人県民税と自動車税の滞納整理を特別体制取り組むということで、滞納整理特別対策室が設置をされております。これを発展的にしていこうということでございます。

もう少し内容を申し上げますと、県の支援職員と市町職員の合同チームによる市町派遣事業ということでございまして、事業参加市町から1人を県へ職員派遣すると。県支援職員2人と市町からの派遣職員2人、計4人で合同チームを結成するというのでございまして、4人が派遣職員元の市町に駐在し、住民税の共同徴収を実施すると。これを半年単

位で行うと。A市、それからB市、それぞれ職員の地元の市で半年ごとにこの徴収を実施するというようなものでございます。あと個人住民税の県による直接徴収事業というのがございます、滞納処分の自力執行が困難な市町、高額とか困難案件については、県へ引き継ぎをして滞納整理を行うというものでございます。

それから、災害要援護者リスト作成につきましては、先ほどご指摘をいただきました。作成をしておいて、見るところで制限してはということでございますので、これは私どももそう考えていきたいというふうに思っております。

それから、災害時のコンピューターシステムでございますが、これにつきましては、基幹システムの継続性維持ということでございまして、無停電電源装置、それから自家発電装置を設置いたしまして、短時間のトラブルには対応ができるようになってございます。それから、機器の設置につきましては、ラック及び器具の固定、ボルト締めをしております、合わしておるということです。ただし免震機能はないですがということです。それから、サーバー等を二重化をいたしまして、本番サーバーとテストサーバーを置いておるということで切りかえが可能であるということでございます。それから、重要なデータは毎日バックアップをして非常時に備えているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 私の方から小児科医等の問題等をお答えさせていただきます。

小児、産婦人科等の医師の確保につきましては、市長自らが滋賀医大の方へ出向かれまして、厳しい医師確保の面で努力をされ、現状維持が図れるよう、努力をいただいているさなかでございます。こういったことで、今年度の予算2,000万円を医師の処遇改善等含めまして見させていただいた状況でございます。

もう一方、先ほど質問がありまして、湖南広域行政組合の方で小児救急の体制づくりということで予算化をさせていただいている状況でございます。平成18年度までは年間91日間ということで、こういった状況で平成19年度につきましては、野洲病院の受け持つ分野、64日間ということで、医師体制の問題等で対応してきたという結果でございます。平成20年度につきましては、先ほど市長が言われましたように、1名体制の部分が4月から行われるというような部分が出ましたので、そういったことで病院と大学と協議をしまして、44日間を受け持っていこうということで、残り部分を他の病院の方にお願

いをしているところでございます。これについては、やはり地域医療の確保の面から、県の方に要請をかけ、現在草津保健所が座長になり、各病院との調整を今現在取り組んでいただいている状況でございます。

また、先ほど搬送時間の問題で言われたのは、現場到着と病院の到着時間ということで、現場の到着につきましては、いろいろやりとりの問題がありまして、そこからじゃなくして、到着時間ということで整合性をとらせていただきましたので、ちょっと時間が短縮になっているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 救急については、よそのまちで起こっているような患者がたらい回しされるようなことは、湖南地域ではないと確認しておりますので。あとは交通渋滞であったり、それから病院の受け入れ先の拡充であったりということだろうと思いますので、より一層のご尽力をお願いしたいなと思います。

福祉施策の方で1点確認したいのですが、もしくは提案になるかもわかりません。介護保険制度が今年度見直しで来年からまた新たにスタートするわけですが、こういった保険料施策の見直し時に、ぜひ各市で行っていくのではなくて、以前も提案させていただきましたように、湖南で全体で介護保険料の設定やら運営管理といったことができないものかなど。そのことによって、やはりいろんな施策で患者の方が使う場合、有効に使っていきけるのじゃないかなど。特に、昨今、特別養護老人ホーム等が入所者が非常に多い、待機者が多いということから、まちが一定の制限をかけていかざるを得ないところもあるやに聞いております。そういったことも、でき得ればやはりお互いに困っていることは一緒だろうと思うし、行政の連携も濃いわけですから、湖南というまずは1つの県域の中でご検討いただくこともできないかと。それについて可能性があるのかないのかを含めて、もしくは、努力していただけるのか、お話を伺いたいと思います。

それから、人事政策ですけれども、やはり年齢の高い方で経験や知恵の豊富な方がどうしても今の時期多いわけですね。これはもう市長もお認めになっているように、合併という1つの機構改革があったわけですけれども、そういった方々に私はこういった長期経営政策、そういったチームをつくっていただいて、市長直轄で管理推進していく、知恵を出していただく、民間企業で今盛んに行われている仕事でありますけれども。そういったことが取り組んでいける可能性がないものか、最後にお伺いしたいなと思います。

それから、野洲病院の件はいろいろ聞いておまして、今のところは安心とまでは行かないのですが、少し落ち着いてきたかなということと、それから小児科医もこれからご尽力いただけるということなのですが、できるだけ早くやはりふやしていただかないと、2人体制に持っていかないと、1人の方の負担というのは非常に高いだろうなど。産婦人科については、聞きますと、助産師さんは野洲病院に13名もいらっしゃるということで、通常分娩を含めて考えると、体制的には、新しくお見えになるお医者さん2人を含めて十分な体制だというように聞いております。こういったことで安心できるのかなと思うのですが、特に小児科の方、今後共にご尽力いただきたいと、このように思います。

以上、福祉の方と最後の質問、お答えいただきたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 本田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

高齢者対策の中での介護保険事業の広域化、このことにつきましては、本田議員から平成18年3月の定例会でご質問をいただいたところ、この湖南4市の広域化につきましては、保険料の格差の問題、草津市が特に問題があったのですが、認定業務にかかる時間的な問題、またイニシャルコスト等の問題等に加え、介護保険に関連するそれぞれの市の施策の相違点などの調整で容易に進む状況ではないということでお答えをさせていただいたところでございます。しかしながら、現状の高齢化社会の進展、こういうものをあわせますと、やはり再度議論すべき課題、それが独自でいけるのか、市独自がいいのか、広域がいいのか、こういう議論を管内部長会でまた議論を再開させていきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 人事面については、部長の方から。

野洲病院、それだけ市民の皆さんが非常に関心があるということでございますので、医師団は非常に熱心に取り組んでいただいております。そこで、私は特に提案を申し上げているのは、幸いに野洲市内で開業をいただいている方は、おおよそ野洲病院においでになったお医者さんがおいででございます、そういうことから、今もそうなのですが、開放ベッドを野洲病院においてそれを活用いただいている。そういうことから、開業医の皆さんのお力もお借りしながら、そういう形態を整えて連携を深めながら、野洲病院はこうだということではなしに、地域の医療としてそういう連携を図れるような体制をとということ

でお願いをしている向きもございますので、そういうことを踏まえまして、やっぱり市民の健康管理をお願いしていきたいと。だから、野洲病院はあだからもうという言い方はなしに、かなりやっぱり我々行政からは口も出し、金も出さないといけないと、こういうようなことで完全な病院にしていきたいと、こういう思いを持っていますので、ご理解を賜っておきたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 今経験豊富な職員の活用ということでご質問いただきました。現在では、組織を横断する、また繋ぐ組織として、政策企画員制度を今設けてございます。これにつきましては、それぞれ経験を今まで各部局でしていただいた職員に政策企画員になっていただいて、横断的な政策等に取り組んでいただけるということでございますし、また今後必要であれば、他のそういう組織も考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（林 克君） 次に、市民ねっと第18番、鈴木一朗君。

○18番（鈴木市朗君） 市民ねっとを代表いたしまして、代表質問を行いたいと思います。

まず代表質問に入る前に、今月の3月いっぱいまで定年退職される皆さん、また転勤される皆さん、また今後においても、私ども議会にいろいろな部分でご協力を願いたいと思いますと同時に、また今後においてのますますのご活躍をご期待申し上げるものでございます。

そして、また私ども会派の方におきまして、中国の餃子、これ、大変な問題が発生してまいりましたことは、マスコミ等を通じて、既に皆さんご承知のとおりだと思います。そうした中で、私ども会派の調査といたしまして、学校給食に使われておる食材の調査をいたしました。そうした中で、上田所長が挙げておられたのも莫大な品目でございます。ちなみに、この中で2月に使用しようとしている一般物資、もう既に2月は済んでおりますが、小龍包、J Tフーズ社で加工メーカーは福岡県一品香食品ですが、これはJ Tフーズ社であるということで変更されております。また、イチゴヨーグルトがイチゴ果肉と酸味料が中国産のため変更されているということで、中国産については一切使用されていないということで報告を受けております。そうしたことにつきまして、国内産で対応していこうとするならば、非常に原価コストが高つく中で努力していただいていることに対し

して、私ども会派といたしましては、給食センターの皆さん方に敬意を表する次第でございます。

そして、また先ほど来会派の質問の中で、農業に関する問題が出ておりました。今給食センターで使われている農産物、これはカブラ、キャベツ、ミズナ、春菊、ダイコン、ニンジン、ハクサイ、ブロッコリー等という野菜類に関して、多く野洲市内産が使われている。こういうことにつきましても、農業施策、あるいは農家の育成に対して努力をいただいているということにつきましても、私ども会派としても礼を言っていかなければならないということを思っております。前段長くなりましたが、これから代表質問に入らせていただきます。

まず商工業施策についてでございます。

商工業の発展と補助金、日本の商業、中でも正業型の、生きる、働く、暮らす、の3つが総合する商法は、90年代不況の中で衰退へと向かっております。原因は、何より便利で、より楽しくより安価なものを求める消費者指向にマッチしたショッピングモールや郊外型ショッピングセンターとの競合に抗し切れなくなったことにあり、その結果、シャッター通りが多く見受けられるようになりました。このようなことになれば、商店主、家族は大変な苦しみを味わい、さらには地域経済の疲弊、空洞化、崩壊へと進展していきます。まず、商業とはという観点に立てば、近江商人の「三方よし」でございます。売ってよし、買ってよし、また社会によし、というこの三方よしの精神を地域社会に根付かせ、育てる重要な意味を担っていると言えます。地域社会を育てるということは、単に行政が議案質疑の中でも議論がありました、補助金を出すとか、商品の媒介や仲介でなく、心の橋渡し、生きる喜びをコミュニケーションする人間の意思やぬくもりを伝えることにあると、私は確信しております。それは、手渡しのふれあい文化であり、人の息づかい、肌のぬくもりが感じられる、呼吸するまちをどのように維持・発展させていくかということに他ならないと思います。私も商工会の一員でございます。そして、私も家業である店をずっとやっております。商売というのは、行政が机上の論議で述べるものじゃないと思います。皆さん方は、補助金を出したらいい、そんな議論で商業が発展するということは、到底不可能でございます。そのようなことから、次に今議会に提案されている債務負担行為でそれらのことを解決できるというのですか。例えば債務負担行為、1億円ですね。これは、部長、よく聞いて下さいよ。これは、野洲市民5万人を担保に入れてお金を借りるわけですよ。わかりますか。市長、わかりますか。市民を全部担保に入れて金を借りるわけですよ。金

を使うわけですよ。5万市民が全部保証人ですよ。あなたたちも同じだと思いますよ。保証人の1人ですよ。そういうことで、商業精神に基づいた考えが行政の最大課題だと思いますが、その対策をお聞きしたいと思います。要するに、商業施策の定義ですね、そうしたものをどのようにお考えなのか。商売の定義です。それをまず1点目としてお聞きしたいと思います。

次に、地域経済と商業のあり方について前段にそれなりのことを述べましたが、今議会に提案されている債務負担行為で20年から24年、年額2,000万円の中小商業活性化促進事業補助金の承認を求められておりますが、それで中主商工会の発展が望めるのか。また、その事業責任と問題点をお伺いしたいと思います。

次に、イオン出店と地域経済についてお尋ねをしたいと思います。

昨年秋にイオンが営業を開始しました。地域経済への影響は功罪と相まっていると考えますが、開店後の地域経済への影響をお知らせ願います。それと同時に、イオン出店に関してパート従業員が450名雇用されるということを知っております。報告として受けております。その方たちが得る収入、そうしたものの経済効果というものはどのようになっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

次に、企業立地促進法とまちづくりについて。

今般、まちを活性化させる産業基盤の立地の促進を図ることを目的として、企業立地促進法に基づく、国から認められた地域産業活性化基本計画に沿った企業立地環境の整備同意地区にIT関連企業の集積を図ろうとしておられます。報告によれば、全体の従業員数が約5,000名と聞く中で、湖南4市の市街化区域の割合は、草津が38%、守山が26%、栗東が26%、野洲が12%という低い数字となっております。市街化区域が圧倒的に少ない本市において、5,000名の従業員をしっかりとめることは困難ではないかと思われまます。

そして、次の質問として、将来的展望に立った土地利用の考え方と人口増による市民税の確保はどのように推移すると考えられるか。また、法人税の確保との関わりをお尋ねしたいと思います。先ほど、どなたの代表質問の中であったのですかな。皆、ソニー、オムロン、京セラで働いておられる方、皆、京都、大阪から通っておられるという話がありましたね。やっぱりそういう方は、私が感じるには高額所得者だと思うのですよ。ですから、やはりそういう方を野洲にとどまっていたいただいて、市民税をいただく唯一の財源確保だと私は思うわけでございます。ですから、野洲にとどまってもらえる方策をどのように考え

ているのか、この12%の中でどのように考えているのか。

次に、企業立地法に関して、社会資本整備の必要性から鑑み、都市拠点整備として、新駅設置構想、情報交流創造拠点の核施設として、さらにコンサルの調査、検討も終了している。実施年度は平成17年度から26年度、合併特例債16億円となっております。これは、(仮称)祇王駅のことを私は言うております。この駅には、企業誘致には必要と考えるが、進捗の状況をお尋ねいたします。

次に、富波経田総合運動公園整備事業について。

身近な生涯学習機会の提供と、文化芸術スポーツに親しむ環境づくりを目的とし、多目的の運動公園の整備に合併特例債充当額12億円となっております。富波経田地区におきましては、当初計画より方向が違ったような形で今まで動いていることを私は実感としております。富波経田地区運動公園整備事業につきましても、コンサルに委託し、400万の委託料を出してあれだけのものをつくっておられるということは、既に皆さん方ご存知だと思います。そうしたものを無にしないという思いでございます。

次に、野洲商業活性化基本構想について。

「ふれあいのある商いのまち野洲」と題して、まちづくりの指針となる第3次総合発展計画を策定し、緑豊かな活力と潤いのあるまちを目標とし、より輝きのある未来を目指し、新しいまちづくりを積極的に推進していくべきこの基本構想に基づき、第4次総合発展計画に反映されるものであったと私は考えます。上記の計画は、高額の税金を投入してコンサルに委託した経緯があります。合併後の都市計画マスタープラン、新市まちづくり計画、総合計画との整合性はどのようになっているのか、税金の無駄遣いにはなっていないか、またJR南口から北口へ通ずる地下道のコンサル委託料についても同様なことが私は言えると思います。また、今回提案されている野洲駅周辺地区都市再生整備計画、これらの整合性について、お尋ねをしたいと思います。

次に、今般改正されました教育3法についてお尋ねをしたいと思います。

奈良時代前期、山上憶良という防人がおられました。その中で、これは反歌として、「白銀も黄金も玉も何せむに、勝れる宝子にしかめやも」これはどういうことであるかという、銀も金も宝玉もいったい何になろう。子どもというすぐれた宝には及ぼうか、及びはしないということを防人の山上憶良が奈良時代前期に歌っておられます。それほど、昔も今も子どもというのは大事なことでありたいと思います。教育委員会は、そうした子どもの親という立場になって、教育を推し進めてもらうという前提に立って、私は教育3法につい

て質問をいたしたいと思います。

文部科学省は、従来の学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び、教育公務員特例法の改正が行われました。この中で、学校教育法の改正の中で、各学校種の目的及び目標の見通し等、次に副校長とその新しい職の設置、学校評価と情報提供に関する規定の整備、大学等の履修証明制度。

2といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、その中で教育委員会の責任の明確化、これは大事なことですね。教育委員会体制の充実、教育における地方分権の推進、教育における国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政。

次、3番目といたしまして、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正、その中で教育免許更新制の導入、教育職員免許法の関係ですね。次に、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化。次に、分限免職処分を受けた者の免許証の取り扱い。

以上のことについて改正されておりますが、今日の新聞を見てみますと、教育免許更新制の導入に関しては、これは、野洲は知りません。2,000人の先生方にアンケートをとられたら、大半の先生方が教育免許制度は反対だという意見が出ておりますね、教育長。だから、そういう中で推し進めていかなければならない、もう大変な問題だと思うわけですね。ですから、その辺のことは、またしっかりとご回答願えたらありがたいと思います。

以上について改正されましたが、その内容の詳細な説明と本市の対応、また学校現場において、生徒の教育向上は望めるのか、ゆとり教育の見直し等との関連はどのようになっているのかを問うていきたいと思います。

そして、4といたしまして、野洲市子どもの家管理規則と運営について。

今般の機構改革により、所管替えされた子どもの家の運営体制と放課後子ども教室との整合性をお尋ねいたします。

次に、大きい7番目といたしまして、これは検証をしてみたいと思います。これは平成18年の代表質問でも申し上げております。その中で、いまだに進捗がされていない、またしてある部分もございしますが、それに関して各学区の課題を申し上げたいと思います。

野洲学区といたしましては、野洲川廃堤敷の利用計画、これは市長、県よりの県有地の買収分ですね。市長は常々この土地に関しては、やはり地域の老人の方のケアをしていく。あるいは、障がいをお持ちの方の1つのよりどころとしての施設を構築していくというようなことで、我々議会も何億という、坪8万円ぐらいでしたかな、その土地を購入した、議会も認めたという経緯がございますので、その辺はしっかりと受けとめていただいて、

きちっとした回答を願いたいと思います。

次に、野洲川西詰め信号機設置の件ですね。

これは、今までよく一般質問の中でも出ていましたが、今佃浅田線へ進入する道路の隅切りをさせていただいております。これによって交通量も若干変わってくるのではなかろうかなと思いますが、西詰め信号機のこれからの進捗状況をお知らせ願いたいと思います。

次に、J R 清算事業団の買収土地利用と複々線化対策。

これは、市長、3億5,000万でしたか、J R 清算事業団から返ってきた用地でございます。平成19年度で償還は終わっていますね。そうした中で、ちょっと私ここに資料は、向こうにあるわけですから持ってもないのですが、利用料として250万ほど上がっているのですかね、詳しい資料はそちらの方にありますから。借金は返せた。ところが、今のところ賃貸料は上がっているというようなことで、利子分だけはきちっと稼いでいけるというようなことですが、でもそれが目的じゃないですからね。J R 複々線をするために用地を買って、買った用地をまた今度J R へ売るという約束でしたから、その辺はどうなっているのか、お知らせ願いたいと思います。

次に、平和堂A地区、B地区幹線道路と中畑区画整理事業内の通過道路、貫通する道路、市三宅北桜線へ貫通するという。これも既に皆さんご存知だと思いますが、平和堂の駐車場と平和堂の構造物のちょうど真ん中にある8メートルの道路、あれも用地買収費と工事費を入れて、よく3億5,000万という数字が出ますが、3億5,000万かけて、投入しておりますね。そのときの条件といたしまして、今の市三宅北桜線へ幹線道路として通過させるということが条件でございました。だから、我々議会としてもそれを認めているわけですね。そうしたものの対応はどないなっているのか、お聞きしたいと思います。そして、また平和堂B地区、井関の計画でございます。これは、商工会がB地区で商業を展開するという熱い思いがございましたが、今みたいに中主に1億円、はいあげますから商売やりなさいというような状況じゃなかったですね。これは本当に野洲の商工会は困っておられますよ。またそれは後で言って下さい。だから、その扱いをどうしていくのかと、それだけをお聞きしたいと思います。

それから、駅前周辺の環境面で、祇王井川のショートカット、これは今までからよく言っておりますが、雨水幹線、あるいは下水道関連で持っていくのか、どういうふうにするのか。恐らく雨水幹線は2町か1市かにまたがらぬことには、雨水幹線は不可能だと思います。そうした中でどのように持っていくのか。

次に、三上学区のことです。

少子高齢化対策と高齢化社会を支える施設が不可欠であるとする。軒先まで行われたは場整備事業による限られた場所でしか土地利用が望めない状況ということから、現状をどのように受けとめていくのか。そしてまた今後どのようなまちづくりを行うのか、土地利用計画を含めて3年から5年の中期ビジョンを尋ねていきたいと思ひます。

そして、少子高齢化の一因となっている生活環境の利便性向上はどのように取り組むのか。

そしてまた国道8号バイパスの現状の取り組みと今後の方向性について。

これも今国会で議論されております道路特定財源が一般財源へ移行するさまざまなことが予想されておりますが、この問題はもう20年、25年になる問題でございます。事業化が遅いために、こういうような結果になると思ひます。そして、またオリベストさんの移転問題もでございます。そうしたものをどのように組み込まれていくのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、野洲甲西線交通緩和の取り組みについて。

びわこ学園の跡地利用について。

北野学区に關しまして、野洲川堤外民地の活用計画。

竹生剣先の利用計画。

そして、以前から我々も熱心に取り組んでまいりました、東西医学研究所施設の現状と今後の見込みですね。立命館大学、野洲病院、さまざまなことがありましたね。

そして、県道大津能登川線の危険箇所の信号機、これは現在、今取り組んでいただいておりますので、ありがとうございます。

次、竹生の高齢化対策と防犯体制の取り組み、高齢化率は32%と市内最高でございます。

次、祇王学区でございますが、富波、辻町間のサブゾーンの排水対策と今後の利用。給食センターの跡地利用計画、野洲、中主線先線竜王インターへの接続計画。

篠原学区につきましては、公団混乱地域の適正処理。

篠原駅前南口の開設。先般開催されました協議会の内容等を問うてまいりたいと思ひます。

次に中里学区。西河原、小比江、北比江。62名が保有する14.4ヘクタールの特定保留地に関する市街化区域編入への具体的手法を示し、今後の進捗を問ひます。

湖南幹線の進捗状況、新川の排水対策、これ断面確保はどのようになっていくのかというところでございます。

次に、兵主学区におきましては、琵琶湖湖岸開発吉川字中瀬代表地番3326、2万4,168平米、24反の遊休地の活用でございますね。

次に、北流旧河川の琵琶湖湖岸緑地県営風景公園整備の最終年度とパース図を出していただきたい。パース図は先般部長の方からいただきましたので、最終年度とか、ちょっと事業進捗を。

次に、琵琶湖に生息している動植物の実態とその保護について、お尋ねをしたいと思います。

以上、代表質問といたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を14時50分といたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 市民ねっとを代表されました鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

教育委員会に関わること、また学区ごとの課題についてお尋ねでございました。これはそれぞれの担当する部長にお答えをいただきたいと思います。

まず、商工業施策についてでございますが、商工会の発展と補助金についてでございますが、最近の国の中小企業の景気調査によりますと、中小企業の状況は弱い動きが続いていると発表されており、このことは本市内の中小企業者においても同様でありまして、地域経済を支える担い手である中小企業者にとって厳しい経済情勢が続いていることは十分認識をいたしております。これまででは、市内では特に旧中主町区域に消費購買動向調査の結果でも明らかでございますが、大津、湖南地域の近隣市町と比べ地元購買率が著しく低い状況でございます。これは、地域の消費購買層が域外へ流出していることを表しているものでございます。しかしながら、昨年11月のイオンスーパーセンター野洲の営業開始は、少なくとも同地域への購買層の流入を喚起してくれたものと考えております。同店舗が持つ集客力をうまく活用して、地域商業の衰退ではなく、逆に活性化へつなげようとするのが、今回提案をさせていただく中小企業活性化促進事業でございます。本事業は平

成18年に地域唯一の商工団体である、中主商工会の地域商業施設設置検討委員会から報告のあった、地域商業施設設置基本構想の実現に向けた支援事業でございます。同構想は、地域小規模商業者の経営安定及び地域振興を目的に、地産地消の促進や地域住民の事業の掘り起こし等を基本コンセプトとして、大規模店舗にはまねのできない住民の視点に立った細やかなサービスの提供等を通じて、大規模店舗の集客力に、これまで培ってきた地域商業ならではの魅力を付加することで双方の持ち味を補完し合い、以て共存・共栄を図ろうとするものでございます。議員ご指摘のとおり、これからの商売は、人の息づかいや気持ちや肌のぬくもりを感じることができるいわゆるコミュニケーションが必要であろうと、こういうことでございます。地元商工会ならではの事業展開を期待いたしているところでございます。

2点目の中主商工会の発展と事業責任についてでございますが、全国的に見て、商工会は行政の補助金への依存度が高うございます。近年はこの転換を図るために、自己収益事業の開拓による自立化が強く求められております。平成21年度に予定されている、野洲・中主商工会の合併も、組織力の強化の一環であると考えています。同事業は、中主商工会が独自に取り組もうとする事業であり、市内では独立化に向けた一歩であると認識し、強くバックアップをしていきたいとの思いで今回の支援施策を提案させていただいている次第でございます。今後、商工会から具体的な事業計画案が提出されましたら、問題点等について十分精査をまいります。

次に、2点目のイオン出店と地域経済についてのご質問ですが、地域経済への影響といたしましては、イオンの開店が当初は昨年4月に予定されておりましたので、それに合わせて調査を予定していましたが、開店が遅れたために本年度はとりやめをしています。今後は商工会と協力して影響の把握に努めてまいり所存でございます。

続きまして、企業立地法とまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の将来の土地利用等についてであります。企業立地の最大の課題は土地の確保でございます。大規模工場用地の確保については、市街化区域内では土地の価格や面積などの制約から、新規の用地確保は困難でございますので、市街化調整区域に開発地域を求めるものであります。今回の計画では、野洲市の人口の1割にあたる5,000人の新規雇用を目標としております。これに伴う人口増加の住居地域確保については都市計画の見直しの中で対応する必要があると考えております。なお、住民税及び法人市民税の推計ではございますが、近畿地方で野洲市と同じく国から同意を受けた大阪の堺市の場合は、

シャープや関連企業を合わせて1兆円の投資を予定されておりますが、仮に堺市の10分の1の1,000億円の投資があり、従業員の4分の1が野洲市に住まると仮定した場合の税収の試算ではございますが、企業が納める税は18億、従業員の市民税で5億、累計で23億の税収が確保できると想定をいたしております。

そこで、高額所得者の定住策についてどう考えるのかという質問がございました。このことは原稿には載っていないのですが、お答えをしておきたいと思うのですが、かねてからIBMがありました時分から、高額所得者の野洲市、町ですね、そのとき。住居を提供してという思いでいろいろとお願いなり、方策を講じたのですが、生活の中で一番重要な子どもの教育、このことがやっぱり大きなネックでございました。少なくとも、山科以西、西ですね、住むことがいいというような個人的なご意見がございました。到底野洲町では無理だなという思いもいたしました。そこで、できる限りやっぱり優良な住宅を提供して、高額所得者にお住まいになるような方策を考えていかないといけないと。だから、私はそこで自慢をしておったのですが、義務教育については他に負けることはございませんよと。野洲町は自信を持って教育に取り組んでおりますが、それから上位の学校についてはおっしゃるとおり、やっぱり京都、大阪近辺だというようなことをおっしゃっていましたので、残念ながら高額所得者のお住まいになる条件は整わなかったというようなことがございました。

次に、2点目の新駅の設置構想でございますが、野洲駅篠原間の新駅設置については、JR西日本京都支社と随時協議を行っているところでございますが、やはり何と申しましても、大規模な土地利用転換の担保が必要だと、こういう考えを示されますので、現状では正式な協議は進めていない状況でございます。

4点目の、富波経田総合運動公園整備事業についてでございますが、これはご指摘のとおり、平成9年度に基本計画を策定いたしております。その後の合併によりまして、野洲市のスポーツ施設としては、旧野洲町が保有してまいっておりました野洲川河川公園や総合体育館、温水プールなど、また旧中主町ではB&Gの体育館や市民グラウンドなどのスポーツ施設を保有したところでございますので、このような中で新たなスポーツ施設の要望があるものの、現在のところでは既存のスポーツ施設で充足していこうと、こういう考えを持っておりまして。つきましては、昨今の財政事情からも現在のところ事業計画は立てておりません。

次に第5点目の、野洲商業活性化基本構想についてお答えを申し上げます。

議員ご質問の同構想は、平成9年に策定されておりますが、その背景と目的にもありますように、当時は周辺市への消費購買層の流出により、地域商業の空洞化が大きな課題でございました。駅前を中心に商業施設等の誘致や整備等を進めることで、地域住民と共に活力ある商業環境の創造を目指していたことが目的でございました。その後、本市には同構想で目指していたとおり、駅前北口と南口にそれぞれ大規模店、小売り店舗が開店をいたしました。また、南口の工場跡地には大規模な娯楽健康施設が立地するに至りました。旧野洲町地域では、策定以前と現在とを比較してみますと、地元購買率や地元商店充実度は上昇しております。これは同構想の効果であったと、このように評価をいたしております。

同構想策定後、旧中主町との合併も経て、社会情勢や財政状況等大きく変容しておりますので、平成19年3月策定の都市計画マスタープランや第1次総合計画等では、同構想で現実味の高い内容について反映をしております。現在の野洲駅前中心市街地整備計画検討委員会にも、野洲商工会からの委員参加をいただく等して、同構想が求めてきました地域商業の活性化対策については、配慮をしまっております。

次に、野洲駅周辺の土地再生整備計画についてでございますが、安全・安心向上のための道路整備としては、バリアフリーの歩道の整備を行い、また利便性・安全性向上と交流空間創出のための野洲駅南口広場整備や北口横断歩道橋の整備、にぎわい交流空間創出のための駅前駐輪場横の公園整備を計画すると共に、これらにあわせて、まち中のサイン整備や祇王井川の修景整備にも取り組みをする計画をいたしております。現在、まちづくり交付金事業で行う都市再生整備計画書を商工会の代表の方など、市民の参画を求めながら策定をしております。本年度末には計画書をまとめ、新年度早々に県へ計画書の事前協議を行う予定でございます。平成21年度新規採択に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、今後の事業計画といたしましては、まちづくり交付金を受け、平成21年度から25年度の5箇年計画で進める予定をいたしております。

最後、以下学区ごとの課題については、それぞれの部長から詳細についてお答えを申し上げますが、土地の取得等の土地について3点の質問がございましたので、そのうちの3つについては、私からお答えをいたしたいと思っております。

いわゆる善岸堤、霞堤防の県有地を払い下げを受けまして、あの払い下げを受けたのは、福祉施設を設置するという条件で受けておりますが、私は在宅の障がい者の皆さんのデイサービスの行えるような施設、それと地元の老人の皆さんがお集まりできるような、言う

なら憩いの家的なものも含んで建てていきたいということで、今内部で検討しながらどういうメニューで行くのかということを検討いたしております、そういうことで地元にもまた協力を得たいという思いと、もう1点、あそこに幹線水路が通っています、その処理の問題が先決でございます、それに協議をいたしているのに、若干時間がかかっております。

次に、国鉄当時の清算事業団から払い受けを受けましたJR用地、これは複々線用地として取得したのですが、複々線についてももちろんでございますが、今JR西日本に複々線が遅れても土地だけ先に買ってくれと、こういう要望をいたしております。少なくとも譲渡をしようという価格には原価プラス利子をプラスしたいなど、こんな思いで西日本に折衝をいたしております。

次に、平和堂の前のB地区のことでございますが、これは先ほど、昨日でしたか、河野議員からの質問の中にもございましたが、これは若干中主商工会との関わりもございますので、同じような方法なのですが、B地区を旧当時野洲の商工会が取得して共同店舗をつくらうと、こういう構想がございました。非常に大きな構想でございます。5億円くらいかけようと、こういうことでございます。応援しますよ、やって下さいと、かなり強固に応援をしようとして、当時の助役さん、千代助役さんですが、豪華なものを建てるなら2億円補助金を出したるわと、ここまでの話があったのです。だから、今ちょっと匹敵するようなことを話をしているのですが、それでもやっぱり地元の業者とかはできないのだという問題があって、私もかなり平和堂に対して土地を安く提供してくれということで、交渉した記憶もあるのですが。そういう土地でございますので、何としてもやっぱり地元のためにというB地区でございますので、いまだにそのことは私も取り組みをしていかないといけないという記憶は持っております。その他、平和堂もあれだけの土地を持ちながら、何か有効な活用をしたいということで、いろいろと今お話し合いがあることは聞いております。それがどれがベターなのかは別といたしまして、早急にあれだけの土地を活用を図ればと、こんな思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、私の方からお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 市民ねっとを代表されました鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

第6点目の教育3法の改正についてお答えをいたします。

平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正をされまして、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。そして、最初の取り組みとして、教育3法が改正されたものでございます。この3法の改正は、学校等の目的や目標の見直し、学校組織の強化、教育の管理機関としての教育委員会の体制の充実、教員の資質向上を図ることを目的にしたものでございます。

具体的には、まず学校教育法改正については、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、幼・小・中・高等学校の目的、目標を見直すと共に、学校の組織運営体制の確立のため、副校長等の新しい職を設置するなどの点が改正されました。

2点目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正につきましては、指導主事の設置を努力義務化することや、教育委員会の責務を明確化しました。また、教育行政における地方分権の推進を図ることや、教育における国の責任の果たし方を明確にしました。

3点目の教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正につきましては、10年ごとの免許更新制度の導入と免許更新講習の実施、指導が不適切な教員に対する指導改善研修について明記されました。これら教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、文部科学省は学習指導要領の全面改訂を行い、この3月に告示し、可能なものは平成21年度から先行実施を行う予定となっております。

学校教育においては、基礎基本の習得と、基礎基本を活用する能力、そして学習の意欲、この3つが重要であるとされまして、この改訂指導要領においても、生きる力をはぐくむという現行の理念を継承しながら、確かな学力を身に付けさせることが大切であるとしています。本市におきましては、改定指導要領の基本的な考えに沿いながら、教職員研修の充実を図る中で、学校評価及び全国学力・学習状況調査から見えた部分を大切に、各校において取り組みを検証し、学習指導の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、学力を向上させるために、具体的方策の1つとして、各学校で学力向上のための対策と傾向について論議し、各学校において学力向上策を作成し、全教職員で共通理解して取り組むよう、指導しているところでございます。今後も、教育に関する大きな動きの中で、国や県の方向性を迅速にとらえ、適切に見極めながら、今後とも学校、家庭、地域のより一層の連携を図り、教育を取り巻く諸課題の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、4点目の、野洲市子どもの家管理規則と運営についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの安全な活動場所を確保する市の総合的な放課後対策として、学童保育所では、共働き家庭など、留守家庭のおおむね低学年児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図ることを目的として、指定管理者である野洲市社会福祉協議会により、事業を進めていただいています。

次に、子ども教室では、おおむね高学年を対象として、子どもたちの自主的な学習の場や、安心・安全な居場所の充実を図ることを目的として、平成20年度につきましては、学童保育の待機児童を対象に、放課後の空き教室を利用して実施していく予定であります。また、各学校のコミセンで実施していただいています、地域子ども教室では、地域のすべての子どもたちの週末におけるさまざまな体験活動や、地域住民との交流活動等を推進し、子どもたちの健全な育成を図ることを目的としています。これら3事業の連携を図り、実施することにより、地域の宝である子どもたちの健全な育成を図ることを目的として事業を進めてまいりたく考えます。

第7点目の学区別課題の祇王学区の、3、給食センターの跡地利用についてのご質問にお答えをいたします。上屋の野洲学校給食センターの跡地利用計画のご質問ですが、用途廃止をいたしました後の利用については、具体的な計画はございません。今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、学区別の関係で都市建設部に関するご質問にお答えをいたします。

まず野洲学区の第2点目の野洲川西詰め信号機の設置についてであります。県道小島野洲線と、野洲川左岸線などが変則的に交差する、西詰めでの各路線通行車両の合理的な安全な処理は信号だけではできないとの結論から、安全な交差点とするために、現在の変則5差路の解消が絶対条件であり、これを基本にして今日まで県と交差点改良につきまして、協議を続けております。なお、この交差点改良が完成すると同時に信号機が設置されますよう、要望してまいります。

次に、4点目の平和堂A地区、B地区の幹線道路と中畑区画整理事業内の通過、市三宅北桜線への接続計画であります。当幹線道路につきましては、市道大行幸1号線改良工事でありまして、関連しております中畑小篠原区画整理事業と歩調を合わせながら、平成16年度より着手しております。今年度に歩車道の境界ブロックの設置、並びに車道、歩

道の透水性舗装を実施し、終点の都市計画道路、市三宅北桜線へ接続し、この3月末に供用開始する予定をしております。

第6点目の、駅前周辺整備、祇王井川のショートカットの計画でお答えいたします。

野洲駅前周辺整備につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたように、都市再生整備計画で駅前空間地を利用した緑化に取り組むことや、にぎわい交流の創出のための公園整備、まちの魅力の向上と憩いの空間の創出のための公園再整備、また地域の交流や憩いの場の空間を利用したオープンスペースの整備など、環境に配慮した整備を行いたいと考えております。祇王井川のショートカット計画につきましては、現在効率的かつ効果的な方法を模索しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、三上学区の第4点目の国道8号バイパスの現状の取り組みと今後の方向性について、及び5点目、野洲甲西交通緩和の取り組みについてお答えをいたします。

国道8号バイパスは、平成18年度に関係自治会すべてから測量同意が得られ、国道事務所では平成19年度に路線測量などに着手され、現在これら成果をもとに予備設計が行われております。この予備設計が3月末にも完了の予定で、早ければ今年度末、あるいは平成20年度早々に提示されます。

次に、県道野洲甲西線の渋滞の件であります。この道路の朝の出勤時間滞におきましての渋滞は著しく、山手地先の信号の一部改良も実施しております。また、三上小学校での右折車線の新設などを検討しております。仮にこれらが実現をいたしましても、今日の渋滞状況の抜本的な解決策にはなり得ないと考えております。やはり最もその効果が絶大だと思われまますが、国道8号バイパスの早期完成であります。先ほど申しました右折車線の新設など、実現可能な方策については具体的に検討しながらも、国道8号バイパスの事業化を抜本的な対策と位置づけ、全力を挙げて取り組みたいと考えております。

次に、祇王学区の第1点目、富波辻町間のサブゾーンの排水対策と今後の利用についてでございますが、平成13年度に当地の排水の現況調査及び対策の検討をしております。これにより、現状はJRの下を横断する7カ所の河川、水路があります。仮にここの区域全体で開発行為が行われた場合は、下流については多くの断面不足となること。また、これらの改修には相当の事業費がかかることなど、課題を把握しております。結果として、当該地域で発生する雨水、排水のすべてを下流の河川や水路で賄うことは現実に困難との判断をいたしております。このサブゾーンは、当市のまちづくりに係る諸計画におきまして、今後は良好な住宅地域とすべき位置付けとしておりますが、その際の具体的な検討の

中に出てくる排水問題につきましては、市として対応できる河川、水路改修を主としながら、調整域による対応を加えながら、これが連動した方法で対応していくことが現実的と考えております。

なお、当地区の土地利用につきましては、排水問題はもちろん、その他種々の課題も多く、また実際の開発手法が定まらないことなどで、現段階では具体的な考えは持っておりませんが、しかし今後におきましても、この区域の有効な活用のための検討は続けていく考えでございます。

次に、2点目の中ノ池川、童子川排水対策であります。まず童子川であります。中ノ池川合流点より上流約1,700メートルの区間の整備を県において進めていただいているところでございますが、現在は約1,000メートル地点で休止状態となっております。これにつきましては、市で実施しようとする野洲駅前の市街地排水の計画を明確化することによって、県において引き続き進めていただくことになっております。この駅前の市街地排水対策については、今後下水道の雨水計画としての検討をし、明確にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。また、中ノ池川につきましては、現在東込田川合流付近まで改修が進められております。しかし、上流部分については現状のままとなっております。これは、中ノ池川が祇王井川の排水も受けており、童子川同様駅前の市街地排水計画により、下流への流量配分も明確となった地点で、再度滋賀県と協議してまいりますのでご理解いただきたいと思っております。

第4点目の野洲中主線先線の竜王インターへの接続についてでございますが、議員ご質問の路線につきましては、(仮称)東近江幹線として、本市と竜王インターチェンジを結ぶ東近江地域との連結、幹線道路として位置付け、将来のまちづくりのために必要と認識をいたしております。これらの滋賀県による計画立案及び事業化について、要望を続けているところでございます。

次に、中里学区の第1点目の特定保留地市街化区域編入の具体的手法でございますが、現在土地区画整理組合設立に向け、発起人の方々に準備を進めていただいているところでございます。この土地区画整理事業の設立をもって、市街化区域への編入の手続を行うこととなります。また、今後の進捗状況につきましては、これら整備計画や事業費など議論を深め、計画を決定していくことから、今申し上げることはできませんが、事業完了までおおむね10年程度はかかるのではないかと考えております。

第2点目の湖南幹線の進捗状況でございますが、この路線は大津市丸の内から本市の比

留田地先までの18.27キロメートルに及ぶ湖南地域を縦断する幹線道路であり、大津方面から守山市に向かって順次工事が進められております。滋賀県では、平成22年度末に琵琶湖大橋取り付け道路までの4車線完成と供用開始を目指し、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。なお、当市におきましては、その先線と野洲川の架橋は当然その後となり、現段階ではその建設時期は未定でございます。また、この湖南幹線の当市の区域におきましては、昨年11月に一部が暫定的に供用開始されましたが、県単独予算での対応であり、年単位での工事の大幅な進捗は図られない状況であり、今後も県に対しまして大幅な予算付けと工事の進捗につきまして、要望を続けてまいります。

第3点目の新川の排水対策につきましては、新川の排水対策、河川改修を野田地先の下流部から安治地先の御田川の合流点まで、県において順次工事を進めていただいております。

次に、兵主学区の第2点目の県営都市公園、湖岸緑地の整備につきましては、琵琶湖に接した旧野洲川の吉川地先が琵琶湖湖畔のビオトープネットワークの一部を形成し、動植物の保全に留意した豊かな自然環境を有する公園として、平成12年度に作成された基本計画に基づき、現在滋賀県において整備されております。なお、当公園の整備完了予定につきましては、平成22年度と聞いております。また、19年度末の供用開始面積は5.5ヘクタールでございます。

以上、都市建設部に関するお答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、鈴木議員のご質問の中の学区別課題のうち、総務部所管のものについてお答えをさせていただきます。

まず、三上学区の第1点目でございます。三上学区の現状についてのお尋ねでございますが、この地域につきましては、この地域全体のポテンシャルは高いものの、市民のライフスタイルの変化や国道8号を起因とした地域全体の朝夕の交通渋滞、現状の土地利用により少子高齢化が一段と進行しているものと考えております。

次に、土地利用計画についてでございますが、3年から5年の中期的なビジョンについて、ハード面では国道8号バイパスに頼らざるを得ないものではありませんが、先に策定した国土利用計画に基づき、地域内の土地利用転換を進めると共に、自治会単位において市民活動が活性化されてきていることから、青少年層の定住促進やUターン、Jターン、Iターンに向けまちづくり活動の支援を図りたいと考えております。

第3点目の生活環境の利便性向上につきましては、国道8号バイパスの早期完成の他、学区内地産地消の推進、土地利用転換等も検討すべきであると考えております。

次に、北野学区の第1点目、野洲川堤外民地の活用計画につきましては、地元から早期の切り下げを要請されておりますが、一部未買収地があることから、引き続きこの解決に努めてまいりたいと考えております。

第2点目の竹生剣先の利用計画についてでございますが、このおおむね6ヘクタールの区域につきましては、50年代後半から民間業者による宅地開発を目指し、土地買収が始まり、その後紆余曲折の末、現在は別の業者が野洲市に事前協議をいたしておるところでございます。地元自治会でも、当該開発への期待は大勢で、土地取得も進んでいる状況でございます。市といたしましては、当該区域は市街化調整区域ではございますが、大部分が農業投資が行われていない畑地や山林でございまして、土地所有者、地元自治会が開発を望み、市にとりましてもその立地条件から閑静な住宅地となり得ると考えております。今後のまちづくりの観点からも開発適地と判断いたし、総合計画や都市計画マスタープランにおきましても、住宅地として土地利用をしていくこととしております。

次に、第3点目、東西医学研究所施設についてでございますが、これにつきましては、野洲市内での構想は現在断念をいたしておるところでございます。

第4点目の県道大津能登川長浜線、危険箇所の信号機設置に向けての現況の取り組みでございますが、この路線への信号機の設置につきましては、長年要望しておりましたが、今回ようやく滋賀県公安委員会においてドラッグ・ユタカ前の交差点に、予定では3月末までには設置をするように決定をされ工事が始まるようでございます。

次に、篠原学区の第1点目でございます。公団混乱地域の適正処理についてでございますが、この土地所有に関しましては課題があり、行政が関わりにくい事項でございます。現在、市民、市民団体、学識経験者、公共交通事業者及び行政によりまして、篠原駅周辺地区土地再生整備計画策定まちづくり委員会を設置をいたしまして、中長期ビジョンを策定しているところでございます。公団混乱区域についても、この中で検討してまいりたいと考えております。

第2点目の篠原駅南口の開口についてでございますが、篠原駅の改築につきましては、平成22年の橋上化着手に向け、平成20年度内でのJRとの協定締結に向けまして、2市1町で引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、兵主学区の第1点目、琵琶湖岸の開発関係でございます。

湖岸市有地2.4ヘクタールの土地活用につきましては、今回新年度予算で計上いたしております土地利用の可能性調査の経費を計上いたしておりますので、この中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、私の方からのお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 各学区の課題について、市民健康福祉から2点についてお答えをさせていただきます。

三上学区の第6点目のびわこ学園の跡地利用につきましては、土地の所有者であるびわこ学園から、現在のところ計画はないとの回答を得ており、利用計画を策定される際には、市と地元自治会との意向を尊重していただくことになっております。なお、土地利用までの間、引き続き適正に管理していただくよう、申し入れております。

次に、北野学区の第5点目の、竹生の高齢化対策と防犯体制の取り組みについてでございますが、高齢者の方が健康で生きがいを持って暮らしていただけるよう、健康づくりや生きがいづくり、また介護予防に取り組み、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進が必要と考えております。竹生自治会では、これまでJA主催による高齢サロンを実施され、平成19年度においては、社会福祉協議会と小地域ふれあいサロン事業実施の方向で社会福祉協議会と相談をされていますので、自治会の意向に沿う形で健康教室等を提示し、高齢者の生きがい活動や情報交換の場が設定できるよう、積極的な活動支援を行いたいと考えております。

次に、竹生の防犯体制の取り組みにつきましては、昨年10月に木部野洲線の竹生口付近で痴漢被害が発生したことをお聞きいたしましたので、市は早速注意喚起のために、不審者注意の看板を設置すると共に、防犯灯が設置されていないところに1灯を増設いたしました。今後も必要な箇所については、防犯灯の増設などを検討いたしたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 兵主学区に関する第3点目に関しまして、お答えいたします。

琵琶湖に生息している動植物の実態とその保護についてということでお尋ねがございました。近年の琵琶湖は、湖岸のヨシ群落等の減少で、魚類の繁殖場所が少なくなり、ニゴ

ロブナ、ホンモロコ等の在来魚が減少し、これに反し、ブルーギル、ブラックバスなどの外来魚が増加しております。また、湖底のヘドロの堆積などにより、シジミ等の貝類もかなり減少しております。これらの対策としまして、滋賀県では外来魚リリース禁止やヨシ群落の再生、また琵琶湖近隣の水田において、魚のゆりかご水田の取り組み等、さまざまな琵琶湖の環境と生物の保全を実施されております。また、市の取り組みとしまして、環境基本計画に基づく琵琶湖の環境保全のため、市民に琵琶湖の環境の大切さを啓発する「あやめ浜まつり」を開催しております。また、動植物の保全のため、今年度からヨシ群落の再生事業に取り組んでおります。今後も県が行う琵琶湖の環境保全関連事業と連携しまして、琵琶湖の環境保全を推進すると共に、動植物の保護を目指したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 済みません、一部訂正をさせていただきます。

最後にお答えいたしました、県営都市公園の湖岸緑地の最終の完了予定年度を22年度と申し上げましたが、23年度でございます。訂正いたします。

○議長（林 克君） 鈴木一朗君。

○18番（鈴木市朗君） 再質問させていただきます。

まず、中主商工会に対しての補助金ということでございますが、広辞苑を引いたら、補助金というのは不足を補うために出す金銭ということでございますね。野洲市補助金交付規則を見ると、またこれ広辞苑に載ってあるのとは全く違う方向で規則が載っているわけですね。やはりこうした全額を補助するということについては、考えていかなければならない。全額を出すということは補助じゃないですね。その点をどうのように考えておられるのかお尋ねすると共に、この商業活性化促進事業で、債務負担行為で1億円ということでございますが、やっぱりこれ事業責任というのをもっと明確にしてもらわないといけない。そして同時に、市有地を使っただけですから、市有地に対する賃借料等の問題というものもあるわけですから、その辺はよろしくご説明願いたいと思います。そして、今現在イオンでパート従業員として、当初450名の方がそこで従事されるということでございますが、現状どうなのですか。そのパート従業員数が、いったいこの地元から何人雇用されて、どれだけの従業員が給料というものを受け取っているのか。それぐらいのことは調べておかれると思います。

次に、企業立地促進法とまちづくり、これ、市長は条件的に無理で、野洲では無理だと

いうことで、山科から西の方だということをおっしゃいましたが、結局行政の都市計画のまずさでそういうことになっているわけですね。今現在これ聞こうと思うのは、今市街化区域の中で未利用地面積というのはどれぐらいあるのですか。学区別に、これを報告して下さい。そしてまた都市計画マスタープランに示されている市街化区域中長期的面積の算定、これも各学区別に、市街化区域に中長期的に改正される面積をどれぐらいになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

そして、次に祇王駅ですね。これはもうJRとの協議なし。あるいは、富波経田地区の総合運動公園整備事業についても、これはない。コンサルにそれだけの金をかけて、ないとはいったい何事なのですか、これ。ここにありますよ、私、資料。いったい、これ、どうということなのですか。最初からこんなのだったらやらない方がよろしい。

要するに、次に野洲商業活性化基本構想について、これですね。この件で市長は、現実味のあるというようなことでお示しいただきましたが、野洲駅から平和堂にまでの間にポケットパークをつくるという構想がありますね。今、ポケットパークはどこにありますか、示して下さい。そして、今出されております、駅前都市再生整備計画、それと、この、ふれあいのあるまち野洲との整合性、そういうことについてどうのように、商工会と野洲町が出した、野洲町で約400万かかっているのですよ、これ。戸所設計事務所がやったやつですよ、これ。南口の便所とか、そういうものときにやったものですよ、これ。違いますか。ここで、議員さん、覚えておられるでしょう、これ。野洲の議員さんだったら覚えておられますよ。何でこんな委託料を出して1つも実現不可能なものをやっておられるのですか。市長、咳、しているときじゃないですよ。説明して下さい。

それと、次、教育委員会の方に入ります。

やっぱり教育というのは、現場の先生が一番よく知っている問題ですので、私らみたいな素人が、教育を議論する資格はないのです、本当に。やはり、現場の先生が子どもたちの教育に関して一番よく知っておられます。その中でひとつ教育長、何点かお尋ねしたいと思いますが、各学校種の目的、目標の見通し、例えば野洲でも、幼・小・中と、これさまざまありますが、その学校の目標、そうしたものを野洲市独自の教育目標を設定していくのか、そういう部分についてお尋ねしたいと思います。

次に、教育委員会の責任の明確化、指導主事というようなことでお答え願いましたが、教育委員会というのは、今までそう責任というのが明らかにされていないというようなことでしたね、教育委員会は。今回はこの改正でもって、責任の明確化をうたっていない

といけない。責任の明確化というのは、どのような責任を問われているのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

次に、教員免許の更新でございますが、これは野洲で幼・小・中の先生が何名おられるか、ちょっと私は定かでないのですが、その先生方のご意見、そうしたものをやっぱり教育委員会としては、ある程度のことを掌握しておかないことには、やっぱりこれから進めていくべき事柄ですので、その辺のことはどのように思われておるのですか。

次に、野洲川廃堤敷は、障がい者の方々、老人、あるいはデイサービスを内部検討しているということでございますが、かなり時間的にもたっております。いつごろを目処にこれをされるのか、お尋ねをしたいと思います。そしてまたJR清算事業団の用地買収と利用と複々線化対策でございますが、複々線はさまざまなJRの言い分として、ダイヤの増発とかそういうもので、ダイヤ改正ですね、そういうもので対応していくというようなことでございますが、以前には守山、野洲、中主でJR複々線促進対策協議会というものがございましたが、今ございませんね。それは、複々線というのは、市長、実際に見込みがあるのですか。イエス、ノーをはっきり言って下さい。

平和堂A地区、B地区のことで、共同店舗、これ5億の計画があつて、町が2億出すということを、私、今初めて聞きましたが、本当にそんな話があつたのですかな、あつたらおっしゃっているのですが。それは助役さんが言ったということで、市長が言っているわけでないですから。そのときの町長が言っているわけでないわな。助役さんが言ったということで逃げておられますが、実際そんな話は私も聞いておりません。それは、今ここでそういう話が野洲の商工会で持ち上がった場合、それだけのものを投資されるのか、されないのか、それを言って下さい。

次に、平和堂A地区、B地区の幹線道路、中畑区画整理事業通過内、これは貫通する道路でございますね。これ、平和堂の中の道路、起点から終点、終点から産業用道路がありますね。そこから大行幸1号線へ出ます。その間の事業はどのようにして進められますか。

次に、三上学区に入ります。

国道8号バイパス、オリベストもやはりあれだけの企業で、あれだけの従業員の皆さんがいらっしゃいます。やはり従業員の皆さんは生活もかかっております。やはり国道8号線バイパスをつくっていくならば、当然オリベストさんにご無理をお願いしていかなければならない。オリベストさんは、やはり当時の都市計画のまずさによって、あこへ工場を建てられたわけですね。そのときに都市計画がきちっとしておれば、そういう問題は起こ

らない。今現在の企業との協議はどのようになっておるのか、お知らせ願いたいと思います。

次に、東西医学研究所施設の現状と今後の見通し、これも断念だということでございますね。これは非常に残念な話でございます。私もそのときに言うておりましたが、京都に明治鍼灸学院という学校があるのですね。そうしたとこと協議したらどうだという話もしておりました。そんなもの、全部消えてしまっていますね。だから、中途半端なことはやっぱりやめていただきたい。きちんとした位置付けをしていただきたいということです。

そして次、竹生の高齢化対策と防犯体制の取り組みというのは、私はなぜこれを挙げたかと言うと、竹生剣先の利用計画、新しい住宅が来ると、当然若い人が入ってくる。そしてたら、竹生の高齢化率はぐんと下がってきますね。そして新旧混入社会をよりよいものにしていくというような考え方で、私はこれを言っているわけです、その辺の考え方はどういように思っておられますか。

そして、辻町サブゾーンの排水対策と今後の利用でございます。

これ、面積ですね、サブゾーンの面積と。例えば30ミリの雨量があったら、その中の流量はどのようになってくるのか、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。30ミリでも、20ミリでも、50ミリでもよろしい。あなたたちの計算のできる方法でよろしい。

そして、篠原駅でございますが、先般開催された協議会の内容をお知らせ願いたいと思います。

次に、西河原、比江特定保留地の関係でございますが、私はこの中で新川の排水対策を出しておるといのは、この西河原特定保留地の排水は新川ですね。ですから新川の排水対策をきちんとしていかなければ、西河原特定保留地はなかなか難しい部分がございます。そうしたことを考えて、やはり新川の断面確保、これはぜひとも必要だと私は思います。今現在新川は野田から御田川までということでございますが、御田川から上流の断面確保はどういうような形で行われていくのか、琵琶湖の水位の高い中で、その辺の明確な回答をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 非常にお急ぎで質問をされました。その中で私が答えないといけない部分がございますので、お答えをします。

まず、新駅の問題、経田のスポーツ、これはなくなったとは申ししておりません。今現在はJRにしても、田んぼの真ん中に駅はつきりませんよと、こういう協議を続行している。だから、それなりの土地利用計画、あるいは土地の用途区域の変更等を踏まえて、駅が必要になるように持っていくと。これは、合併協議の中でもきちっと位置付けはしていますので、事業がなくなったということではございません。経田のスポーツ施設もそうです。今はそういうことで十分に活用ができたので、将来はやっぱり必要だと思いますよ、なくしたということではございません。

それと、野洲駅の商業活性化計画、これは立派な計画でございます。そのとおりにはいかなくて、断念をしたということで野洲の議会で申し上げている。だから、平和堂、向こうまで下がって、こっちで西友ができた。

(発言する者あり)

○市長（山崎甚右衛門君） それは今の……。

(発言する者あり)

○市長（山崎甚右衛門君） それはその当時あったのですよ。それに基づいて、駅前を開発していこうと、こういうことでした。

だから、それに計画があった中でそういうことは取り組めてきたということですから、そのとおりにはいっていませんよ。ポケットパークもおっしゃるように、元の郡役所の跡を公園にしようという計画でした。一部はそれはできていますけど、そういうものでございます。

それと、いわゆるB地区ですね。あれはもう既にそういう団体は、商業部会の中で団体があったのですが、もう解散をされております。だから、今そういうことはないと思います。メンバーでありました人が、それぞれもう別な場所で開店をされて操業しておりますので、それは解散をされております。そういう話があったと、こういうことです。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

1つ目ですが、学校種ごとの、小学校、中学校ですね、目標を市で決めるのかと、こういうようなご質問であったというふうに思いますが。

まず、これは私の考え方ですが、学校教育法があるわけですから、法律があるわけですから、それに従う。そこに目標も書いてありますね。それから、2つ目は学校教育法に沿

って、本当は基本法から、学校教育法ですね。そして、学習指導要領というのがあるので
すね。そこにも目標が書かれています。当然それを踏まえなければなりません。それから、
野洲市の教育方針があります。それを踏まえていただくと。そして、学校独自の、若干の
やっぱり地域性がありますよね。そういう学校独自の課題に沿った目標を設定しなければ
なりません。そういうようなことで、画一的に、小学校はこうやりなさい、中学校はこう
やりなさい、そういうようなことは考えておりません。

2つ目、市教委の責任ということでございますが、今度の地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の中に、これは明記がされてありまして、教育行政の基本理念を明記する。
それから、合議制の教育委員会は、基本的な方針の策定をする。それから、教育委員会の
規則の制定、改廃、これを責任を持ってやる。それから、教育機関の設置、廃止、これも
教育委員会がやっていく。それから、職員の人事にも関わっていく。それから、教育活動
の点検、評価、それから予算等に関する意見の申し出については、自ら管理、執行するこ
とを規定する。それから、学識経験者の知識、知見を活用して、活動状況の点検、評価を
行う。これは、今京都産業大学、あるいは滋賀大学と協力協定を結んでいますからちょう
どこれいい時期だと、タイミングがよかったと思うのですが、助言をいただきながら、責
任が果たせるように努めてまいりたいと、このように思います。これが、市教委の責任の
問題。

それから、免許更新、教職員免許の更新につきましてですが、教員の意見を聞くのかど
うかと、こういうご質問であったと思います。これは、校長にまず、学校の教職員の責任
を持っているわけですから、校長が聞いてあげると、それを教育委員会、あるいは私のと
ころへ吸い上げていく。ただし、この講習がなくなるわけではありませんよね、これはも
うあるのですから。ただ、10年に一遍、こういうことでありますし、それからやっぱり
講習の時期、教職員に負担のかからないように、そういうようなことに配慮しながら、そ
ういうようなことが進むように、これはまた県教委等に申し出をしていきたい、要望して
いきたいと、このようなことを思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、鈴木議員再質問のうち、まず1点目は、複々
線の可能性の件でございます。可能性のあるのかないのか、どちらかということで、はっ
きりということでしたが、現在湖南総合調整協議会でJR要望をしております。

回答の方は、JRの考えは、先ほど鈴木議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、現段階では検討することはないということですが、JRとしては長期的課題と位置付けるということでございますので、まだまだ望みがなくなったわけではないというふうに思っておりますので、今後とも要望を続けていきたいというふうに思っております。

それと、篠原駅の周辺都市基盤整備推進協議会の関係でございます。5日の日に総会がございまして、その内容をということでございますが、まず1点目は篠原駅周辺都市基盤整備推進室の設置についてということでございました。これにつきましては、平成22年度内の駅舎改築工事着手に向けまして、平成20年度には西日本旅客鉄道と協定を結ぶ必要がございます。また、平成20年度の各種協議をはじめ、平成21年度からは本格的な実務段階となりますので、こうした中、2市1町の連携を一層図ること、また事務量の増大に対応するため、篠原駅周辺整備や基盤整備に向けた事務の専任を図る必要があるということで、平成20年4月から推進室を設置して、組織強化を図りたいということでございます。ちなみに、その推進室の内容でございますが、職員派遣の基本は、近江八幡市が2名、野洲市が1名、竜王町1名の4名態勢でやりたいということでございまして、その経費としては617万円を見込んでおるということでございます。

それから、平成20年度の取り組みでございますが、今年度平成20年度中に先ほど申し上げました、西日本旅客鉄道会社と協定を結ぶということで、22年度着手に向けて取り組みを進めていきたいということでございまして、まず、都市再生整備計画を策定すると。それから、まちづくり交付金を含めた篠原駅周辺都市基盤整備事業に最適な補助事業を検討して、補助事業の採択に向けた取り組みを行っていくと。それから、関係住民及び関係課との計画案についての協議等を行うということでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 複々線の問題で、協議会があるのかないのかと。今現在あります。守山市が会長で、守山市が事務局をお持ちでございまして、西日本に対して要望活動は2市でやっております。これは存続されておりますので、ご報告しておきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 鈴木議員の野洲川の廃堤敷地の利用計画はいつごろかということのご質問についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、先ほど市長の方から在宅のデイサービス、あるいは憩いの家とい

うような1つの方向の中で内部で検討しているというお話をさせていただきました。これと関連しまして、現在野洲川土地改良区の右岸幹線水路6号水路の改修計画がございます。また、それに伴いまして矢田川改修工事に入っていくという流れが大きくありまして、その土地利用については、部分の工事の関係の資材とか、そういうものの部分では使われる部分も出てきます。それともう1点は、野洲地域の防災対策としての道路網が分断されている状況がございます。そういったものをあわせて検討していますので、いつかといいますと、これに合わせまして、同時並行の中で今の計画、市長が1つの在宅デイサービス等利活用に努めて、整合性をとって進めてまいりたいと今のところ考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、商工会への補助につきまして何点かご質問をいただいております。全額を出すのは補助ではない。それから、事業責任を明確にすべき。それから、賃借料の件はどうなっているかということと、それからイオンさんのパートの現状ということではどうかと思います。

まず、補助事業についてですけれども、これ全額補助というのは、補助としては結構あるものでございまして、例えば渡し切りの定額補助ですね。例えば5,000円をお渡しして、その中で、5,000円全部ちょうど使われたら100%補助となるというようなものも多々ございます。ただ、多分ご質問の趣旨というのはそういう説明を求めているんじゃないと思いますのでお答えしますと、私どもとしては、やはり補助というのは少ない、できればゼロ円が一番望ましいとは考えてございます。今回の案件にあたっては、私どもが用意すべきと行政側で考えて出させていただいた金額は、再三ご説明しているように、20年度2,000万、債務負担行為で1億円という金額でご用意させていただいておりますが、これにつきましても、あくまで私どもとしては、全額使えという気はさらさらございませんで、もちろん商工会さんが、例えば1,000万でよろしいと言われてきたら、当然1,000万で結構な話でございまして、そういった面で、ご指摘のとおり補助というのはどういうものかというのは、なかなか難しゅうはございますけれども。繰り返しになりますが、今回ご用意させていただいたのは、まだ商工会さんから詳細な話をいただいている段階ですが、私どもとして想定して今の金額を置かせていただいたものでございます。ですから、私どもとしましては、私どもの支援、補助がなくて商工会さん

が自力でやられればそれにこしたことはないというのは、当然基本的なスタンスでございます。

それから、まだ少し誤解もあるかもしれませんね。補足しておきますと、昨日建設費が誰が出すのだという話がありまして、私どもは、事業者は商工会を考えておりますというお答えをしたかと思いますが、これの費目等につきましても、私どもはあくまで補助というのは、目的縛りだということではありますので、この費目、例えば建設費だったらいとか、人件費だったらだめとか、そういう世界ではなくて、この目的にかなったものであるかということが一番大事かと思っています。ですから、例えば建設費はもう要らないけども、例えば商品を並べるときの設備の方が支援が欲しいとか、いや、そんなものじゃなくて、1年間、最初にスタートするときの優秀な人を呼んでくる時のお金の方のところで支援が欲しいとか、どこに支援が欲しいのだというところがまたあるかと思っていますので、私どもとしましては、当然私どもからの支援は少ない方がいいですし、その費目についても、また今後協議させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、今も少し申しましたが、責任の話でございますが、補助と申しますのは、基本的にはその事業をされるご本人が責任がある。この場合は、ですから商工会がまず第1の責任があると思っています。しかしながら、そこに補助金を出す。じゃ、補助金の責任は誰だというと、これは当然市の行政当局でございます。と申しますのは、市の方が伝票を切って初めてお金を出すわけでございます。その際に、当然今ご議論いただいているように、ある目的に沿ってこれを支援するというご説明をさせていただいておりますが、その目的に沿ったものかどうか審査し、判断をしてお金を出すわけですから、これは目的に沿ったもののお金だというふうに判断をして出す責任は行政にあるというふうにありますので、その旨、申し上げておきます。

それから、事業所の賃借料でございますが、これにつきましても、昨日来話題になっています構想の中には、賃借の話が出ておりますけれども、正式に商工会の方からは賃借について行政側に話はまだ来ておりません。ですので、賃借の場所なり面積、それから賃借料等につきまして、商工会の方とまだ具体的な交渉をしておりますので、条件はどうなっているということではございますが、これについてはまだ決まったものとしてあるものはございません。

それから、イオンさんのパートの現状はどうかということでございます。

これにつきましても、明言を避けておりましたのは、当然、周辺への影響等もございま

すので、イオンさんのとこの数字だけをもって地域にこれだけ影響があったというのはなかなか難しゅうございますので申し上げませんが、私どもで今第一印象としてつかんでいる数字としてお聞きいただければと思うのですが、イオンさんの方でパートさんに支払われている賃金は、総額1,500万というふうに聞いてございます。そのうち、パート総数が約320名で、市内の方が約200名いらっしゃる。ですから、さきほど申しました金額は月でございますので、おおむね、月に1,000万程度市内の方がパートとして給料を受け取っていらっしゃるというふうには考えております。ただ、それ以外にも専門店の方々もいらっしゃいますし、逆に減ったところがあると、市内の中でふえたと言っている、合計するとどうなっているかということもございますので、トータルの影響としては把握しておりませんが、イオンさんの雇われたパートさんということに限ってですと、今申し上げた数字になってございます。

それから、野洲町商業活性化基本構想についてご質問をいただいておりますので、お答えします。これにつきましては、これで計画されたいろんな施設はどうしたのだということと、それから現在の都市計画等のそういった計画にどう反映しているのかというような、大きくは2点ご質問があったかと思えます。これにつきましては、先ほど市長の方の答弁から、現実性の高いものから実現していつていますというお答えをしたかと思えます。例えば実現していつているものは、集客力のある大型店舗の誘致、これはデイスターモール野洲、それからアル・プラザ野洲で実現しているかと思っております。それから、例えば北口へのエレベーター、エスカレーターの設定といったもの、それから、これから実現するものとしましては、駅前広場の美装化、整備でございますが、これにつきましては、今回の予算書等にも出ておりますけれども、これからまさにやろうというようなところでございます。

実現していないものにつきましては、例えば北口ゾーンで、コンベンション施設を誘致というようなことを掲げておりましたが、これにつきましては、状況等の変化もありまして、なかなか難しいものかというふうに考えてございます。それから、ご指摘の中でも少しありましたけども、中山道を整備していこうという話もこの計画に盛り込まれておりましたけれども、それから史跡関係の整備、そういったものにつきましても、まだ具体的になってございません。それから、あと商店街につきまして、その商店街を集団店舗化して整備していこうというような構想もございました。これについてもまだ実現してございません。

それで、現在の都市計画にどう反映しているかということでございますが、なかなかこ

ういった計画というのは一度つくと執念深くございまして、こういった機会とかに、その遺産というか考え方というのはできるだけ盛るようにしてございまして、私どもとしてはかなり盛っておるつもりです。例えば先ほどの駅前商店街の話につきましても、例えば地域や事業者と共同のもと、周辺の景観、日照等に配慮しつつ、一定の高さの建物を許容し、駅前整備とあわせた高度利用等を検討していくというようなことを、今回の都市計画のマスタープランの土地利用方針の中に盛り込んだりしてございます。こういった形で、その中身について、引き継げるものはできるだけ引き継いでいっておりますので、委託料が467万6,000円かかってございますが、決して、捨てたとか、ごみのようなになったというわけではなくて、生かしているということでご理解いただきたいというふうに考えます。

以上で、私の方からの回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。たくさんいただきまして、漏れる面がありますが、ご了承いただきたいと思っております。

まず、市街化区域の関係でございまして、まずその中での空間的な面積はということでございまして、約8.3ヘクタールでございまして、その学区別というのは、ちょっと把握をしておりません。そして今後の市街化区域の編入の将来的な面積ですが、これについても、今現在持ち合わせておりません。今年度、そして20年度ということで、それぞれ今都市計画課の方におきまして、その大津湖南の区域に伴う基礎調査というか、それぞれ素案等を作成しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、国道8号バイパスの関係で、オリベストの会社の関係はどうかということでございます。これにつきましては、19年度でございまして、12月ごろから、国交省と共に工場へ立ち入り調査とも入らせていただきまして、それぞれ今現在建物また機械がどのような状況かということ、今会社と協議ということで理解を示していただいている状況ということでございまして、またそうした中で補償等の積算にもかかると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、サブゾーンの関係でございまして、面積はおおむね50ヘクタール、富波地先のサブゾーンでございまして、おおむね50ヘクタールでございまして。これにつきましては、先ほどもお答えもいたしましたように、排水問題につきましては、先ほども答弁いたしましたように、さまざまな課題を持っております。また、さらにその面積の規模の大きさ、

また実際の開発仕様が今定まらない現状でございますので、現段階では雨量的な資料は持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それと、新川関係の排水対策と、それに関連いたしまして、西河原の特定区域における排水の流域でございますが、やはり議員ご指摘のように、放流先は新川になりますが、今県の方で計画的に進めていただく状況でございます。ただし、やはりこの特定保留地域化につきましても、やはり調整域が必要かと思っておりますので、そうした調整域等、またこの調査も、新年度調査をしていこうという計画を持っておりますので、そうした中で明らかにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、平和堂の前の幹線道路の関係でございます。

これにつきましては、中畑・小篠原の土地区画整理を先に始めたという関連から、今のところその幹線道路との貫く道路というのは、やはり今現在たくさんの家も建ち並んでいるという状況でございますので、その計画は今現在持っておりません。

以上だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 克君） 以上で代表質問は終結いたします。

暫時休憩します。

（午後 4 時 1 5 分 休憩）

（午後 4 時 1 6 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 竹生剣先の土地利用の現状でございますが、これにつきましては、現在地元でも当該開発ということで、今この剣先につきましては、都市計画マスタープランにおきましても、調整区域である中で地区計画というような方向で開発をしようとする計画をしております。その中で、現在民間会社がどのような方法で開発をしていかというような今現在事前協議を行っている状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（林 克君） 以上で代表質問は終結いたします。

（日程第 4）

○議長（林 克君） 日程第 4、一般質問を行います。一般質問通告書が提出されております。その順位は、一般質問一覧表のとおりで、順次発言を許します。質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう、希望いたします。

それでは通告第1号、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 4番、内田聡史でございます。私は、今議会におきまして、初めて一般質問1番というくじを引かせていただきまして、1番なのですが、私のイメージの中で1番は、やっぱりおはようございますと言って入って気持ちのいい雰囲気の中でやらせていただけるものと思っておりましたが、時間も4時15分、ふだんで言いますと、一番最後の質問になっておりますが、私自身、また理事者の皆さんも、議員の皆さんもお疲れと思いますが、私自身はモチベーションを上げて質問させていただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

環境に配慮した循環型社会への構築を目指し、全国の自治体はもちろん、企業、市民活動団体、NPO団体はそれぞれ特色のある活動や施策の展開が行われております。本市においても、環境への取り組みには他の自治体からの関心を浴びていると聞いております。特に、自治体環境グランプリ優秀賞を受賞した、「すまいる市」やよりよい環境文化の創造とコミュニティーの育成を図り、未来に責任のある野洲市として、子孫にすばらしい野洲の環境を引き継いで行くことを目的とうたう地域版ISO「楽2（らくらく）エコ・トライ」には、多くの自治体の関係者や議員の方から注目をいただいております。このような環境問題の先進地でもある本市のごみ問題について、質問をさせていただきます。

高度経済成長期の中で、日本は環境よりも経済成長を優先させた結果、環境破壊が起こり、4大公害病の発生や大量生産、大量消費、大量廃棄型社会へと変化し、ごみ問題などの公害が発生しました。その後、政府は多くの法を制定してきました。平成5年の環境基本法を制定し、その後は廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、そして個別物品の特性に応じた各種リサイクル法などを制定し、ごみの排出を抑え、再利用できる資源を回収し、循環型社会の構築に向け、取り組みを進めてきました。

それでは、本市の状況はといいますと、今日までにゴミ排出量の削減と資源ごみの分別回収のため、古紙、古布、プラスチック容器類、缶、瓶、ペットボトルの回収を行ってきた結果、全体のごみの量に対する資源化率が年々上がってきております。これは、市民の方の環境問題に対する意識の高まりと、地域におけるリサイクルの取り組みを背景に、分別収集と循環型社会へ対する重要性が認識されてきた結果だと思っております。しかし、廃棄物全排出量は大きく減少することはなく、依然として横ばい傾向であります。本市においても、リデュース、ごみの減量、リユース、再利用、リサイクル、再資源化、リフューズ、ごみになるものの拒絶の4Rに取り組む市民の割合を平成25年までに60%、1人あた

り排出するごみの量を平成25年までに、平成17年の313キロから250キロへ、20%減らすという指標を立てておられます。これまで、ごみ処理問題はどのように適正に処理を行うのかに重点を置いてきましたが、今後は最終処分場の問題、処理施設の寿命の問題、また限りある資源の有効利用などの観点から、どのようにしてごみ自体を減らすのかに移ってきています。ごみ問題は、人間が生活を営んでいる限り、やむことのない社会問題だと考えます。本市のごみ処理の現状と課題、減量に向けた取り組みの進捗の見解を伺います。

そしてもう1問、全国的にごみ収集の有料化が進む中において、不法投棄が問題になっております。特に平成13年から完全施行された家電リサイクル法により、それまでは地域で粗大ごみとして排出されていたテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などは、排出の際にリサイクル料金がかかってきました。そのリサイクル料金を支払いたくないがために不法投棄されることが後を絶ちません。先ほどの質問とあわせて、本市における不法投棄の現状と対策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの内田議員のごみ問題についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の本市のごみ処理の現状と課題、減量に向けた取り組みの進捗の見解についてでございますが、ごみ処理の現状といたしまして、平成18年度実績で、市民1日あたり排出量は777グラムとなっており、今年度については減少傾向にあります。資源化率も15.9%で年々資源化が進んでおります。これは、市民の皆様のご理解、ご協力によるものと考えております。内田議員のご指摘のとおり、環境に配慮した循環型社会を構築するためには、ごみ問題についての取り組みをさらに進めていく必要があることから、ごみ減量を市の重要課題として、市の総合計画に位置付け、平成19年度を初年度として、基本計画期間7年ごとにごみ減量に取り組む市民の割合や、市民1人あたりの排出量を指標として進捗の確認を図ることとしております。

次に、第2点目の本市における不法投棄の現状と対策についてでございますが、平成18年度の不法投棄件数は、家電リサイクル法で規定されています4品目につきましては、テレビが59台、冷蔵庫18台、エアコン11台、洗濯機8台でありました。また、これ以外では、燃えるごみ9,865キログラム、燃えないごみ1万2,890キログラム、

廃タイヤ207本、コンクリートがらなどの埋め立てごみ6,355キログラムの不法投棄がありました。いずれも今年度については減少傾向にあります。

不法投棄の対策については、廃棄物不法投棄監視員による巡回監視を行っており、発見された不法投棄物には警告シールを張った後、クリーンパトロール隊による回収をしています。なお、不法投棄物に行為者の判明するものがあった場合には、守山警察署に通報しております。不法投棄は、景観の悪化を招くだけでなく、新たな不法投棄を誘発するため早期に回収することが不法投棄を許さない意識の啓発につながることから、今後も早期の対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） それでは再質問させていただきます。

ゴミ排出量なのですが、今答弁いただいたとおり、市民1人あたり777グラムということで、この数字は全国約1,080グラムを大きく下回っておりまして、また滋賀県の数字であります950グラム、これも下回って大変優秀な、数字から見ると優秀な数字だと思います。そして18年度が777グラム、そして19年度見込みで計算しますと、742グラムと、これも減ってきておりますので、大変素晴らしいとは思いますが、しかし一般廃棄物全排出量を見ると、五、六百トンほどが減ったりふえたり的狀況で、先ほど部長が答弁いただきました、今年度は減少傾向にあるということですが、これが年々減少傾向にあるとお答えを言っていたかかなかったのがちょっと残念なのですが。平成17年度は1万3,520トン、平成18年度では全排出量が約600キロふえまして1万4,118トン、そして平成19年度、これ見込みであります1万3,581トン、マイナス537トンということでありまして、また資源化率に関しましては、今年度は15.9%ということですが、これは量も率も、行政側の努力と市民のご協力により、年々着実に上がっているわけでありまして、現状で満足するわけではなく、ごみのさらなる減量を目指し、究極はごみゼロ社会の構築であり、循環型社会の形成を目指していきたいところではあります。

そして、野洲市の一般廃棄物処理実績という資料を見せてもらったのですが、本市のクリーンセンターに搬入される本市の事業所から出るごみについてお伺いしたいのですが、平成17年度より、事業系のごみは家庭系とは別回収になったと聞いておりまして、資料を見ますと、本市から出る一般廃棄物の全排出量の約20%ほどが事業所から出てきてお

ります。事業所から出るごみの量は、景気の動向や、その事業所の生産状況にもよって変化するものでありますが、その排出量は年々増加しているように思われます。本市におきましては、1カ月3トンを超える廃棄物を出される事業所におきましては、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例のもとで、一般廃棄物減量計画書というものが出されているというように、提出を義務化しているように聞いております。現在で大体10社ほどと聞いております。当然、今までどおり1カ月3トン以上の排出量があるところは、もちろん提出をしてもらいますが、それ以下の事業所でも協力いただけるすべての事業者を対象にして、この計画書を提出してもらうことを考えてはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。このことによりまして、自社のごみの量や種類を知ることは、それだけ減量やリサイクルアイデアが生まれることにつながり、これらを通じ、回収処理費用のコスト削減の考えにつながり、事業所側のメリットも十分考えられると思います。見解をお伺いいたします。

そして、不法投棄についてであります。先ほど部長が答弁いただきました、平成18年度実績でやっていただきましたが、これが多いのか少ないのかわかりませんので、平成17年度と比べさせてもらいますと、平成17年度で不法投棄された可燃ごみが1万725キロ、18年が9,865キロ、不燃ごみが1万5,435キロ、平成18年が1万2,890キロ、そして埋め立てごみが17年、1,670キロ、それに対して18年が6,355キロ、そしてタイヤ、17年が243本、18年が207本です。そしてテレビが86台、そして18年度が59台、冷蔵庫25台、18年が18台、エアコンが1台と18年度が11台、洗濯機が11台、18年度が8台。このように非常に多いわけですが、これは家電リサイクル法によりまして、リサイクル料金を支払いたくない方が多く、そのため、あちらこちらで不法投棄が発生しております。そして3月、4月は引っ越しのシーズンでありまして、家庭で不用となった大型廃棄ごみが不法投棄されないか、心配なところでもあります。そして現在は監視員の巡回監視、早期発見、早期回収に努めていただき、不法投棄が拡大しないよう努力していただいておりますが、本市は地形上集落から離れた人気のない場所が多く、野洲川、日野川、家棟川、そして旧野洲川周囲では不法投棄が絶えないのが現状であります。不法投棄は全国的に大きな問題ですが、なかなか有効な手だてがないのが現状であります。隣の石部町におきましては、合併によりまして粗大ごみの手数料が上がったため、岩根山というところに不法投棄が増えたと聞いております。また、大津市においては、今年の1月から粗大ごみの無料回収を終了し有料化に

踏み切られましたが、これに伴う不法投棄も心配されるところであります。そして私が気になるのは、以前、テレビのデジタル化ですね、2011年7月からアナログ放送が終了し、デジタル化に移行することになったため、アナログテレビは放送を受信できなくなり、それがすべて廃家電となるテレビがふえることでもあります。テレビメーカーなどの業界団体が組織する電子技術産業協会が発表した予測によりますと、現在のテレビの普及台数は1億台、そしてこの地デジ化になりまして、ごみになるテレビは最大で6,465万台になると予想しております。メーカーは再生利用の義務を負うので、その施設整備の拡大を心配しておりますが、地方自治体の関係者は不法投棄がふえるのを心配しております。もちろん、専用のテレビチューナーを取り付けて見られる方やゲーム用に置いておく方がおられますが、そういう方は大体千数百万台だと予想されています。大体5,000万台ほどは捨てられるそうであります。

そこで、海外などでは既に取り組んでおられます、家電デポジット制度の導入を国に求めていくべきと私は考えております。デポジット制度とは、料金預け払い制度のことであり、購入時に保証金として一定の金額を商品代金と一緒に支払い、廃棄時には適正に処理すると、その保証金が返金される仕組みであり、当初の導入は業界団体の激しい抵抗により見送られてきました。先日パソコンのヤフーのニュースの欄を見ておりますと、環境省は、2月29日だったと思うのですが、清涼飲料水などのペットボトルのデポジット化をし、それを上乗せ販売し、回収、洗浄して繰り返し使うように促すリターナブル化を進める方針を固めていました。そして先日イギリスにおきましては、ペットボトルそのもの自体を廃止していこうという動きもあります。家電などではなく、なぜペットボトルからデポジット制度を取り入れるのか疑問はありますが、国や関係機関に家電デポジット制度の導入を積極的に働きかける時期ではないかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

そして、最近ごみの中でふえつつあります在宅医療廃棄物についてお伺いいたします。

高齢化や医療技術の高度化により、医師などが行わず、患者本人が行う在宅医療が可能となってきており、そのときに発生する注射針や透析、点滴用の容器、チューブなどが家庭から排出されています。医療機関で出る廃棄物は産業廃棄物で医療機関に処理責任がありますが、家庭から出る在宅医療廃棄物を捨てる場合は一般廃棄物扱いのため、原則では市に処理責任があります。例えば糖尿病治療などで使用される注射器はプラスチック製ではありますが、家庭で排出はできず、使用後は原則として診察を受けた医療機関へ持ち込み、処分をしていただくことになっておりますが、ほとんどが一般廃棄物として排出さ

れているようにお聞きしております。自治体によっては、針の部分を保護し、可燃ごみとして排出し焼却処分されているところもあるようです。本市におきましては、プラスチックごみはクリーンセンターに収集された後、一度手選別により分けております。そして大きな塊にして業者に引き渡しているわけですが、この中に医療系廃棄物が1つでも混ざっていると、その引き取りランクが下がってしまったり、引き取りを拒否されるという事態が起こったりしていると聞いております。平成10年には旧厚生省が在宅医療廃棄物は市の責任で適正に処理するように通知されておりますし、平成17年には、在宅医療廃棄物の処理のあり方に関する検討会においても、適正処理についても今後引き続き検討の必要があるとしております。本市においても、今後高齢化などにより、在宅医療廃棄物は増加すると思われまます。注射針を一般廃棄物として廃棄されると、回収時に針刺し事故感染性のものでもありますと、感染症などを引き起こす可能性もあると考えます。医療機関や関係機関との連携を図り、在宅医療廃棄物の適正処理についての方法を確立すべきであると考えますが、これについての見解を伺います。

そして最後に、このごみ分別名人、この分別するための冊子なのですが、平成17年4月作成で、このときは全戸配布されたようで、その後は転入者のみに配布されていると聞いております。そして冊子の後ろを見ますと、このごみは燃えるごみ、何のごみは燃えるごみ、何は燃えないというような区別をされているわけですが、イチゴのパックの上のラップフィルムとか、カツラであるとか、苗箱であるとか、非常に事細かに書いているわけではありますが、平成17年以降は全戸配布もしていないということで、毎年配るものではないとは思いますが、近年は特に分別に対する意識も高まってきておりますので、何年かに一遍は新たに作り直しまして、もう一度配布していただきたいと思うのですが、そしてこの分別の問い合わせですが、環境課やクリーンセンターでも、これはどういうふうに捨てたらいいのかという問い合わせが非常に多いと聞いております。私はこれを3年か4年ぐらいに一度ずつぐらい変えていくべきと思いますが、新しくつくって配布し直すべきだと思いますが、そのお考えがあるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの内田議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業系ごみについてでございますが、これは内田議員のご指摘のとおりふえてございます。市内の経済活動が活発であるということの証でもあるかと思っておりますので、そう

いう意味では喜ぶべきではありませんけれども、内田議員のご指摘のとおり、市民からのごみはかなり減少してきております。その一方で、事業系のごみの方がふえているということでございますから、これは何とかしないといけないというふうに、私どもも考えてございます。こういうことの推進でございますが、一方的に市の方から、すぐに規制とか強制していくというものも難しゅうございますので、環境基本計画でもいろんな減量のプロジェクトを動かしてございますので、そういうものと連携しながら進めていきたいと思っております。平成20年度からは全体的な廃棄物処理のシステム全体の見直しを行うということも含めて、廃棄物減量等推進審議会というものを設置します。それから、市民の方々にもいろいろご議論いただこうと思っておりますので、ごみ問題市民会議というのも同時に立ち上げたいと思っておりますけれども、そういった場で市民、事業者、それから地域の方々と協働のもと、これからのごみ処理や、議員ご指摘の4Rでございますが、4Rの推進に向けたその協議・検討を進めていきたいと思っております。議員ご指摘の一般廃棄物減量計画書の提出を求めていけばどうかという具体的なお提案をいただいておりますが、これにつきましても、その中で検討させていただきたいというふうに考えます。

それから、2番目に不法投棄の問題のご指摘がございました。特にアナログ電波の停止ですね、停波とたしか言っているかと思いますが、この停波に伴いまして、テレビが5,000万台捨てられると。デポジット制度導入の働きかけをしてはどうかというご提案をいただきました。議員も多分ご存知かと思えますけど、私どもの市の総合計画の中に、市としてはデポジット制度を関係機関に要望していくというようなことが書いてございます。それも踏まえて、多分ご指摘をいただいているのかと思えますけれども、現実には、国の中央環境審議会におきまして、平成18年からその家電リサイクル制度の検討をずっとされてきておられたのですが、支払い方法を現行の後払いから前払いにすることや、提案いただきましたデポジット制度についても、その中で検討されておりました。結果的には先月出されました最終報告の中では、支払い方法の変更については見送られておるといような現状でございます。当面は現行の費用回収方式を維持しつつ、家電リサイクル法ルート of 適正排出促進や家電不法投棄対策の個別課題解決のための措置を講ずるといようなことになっていまして、要は現況の施策の強化というような形になっていまして、野洲市といたしましては、議員ご懸念のとおり、アナログ放送の停止に伴いますテレビの不法投棄の増加については、非常に懸念しておるところでございます。これにつきまして、先ほども申しました不法投棄の状況がございましたので、こういった状況を引き続き監視しなが

ら、県や関係団体を通じて制度改正を働きかけていきたいというふうに考えてございます。

それから、医療ごみについてのご指摘がございました。

これにつきましても、全く議員がご指摘したとおりでございまして、私ども今現況では、市で収集処理をしておるのですけれども、注射器とか血液の付着物みたいなものは医療機関に引き渡していただくようお願いしてございまして、それ以外につきましては、現在燃えるごみとして収集をさせていただいていると。その中で、針刺し事故等が起きないように、啓発を行っているという現状にございます。議員がご提案いただきました、関係機関と連携をとりながら、こういった廃棄物、ますます増加することが予測されるので、適正な処理を確実にするように検討していただきたいということでございましたが、ご指摘のとおりかと思えます。当市におきましても、今回大分議論になっておりますけれども、やはり高齢化によります在宅患者の増加が見込まれる状況にございますので、当市といたしましては、国、県、それから医療機関等の関係のところと連携を図りながら、適正な処理を行うということについて、検討をさせていただきたいと思えます。

それから、ごみの分別名人について、全戸配布を毎年とは言わないまでも、3年か4年に一度ぐらいは行うべきではないかということのご提案をいただいております。これにつきましては、現在、現時点である、ごみ分別名人というのは、平成17年度4月の発行でございます。これについては、かなり細かいところまで書いてあるというふうにご指摘を受けておりますけど、適正に分別して排出を行っていただけるというために、市民の方に該当品目や分別方法などをしていただくということで配布をさせていただいたものでございます。その配布を約3年経過しておりますわけで、その間、容器包装リサイクル法の改正に伴いまして空き瓶の分別の種類が変化しましたり、当市においては、事故等によりましてスプレー缶とかそういうものの扱いについての変更等もございました。そういった変更が生じた場合、その都度自治会への回覧や市の広報誌に載せるなどの啓発を行っておりまして、また新たに転入される方については修正部分を加えた冊子をお渡ししているという形を行っております。こういったごみの減量と資源化を推進するためには、やはり行政だけじゃなくて、市民と一体になって取り組む必要があるということから、今後も法改正とか変更等ございました場合には、適正な分別をしていただくように、ごみ分別の収集のカレンダーやその広報紙なども通じて周知してまいりたいというふうに考えてございます。当然その中の1つとして、ごみ分別名人もございますので、そうかと言って、議員も言及していただきましたけど、かなり大部のもので、また修正が通常ですと、行政で言う

と1年間ですと、それほど大きな修正がないものですから、修正の程度を見ながら、これはそろそろ新しいものに切り替えないといけないというようになるときはになりましたら、ご指摘のとおり、再度全戸配布という形でさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、会議の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後4時48分 休憩）

（午後4時50分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3人以上ない場合、会議規則第9条第2項の規定により、3人以上からのご異議がありませんので、本日の会議時間を延長することに決しました。

内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 再々質問。在宅医療廃棄物の排出、廃棄については、医療機関からの周知はもちろんでありますが、市からの周知徹底をしていただきたいように思います。他の市で医療機関系にアンケートとられていました結果、半分以下ぐらいの物しか返ってきていないと、医療機関の方へ返ってきていないということがありますので、市の方からも周知徹底をしていただきたいと思います。

また、不法投棄におきましては、現状で監視員が見つかる、それを回収する、しかしまた捨てるといったイタチごっこが続いておりますが、これをやめると、その場所が不法投棄の温床になり、川や山へ捨てられると環境破壊につながります。また、一般廃棄物の不法投棄は、産業廃棄物の不法投棄とは違い、廃棄者が特定しても、警察からの指導のみだと聞いております。不法投棄した場合、法律では5年以下の懲役、また1,000万円以下の罰金にということをして、またこちらの部分をしっかりと啓発していただきたいと思っております。それにより不法投棄の抑制につながると考えております。不法投棄は重大な犯罪であるという認識をしっかりと持っていただきたいと思っておりますので、啓発をよろしく願いいたします。

また、ごみ問題にはたゆまない行政の啓発と排出する人のモラルにかかっています。市の広報でも周知しておられますが、今一度環境問題、そして循環型社会の構築に向けて、普及啓発の意味を込めて、この冊子、ごみ分別名人の改訂版を作成し、配布いただきたいと思います。そして、啓発をする際にはよくペットボトルをリサイクルに回そう、CO₂の削減、これだけCO₂を削減できるとか、エネルギーが節減できるとか言うておられますが、ごみを出すと、これだけの処理費用がかかっていますよと、平成19年のクリーンセンター・蓮池の里にかかる経費、これを決算額に基づく施設のランニングコストより算出したものによりますと、中間処理施設の運転1日あたりの経費が、平成18年ですと124万8,000円、19年度見込みですと115万6,000円と、1日あたりこれだけかかっていますよと。これの処理が大体51トン、48トンとなっております。ごみを減らすと当然このような施設を回さなくてもいいと、動かさなくてもいい。それにより115万6,000円、この1日の運転経費が節減されますよというような観点からも、こういう部分も市民の方に知らせていただきたいと思います。最後に、このクリーンセンターについてお伺いしたいのですが、本市のこの焼却施設は、昭和56年に建設されまして、平成9年には基幹的施設が新しく整備されました。管理棟を含む建物自体は25年以上経過し、かなり老朽化しております。平成9年に新しく整備された基幹施設も10年が経過しようとしております。ごみの処理量などにもよりますが、国の基準では、このような施設の耐用年数はおよそ15年ぐらいたと聞いております。焼却炉においては、今すぐどうだということはないのですが、平成18年の修繕費は約1億1,500万円、19年度は約1億円かかっており、来年度にも9,000万近い予算が上がっております。年々老朽化が進んでおり、修理費もかさんでいっているのが現状であります。周辺市の焼却処理施設を見ても、草津市、守山市、近江八幡市の施設も本市と同じような状況だと伺っております。このような施設は、新設すると莫大な費用が必要であり、本市の施設の状況をしっかりと見極めて、独自でやるのか、広域化による運営をするのかなど、先を見据えた話し合いを始めなければならない時期だと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 内田議員の再々質問にお答えいたします。

要望を除きますと、まずごみの分別名人ですね。これについて改訂版を配布していただきたいということでございますけれども、これも紙でできておりまして、新しいのをつく

るということは、古いのはごみなるということもございますので、どのぐらい変更点があったのかということも確認させていただいて、その上で新しいものが要るかどうか検討させていただきたいというふうに考えます。

それから、クリーンセンターの老朽化の話でございますけれども、現在野洲クリーンセンターは稼働開始から、ご指摘のとおり20年以上経過している施設でございます。その途中で施設の処理能力の維持や性能の向上を図るために、焼却処理施設においては、平成7年、8年度に基幹的施設を整備しておりますし、平成13年度にはダイオキシン類の対策として、排ガス高度処理施設の整備などに努めてきてございます。ただ、現在の目で見ますと、ごみをどんどん燃やしていくという施設でございますので、機能面では、資源循環型の廃棄物処理施設という形になっていると言われると、少し適さないかなという点もございますし、またご指摘のとおり、施設の全体的な老朽化も進んできているということがございます。今後におきましては、センターの各施設の状況を把握しながら、次期の処理システムとして、全体的な見直しを行っていくことが必要かなというふうには考えてございます。その際の基本的な方針としましては、野洲市総合計画の中で、廃棄物の抑制とリサイクルの推進というのを、先ほど来、再三ご説明していますが、掲げさせていただいておりますので、やはりごみの減量化と発生の抑制というのが、やっぱりまず第一で、また限りある資源やエネルギーを有効に利用していくということも大事ということが、現行施設のシステムを20年以上前につくったときとかなり考え方が変わってきているのかなというふうに思います。ですから、議員ご指摘の4Rについても推進を、施設だけじゃなくてその4Rの推進ということもあわせてやっていかないといけないというふうに考えてございますので、単に処理施設だけをどうこうするという話じゃなくて、野洲市のごみ処理政策全体をどういうふうに見直していくかという中で検討していくものかなというふうに考えておりますので、その中でこの施設の今後につきましても検討していきたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに

決定いたしました。

なお、3月10日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後4時57分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年3月7日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 奥村治男

署名議員 藤村洋二